

# 大分県知的財産活性化指針

－「おおいた」の未来を拓く知的財産の創造・保護・活用の推進に向けて－

平成18年 2月

大 分 県

# 目 次

はじめに

概要

第1章 知的財産権制度の概要	1
1. 知的財産権とは	1
2. 知的財産権の種類	1
3. 主な知的財産権の権利化までの流れと出願などに係る経費	4
（1）特許権	4
（2）実用新案権	6
（3）意匠権	8
（4）商標権	10
（5）育成者権	12
（6）外国での権利取得	14
第2章 知的財産を巡る国や地方自治体の動き	19
1. 背景	19
2. 国における取り組み	20
3. 地方自治体における取り組み	22
第3章 大分県の産業及び知的財産に係る現状と課題	24
1. 大分県の産業	24
（1）農林水産業	24
（2）ものづくり産業（製造業）	24
（3）商業・物産・サービス産業	25
（4）観光産業	26
2. 大分県の知的財産に係る現状とこれまでの取り組み	27
3. 知的財産アンケート調査の結果と課題	30
4. 県有知的財産の出願、登録、管理及び活用の状況と課題	50
第4章 「知的財産立県おおいた」を目指した基本方向と課題解決の方策	52
【現状と課題】	52
【基本方向】	54
【課題解決の方策】	55
1. 知的財産の創造、保護及び活用による産業競争力の強化	55
<全般に係る方策>	55
（1）相談窓口の充実と知的財産専門人材の紹介	55
（2）中小企業における知的財産担当の設置及び職務発明規程などの制定の奨励	55
（3）知的財産に係る各種契約の重要性の啓発推進	55
<創造に係る方策>	56
（4）特許情報などの活用による先行技術調査支援	56
（5）大学や公設試験研究機関などの人材及び試験研究設備などの活用推進	56
（6）産学官や分野、業種を越えた連携による研究開発の推進	56
（7）知的財産の創造と活用を重視した研究開発や事業化の支援	57
（8）中小企業者などにおける知的財産の創出の奨励	57
<保護に係る方策>	57

(9) 模倣品・海賊版対策の推進	57
(10) 知的財産の出願に係る指導相談の推進	58
(11) 知的財産の出願に係る経費支援	58
＜活用に係る方策＞	59
(12) 知的財産を担保とした資金調達支援	59
(13) 開放特許などの活用促進	59
(14) 大学や公設試験研究機関などにおける知的財産の技術移転と 実用化支援の促進	59
(15) 事業化に向けたニーズや市場などの調査と販路開拓の支援	60
2. 地域ブランドの推進による地域経済の活性化	62
(1) 関係法制度の普及啓発の推進	62
(2) 農林水産物やその加工品の品質・安全管理技術の向上と安定供給の推進	62
(3) 農林水産物やその加工品の品質・安全管理などに係る認証制度の創設	63
(4) デザインや商標を活用した農林水産物やその加工品のブランド化支援	64
(5) 伝統的工芸品のデザインや商品開発力などの向上促進とブランド化支援	64
(6) ブランドづくりのための市場開拓や販路拡大の推進	65
(7) 地域資源を活用した魅力ある地域づくりの推進	65
3. 知的財産マインドの醸成と人材育成	67
(1) 中小企業者や生産者などに対する普及啓発の推進	67
(2) 地方自治体や関係団体などの職員に対する普及啓発の推進	67
(3) 青少年に対する科学技術の振興と知的財産教育の推進	67
(4) 大学や企業などにおける知的財産専門人材の育成支援	68
(5) 「発明の日」の奨励	68
4. 県有知的財産の創造、保護及び活用の推進と環境整備	70
(1) 県有知的財産の出願、登録、管理及び活用に係るポリシーの策定	70
(2) 県有知的財産の出願経費などの確保	71
(3) 研究者へのインセンティブの付与	71
(4) 知的財産担当部門の強化と関係機関における知的財産担当の設置	72
第5章 知的財産施策に係る国や大分県内の主な支援窓口	74

## 付録

大分県知的財産活性化指針策定の経過

大分県知的財産活性化指針策定委員会設置要綱及び委員名簿

大分県知的財産活性化指針庁内調整会議及び庁内ワーキンググループ設置要綱及び名簿

# はじめに

産業競争力を強化し、地域経済の活性化を図るためには、「もの」に加えて価値ある「知恵」を重視し、研究や新技術・新製品開発などの知的創造活動で生み出された成果を特許などの知的財産として保護し、活用することが重要です。

我が国では、「科学技術力」や「創造力」の分野で国際競争力を強化し、未来を拓く「知的財産立国」の実現を目指し、平成 14（2002）年 11 月に「知的財産基本法」を制定し、「知的財産戦略本部」の設置、「知的財産戦略推進計画」の策定など、知的財産の創造・保護・活用の推進に取り組んでいます。その中では、「大学知的財産戦略本部」や「TLO（Technology Licensing Organization、技術移転機関）」の設置、「特許審査迅速化計画」の策定、知的財産に関する訴訟を扱う「知的財産高等裁判所」の設置、信託業法の改正による「知的財産信託」の導入、中小企業に対する「知的財産に係る総合的支援の拡充」など、様々な取り組みがなされています。

一方、本県では、平成 17（2005）年 10 月に『県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県』を基本目標とした大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2005」を策定し、県民の皆様とともに新しい大分県づくりに取り組んでいます。その中では、「豊かな生活を支える力強い産業づくり」を分野別政策課題の一つとして位置付け、農林水産業や商工業などの振興を推進しています。基本戦略の一つである「おおいた産業活力創造戦略」では、ものづくり産業の振興政策、商業・物産・サービス産業の振興政策、人材育成・雇用政策を大きな柱としており、知的財産対策についても、県内における知的財産の創造・保護・活用があまり活発でないことから、その中で普及啓発の強化や相談体制の充実などの方向性と重要性を明記し、具体的な取り組みを始めています。

本県のものづくり産業を取り巻く環境は、経済のグローバル化の中で、中国などの東アジア諸国との分業が進み、厳しいコスト競争だけでなく、技術競争の時代に入りつつあります。このような背景の中、知的財産対策は、大手企業だけでなく、中小企業にとっても競争力の源泉として重要になっており、事業戦略や研究開発戦略とともに企業の経営戦略の一つとして取り組んでいくことが求められています。

また、本県は、「カボス」、「豊後牛」、「乾しいたけ」、「関あじ・関さば」、「城下かれい」、「豊の活ぶり」などの豊かな農林水産物とともに、「別府竹細工」や「日田げた」などの伝統的工芸品、さらには海・山・温泉などの豊かな天然自然に恵まれており、これらの資源を活用した観光・レジャー・サービス産業なども盛んです。これらの地域資源を知的財産として保護し、魅力ある地域づくりを進める中で地域ブランドとして確立していくことは、高付加価値化や他地域との差別化を図る上で重要であり、持続的な地域経済の発展と活性化に貢献することが期待されます。

本指針は、本県のこのような事情を踏まえ、県として知的財産対策をより具体的に推進するために策定しており、「知的財産の創造、保護及び活用による産業競争力の強化」、「地域ブランドの推進による地域経済の活性化」、「知的財産マインドの醸成と人材育成」、「県有知的財産の創造、保護及び活用の推進と環境整備」という 4 つの基本方向の中で、それぞれの課題解決の方策を示しています。今後は本指針に基づき、知的財産対策を積極的に推進することにより、本県における産業競争力の強化や地域経済の活性化を図ってまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本指針の策定にあたり、熱心にご検討いただいた「大分県知的財産活性化指針策定委員会」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 18 年 2 月

大分県知事 広瀬勝貞

# 概要

## 【大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2005」】

### 【基本目標】

- ◎県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県
- ★安心して心豊かに暮らせる大分県
- ★知恵と努力が報われる活力ある大分県
- ★人材あふれる発展の大分県

### 【分野別政策】

- ★人・水・緑が輝く環境づくり
- ★みんなで支え合う笑顔に満ちた社会づくり
- ★豊かな生活を支える力強い産業づくり
- ★交流で広がる活気あふれる地域づくり
- ★明日の大分を築く心豊かな人づくり

★「おおいた産業活力創造戦略」における知的財産対策をより具体的に推進し、地域の特色を生かした知的財産の創造、保護及び活用による産業競争力の強化や地域ブランドの推進による地域経済の活性化を図ることを目的に策定。  
★産業振興や地域振興を「知的財産」という新たな切り口で体系的に整理。

## 【おおいた産業活力創造戦略】

### 【ものづくり産業の振興】

- ◎先端ものづくり産業の集積
  - ★半導体関連産業
  - ★高度加工組立型産業
  - ★循環型環境産業
- ◎地域資源活用型産業の育成
  - ★食品科学産業
  - ★特色ある地域資源（温泉、石灰石、竹、木材など）
  - ★農工連携
- ◎産業集積のための環境整備
  - ★産学官連携
  - ★ベンチャー支援
  - ★知的財産対策ほか

### 【商業・物産・サービス産業の振興】

- ★フラッグショップの設置
- ★中国や欧米への販路開拓支援
- ★ブランド化の促進
- ★コミュニティビジネスへの支援ほか

### 【人材育成・雇用】

- ★技術者や技能者の育成
- ★ジョブカフェ推進
- ★産業クラスター人材の育成ほか

## 【大分県知的財産活性化指針】

### 【第1章 知的財産権制度の概要】

### 【第2章 知的財産を巡る国や地方自治体の動き】

- ◎日本経済の歩み
  - ★1960年代～1970年代前半 高度経済成長
  - ★1980年代 「ものづくり」を基盤とした技術大国へ
  - ★1990年代前半 バブル経済崩壊 →長期的な経済不況へ（失われた10年）
  - ★～2000年代前半 不良債権処理、事業形態の見直し、業界再編など
- ◎海外の動き
  - ★中国、台湾、韓国などの東アジア諸国の台頭 →日本の産業競争力の低下
  - ★「世界の工場」、「大量消費国」として注目される中国の著しい経済成長
  - ★日本製品の模倣品、偽ブランドなどの氾濫

◎資源の乏しい日本が、国際経済の中で産業競争力を高めるためには…  
★「もの」に加えて「知恵」を重視  
★技術革新・イノベーションが果たす役割（知識経済）の重要性が増大

◎日本政府の取り組み  
2002年7月 知的財産戦略大綱 策定  
2002年11月 知的財産基本法 成立  
2003年3月 知的財産戦略本部 設置  
2003年7月 知的財産推進計画2003 策定  
…  
2005年6月 知的財産推進計画2005 策定

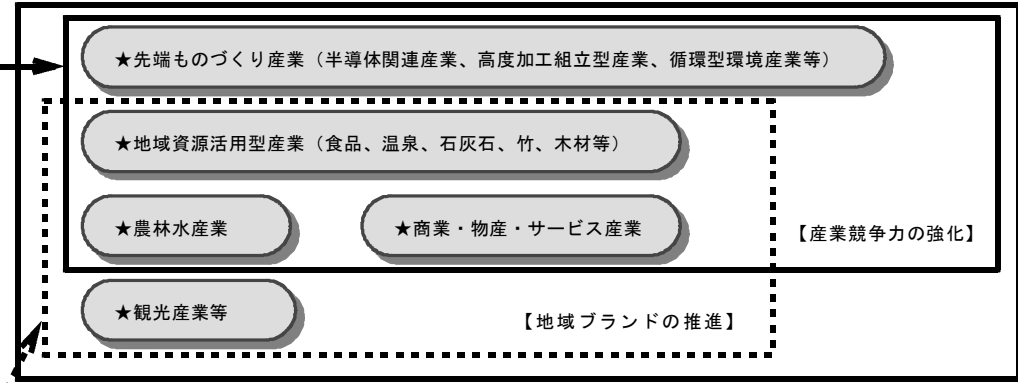
### 【第3章 大分県の産業及び知的財産に係る現状と課題】

- ◎大分県における知的財産の出願件数（平成16（2004）年実績）
  - ★特許出願件数 218件（全国44位）
  - ★実用新案出願件数 24件（全国38位）
  - ★意匠出願件数 71件（全国36位）
  - ★商標出願件数 317件（全国39位）

◎大分県の知的財産対策における現状と課題  
★県内に研究開発型の中小企業が少ない。（研究開発型中小企業の育成・支援）  
★県内に知的財産に対する認識がまだ十分に浸透していない。（普及啓発の強化）  
★県内に弁理士等の人材や相談体制が十分に整っていない。（相談窓口の充実）  
★県内中小企業では出願に係る経費負担が大きい。（出願経費の助成）  
★知的財産の創造・保護・活用があまり活発でない。（知的創造サイクルの確立）  
★意匠や商標を活用した地域ブランド保護が十分でない。（地域ブランド保護の推進）ほか

### 【第4章 「知的財産立県おおいた」を目指した基本方向と課題解決の方策】

1. 知的財産の創造、保護及び活用による産業競争力の強化
  - ★相談窓口の充実と知的財産専門人材の紹介
  - ★特許情報等の活用による先行技術調査支援
  - ★大学等の人材及び試験研究設備等の活用促進
  - ★産学官連携等による研究開発の推進
  - ★知的財産の創造と活用を重視した研究開発や事業化の支援
  - ★知的財産の創出奨励
  - ★模倣品・海賊版対策の推進
  - ★知的財産の出願に係る指導相談の推進
  - ★知的財産の出願に係る経費支援
  - ★開放特許の活用促進
  - ★大学等における知的財産の技術移転と実用化支援の促進
  - ★事業化に向けたニーズや市場等の調査と販路開拓の支援ほか



2. 地域ブランドの推進による地域経済の活性化
  - ★関係法制度の普及啓発の推進
  - ★農林水産物等の品質・安全管理技術の向上と安定供給の推進
  - ★農林水産物等の認証制度の創設
  - ★デザインや商標を活用した農林水産物等のブランド化支援
  - ★伝統的工芸品のデザインや商品開発力等の向上促進とブランド化支援
  - ★ブランドづくりのための市場開拓等の推進
  - ★地域資源を活用した魅力ある地域づくりの推進

3. 知的財産マインドの醸成と人材育成
  - ★普及啓発の推進
  - ★青少年に対する科学技術の振興と知的財産教育の推進
  - ★大学や企業等の知的財産専門人材の育成支援ほか

4. 県有知的財産の創造、保護及び活用の推進と環境整備
  - ★県有知的財産の出願、登録、管理及び活用に係るポリシーの策定
  - ★県有知的財産の出願経費等の確保
  - ★研究者へのインセンティブの付与
  - ★知的財産担当部門の強化と関係機関の知的財産担当の設置

### 【第5章 知的財産に係る国や大分県内の主な支援窓口】

# 第 1 章 知的財産権制度の概要

## 1. 知的財産権とは<sup>1)</sup>

知的財産権制度とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。「知的財産」及び「知的財産権」は、知的財産基本法において次のとおり定義されています。

### 【知的財産基本法（抜粋）】

第 2 条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用の可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

知的財産の特徴の一つとして、「もの」とは異なり「財産的価値を有する情報」であることが挙げられます。情報は、容易に模倣されるという特質をもっており、しかも利用されることにより消費されるということがないため、多くの者が同時に利用することができます。こうしたことから知的財産権制度は、創作者の権利を保護するため、元来自由利用できる情報を、社会が必要とする限度で自由を制限する制度ということができます。

## 2. 知的財産権の種類<sup>1) ~5)</sup>

知的財産権は、図 1 に示すように、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、育成者権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの信用の維持を目的とした「営業標識についての権利」に大別されます。また、いろいろある知的財産権の中で、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の四つを産業財産権といい、特許庁（〒 100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3、TEL（代表）:03-3581-1101）が所管しています。

特許法では、「発明」を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」（特許法第 2 条第 1 項）と定義しており、産業上利用できる発明を保護の対象としています（出願から 20 年間有効）。したがって、「永久機関」などの自然法則に反するものや、遊戯方法など人為的取り決めであって自然法則の利用がないものは保護の対象となりません。また、技術的思想の創作ですから、発見そのもの（例えば、ニュートンの万有引力の法則の発見）は保護の対象となりません。

実用新案法では、「考案」を「自然法則を利用した技術的思想の創作」（実用新案法第 2 条第 1 項）と定義しており、保護の対象は産業上利用できる「物品の形状、構造又は組み合わせに係る考案」に限定されています（出願から 10 年間有効）。したがって、物品の形状などに係る考案ですから、「方法」や「物質」は、実用新案法の保護対象となりません。

意匠法では、「意匠」を「物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美観を起こさせるもの」（意匠法第 2 条第 1 項）と定義しており、工業上利用できる意匠を保護の対象としています（登録から 15 年間有効）。したがって、物品とは一体不可分の関係にあり、また、物品の外観に現れないような構造的機能は保護の対象となりません。また、不動産や量産が可能でない物品のデザイン、物品に該当しない映像デザインも保護の対象となりません。

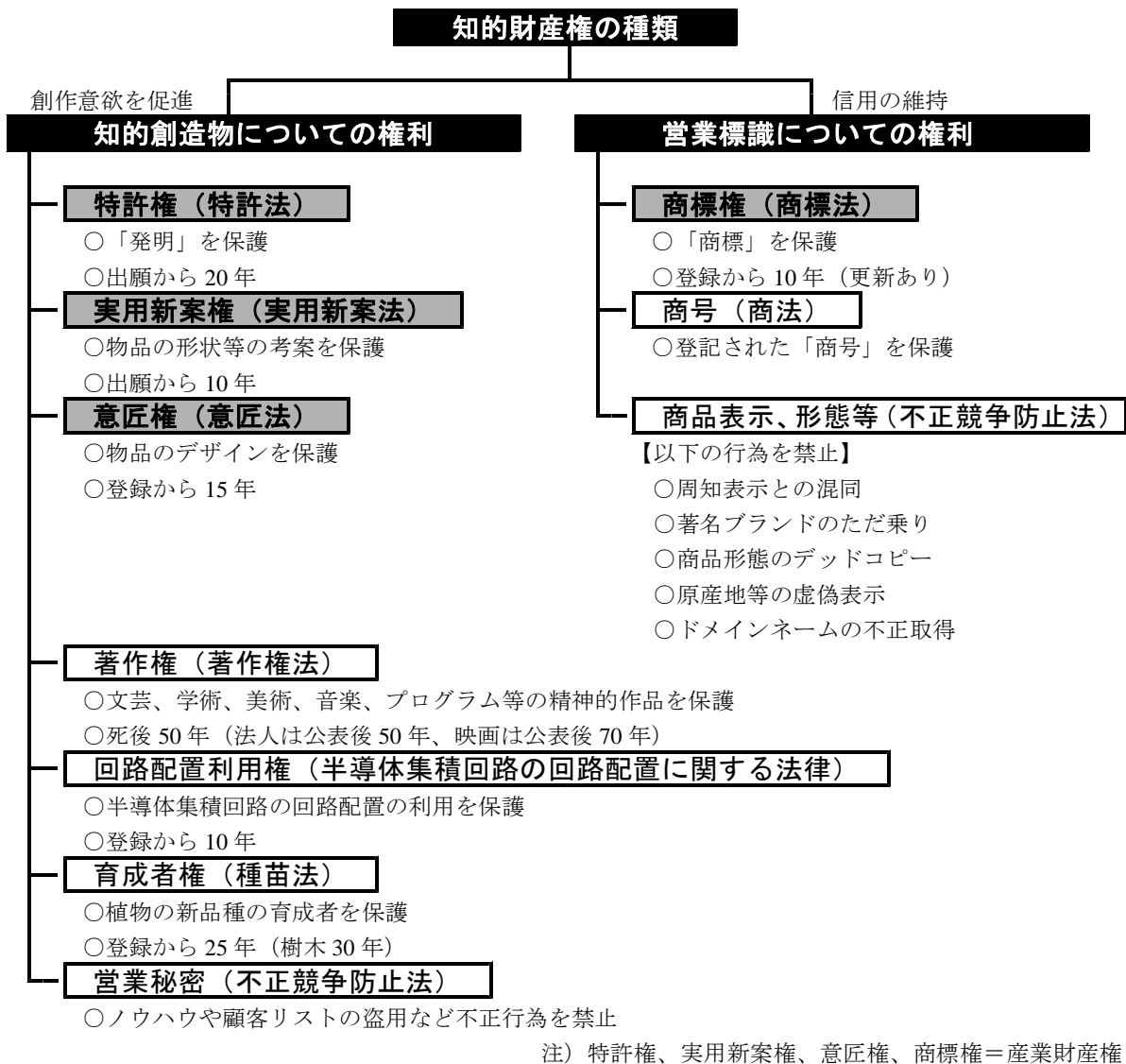


図 1 知的財産権の種類<sup>1)</sup>

商標法では、「商標」を「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合であって、①業として商品を生産し、証明し若しくは譲渡する者がその商品について使用するもの、②業として役務を提供し若しくは証明する者がその役務について使用するもの」（商標法第 2 条第 1 項）と定義しており、商標を保護の対象としています（登録から 10 年間有効、更新あり）。また、地域ブランドをより適切に保護することにより、産業競争力の強化と地域経済の活性化を図るため、商標法が一部改正され、平成 18（2006）年 4 月より、地域の名称及び商品又は役務の普通名称からなる商標について、地域団体商標として登録を受けることが可能となります。地域団体商標登録を受けることができる主体は、事業協同組合や農業協同組合などの特別の法律により設立された法人であり、法律上、構成員資格者の加入の自由が保障されているものが対象となります。

著作権法では、「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法第 2 条第 1 項）と定義しており、具体的には小説、音楽、美術、映画、コンピュータプログラムなどの著作物を保護の対象としています（著作者の死後 50 年間有効、法人は公表後 50 年間有効、映画は公表後 70 年間有効）。また、小説家、画家、作曲家などの創作活動を職業とする人だけでなく、創作活動を職業としなくても、小説を書いたり絵を描

いたりすれば、それを創作した者が「著作者」となります。著作権や著作者人格権は、著作物を創作した時点で「自動的に」発生するため、権利を得るための手続きは一切必要ありません。著作権法上の登録制度は、権利取得のためのものではなく、著作権に関しての法律事実を公示するとか、あるいは著作権が移転した場合の取り引きの安全を確保するなどのために存在しており、著作物を公表したり、著作権を譲渡したなどの事実があった場合にのみ、文化庁長官官房著作権課（〒100-8959 東京都千代田区丸の内 2-5-1、TEL（代表）:03-5253-4111）で登録が可能となります（プログラムの著作物の登録については、財団法人ソフトウェア情報センター（〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4 階、TEL:03-3437-3071）で行っています。）。

また、著作物の創作を他人や他社に委託（発注）した場合は、料金を支払ったかどうかなどに関係なく、実際に著作物を創作した「受注者側」が著作者となるため、発注者側が納品後にその著作物を利用するためには、そのための契約を交わしておくことが必要になるので注意しなければなりません。他人の著作物を利用する場合、原則として「権利者の了解（許諾）」を得ることが必要ですが、私的使用関係の他に、「教育機関」関係、「図書館」関係、「福祉」関係、「報道」関係、「立法」・「司法」・「行政」関係、「非営利・無料」の場合の「上演」・「演奏」・「上映」関係、「引用」・「転用」関係、「美術品」・「写真」・「建築」関係、「コンピュータプログラム」関係、「放送局」・「有線放送局」関係などについて、「権利制限規定」による例外として、権利者の了解を得ずに利用することができる場合もあります。

種苗法では、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図るため、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制などについて定めています（種苗法第 1 条）。育成者権は農林水産省（〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1、TEL（代表）:03-3502-8111）で所管していますが、保護の対象となる「農林水産植物」とは、「農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物」（種苗法第 2 条第 1 項）をいいます。品種登録の要件は、「①品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること（区別性）、②同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること（均一性）、③繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと（安定性）」（種苗法第 3 条第 1 項）、「既存の品種や登録商標と同一又は類似のものでないことなど（名称の適切性）」（種苗法第 4 条第 1 項）、「試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合を除き、日本国内において品種登録出願の日から一年さかのぼった日前に、外国において当該品種登録出願の日から四年（永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあっては、六年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていないこと（未譲渡性）」（種苗法第 4 条第 2 項）などとなっています。また、植物の新品種の育成者の適切な保護を図るため、平成 17（2005）年に種苗法が一部改正され、育成者権の効力の及ぶ範囲が「収穫物から直接に生産される加工品のうち政令で定められるもの」にまで拡大されたほか、育成者権の存続期間が「登録から 25 年（樹木の場合は 30 年）」に延長されました。

不正競争防止法は、「事業者間の公正な競争を確保」することと、「国際条約の的確な実施を確保」することを直接的な目的とし、これにより「国民経済の健全な発展に寄与すること」を最終的な目的としています（不正競争防止法第 1 条）。「事業者間の公正な競争の確保」には、事業者の営業上の利益を保護するという私益の面と、公正な競争秩序を維持するという公益の面があります。また、不正競争防止法により実施するべき国際条約には、パリ条約<sup>\*1</sup>、マドリッド協定<sup>\*2</sup>、TRIPs 協定<sup>\*3</sup>、OECD 外国公務員贈賄防止条約<sup>\*4</sup>があります。不正競争防止法では、「不正競争の防止に関する措置」として、不正競争に対する差止請求権と特定の不正競争に対する罰則を規定しています。また、「不正競争に係る損害賠償に関する措置など」として、不正競争に対する損害賠償や営業上の信用回復措置、民事訴訟における手続きに関して損害額の推定などの規定を設けています。

不正競争防止法は、不法行為法（民法）、特許法や商標法などの知的財産法、独占禁止法、刑法、民事訴訟法との関わりも深く、混同惹起行為、著名表示冒用行為、形態模倣行為、営業秘密の不正な取得・使用・開示の行為、技術的制限手段により制限されている映像・音・プログラムの視聴・実行・記録を可能にする（迂回する）機器又はプログラムを譲渡などする行為、ドメイン名の不正



取得行為、誤認惹起行為、信用毀損行為、代理人などの商標冒用行為について規制しています。また、適正な競争環境を維持するため、平成 17（2005）年に不正競争防止法が一部改正され、「営業秘密の保護強化」として、「営業秘密の国外使用・開示処罰」、「退職者の処罰」、「法人処罰」が導入され、「模倣品・海賊版対策」として、「著名表示冒用行為への刑事罰」、「商品形態模倣行為への刑事罰」、「水際措置（関税定率法）」が導入されています。

この他にも、半導体集積回路の回路配置に関する法律では、半導体集積回路の回路配置の利用を回路配置利用権として保護しており（登録から 10 年間有効）、商法では、登記された商号を保護しています。

#### 【用語説明】

- \* 1：パリ条約とは、工業所有権（知的財産権）の保護に関する国際条約で、世界 167 ヶ国（2005 年 8 月現在）が加盟しています。特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名及び不正競争の防止に関するもののほか、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品（例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉）についても適用されます。
- \* 2：マドリッド協定とは、標章の国際登録に関する制度で 1891 年 4 月に制定されました。マドリッド協定議定書（「マドリッド・プロトコル」ともいう。正式名称：標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書）は、マドリッド協定を修正・補完するもので、商標について世界知的所有権機関（WIPO、World Intellectual Property Organization）国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録を受けることにより、指定締約国（2005 年 10 月現在、67 ヶ国（予定国含む））においてその保護を確保できることを内容とする独立した条約です。
- \* 3：TRIPs 協定とは、知的所有権（知的財産権）の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）の略称で、WTO（World Trade Organization、世界貿易機関）協定の一つとして規定されています。
- \* 4：OECD（Organization of Economic Co-operation and Development、経済協力開発機構）外国公務員贈賄防止条約とは、不当な利益の取得のために、外国公務員に対して金銭などの不当な利益を供与することを禁止した国際条約です。

### 3. 主な知的財産権の権利化までの流れと出願などに係る経費

上述した知的財産権のうち、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）と育成者権について、権利化までの流れと出願などに係る経費を以下に簡単にまとめます。また、特許や商標などの外国での権利取得についても以下に簡単にまとめます。

#### （1）特許権<sup>1) 6)</sup>

図 2 に特許の出願から権利取得までの流れを示します。特許は出願しただけでは権利を取得することができず、出願をすると方式審査がなされ、さらに審査請求をすると審査官による実体審査が行われます。特許の要件を満たし審査をパスすれば特許査定がなされ、特許料の納付により特許原簿に登録されると、特許権が発生します。特許の要件を満たしていないものは拒絶されます。

特許を出願するときは、「特許願（願書）」、「特許請求の範囲」、「明細書」、「図面（化合物の合成方法のように図面を必要としない場合は不要）」、「要約書」の五つの書類を特許庁へ提出する必要があります。出願の方法として、書面による出願手続きと電子出願用共同利用端末を用いたオンラインによる出願手続きがあります。また、平成 17（2005）年 10 月からは、従来の電子出願手続きに加え、インターネットを利用した電子出願手続きが可能となりました。

また、すでにされている特許出願を基礎として戦略的に発展し、権利化に有効となる新たな特許出願をしようとする場合は、基礎とした特許出願の日から 1 年以内に限り、その出願に基づいて優先権を主張することができます。この優先権を主張して新たな出願をした場合には、基礎とした特許出願は、その出願日から 1 年 3 月後に取り下げられたものとみなされますが、新たな特許出願に係る発明のうち、先に提出されている発明については、当該先の出願の時にされたものとみなすと

いう優先的な取り扱いを受けることができます。

また、二つ以上の発明を包含する特許出願の一部を、一又は二以上の新たな特許出願とすることもできます。さらに、特許出願と実用新案登録出願及び意匠登録出願については、相互に出願形式を変更することができます。

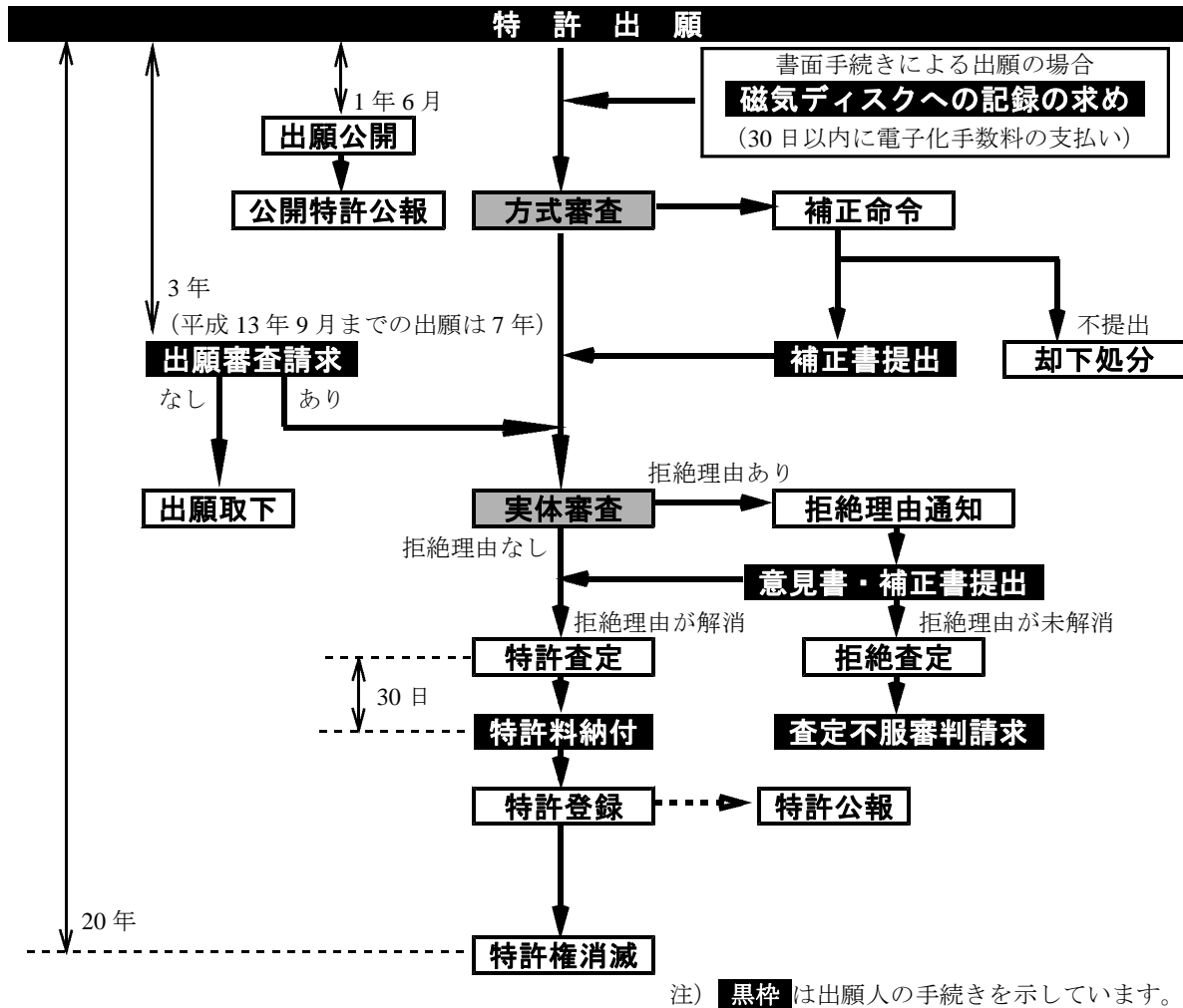


図2 特許の出願から権利取得までの流れ<sup>1) 6)</sup>

表 1 に特許の出願などに係る経費を示します。料金の納付方法については、オンライン手続きの場合には、予納、現金納付、電子現金納付\*<sup>5</sup>（平成 17（2005）年 10 月以降）の方法があり、書面手続きの場合には、これらに加えて特許印紙による納付方法があります。

表 1 特許の出願などに係る経費<sup>1)</sup>

手続項目	手数料
①出願	16,000 円 ※電子化手数料（書面により提出した特定手続き） 基本料 1,200 円＋枚数×700 円
②名義変更届	4,200 円（相続、合併による一般継承は無料）
③出願審査請求書	168,600 円＋請求項の数×4,000 円
④（請求項数が増の）補正書	請求項の数×4,000 円
⑤（拒絶理由）期間延長請求	2,100 円
⑥特許料納付（特許査定）	【1～3 年】 2,600 円＋請求項の数×200 円（年間） 【4～6 年】 8,100 円＋請求項の数×600 円（年間） 【7～9 年】 24,300 円＋請求項の数×1,900 円（年間） 【10 年～】 81,200 円＋請求項の数×6,400 円（年間）
⑦移転登録	【特定継承】 15,000 円 【一般継承】 3,000 円
⑧審判請求（拒絶査定）	49,500 円＋請求項の数×5,500 円

注）弁理士に係る経費などは含みません。

#### 【用語説明】

\* 5：電子現金納付とは、政府が推進する電子決済を実現するための納付方法であり、インターネット出願ソフトを介して納付番号取得から手数料納付までの一連の手続きを可能とするものです。インターネットバンキングの口座を有していれば、特許印紙の購入や銀行へ出向いての手続きが不要となります。

## （2）実用新案権<sup>1) 6)</sup>

特許制度では、審査をしてから特許を付与する審査制度を採用していますが、実用新案制度では、早期権利付与の観点から形式的な審査のみを行う無審査主義を採用しています。

図 3 に実用新案の出願から権利取得までの流れを示します。実用新案は、審査官による考案の新規性・進歩性などの具体的な実体審査が行われず、提出された書類が法に定められた様式に従って作成されているか否かの方式要件、また、登録するために必要な基礎的要件を満たしているか否かの基礎的要件のみの審査が行われます。

実用新案を出願するときは、「実用新案登録願（願書）」、「実用新案登録請求の範囲」、「明細書」、「図面」、「要約書」の五つの書類を特許庁へ提出する必要があります。特に実用新案の保護対象は「物品の形状、構造又は組み合わせに係るもの」に限られるため、「図面」が必ず必要になる点で特許と異なります。なお、出願の方法については前述したとおりです。

また、権利者と第三者のバランスを適切に考慮する観点から、権利行使に先立ち実用新案技術評価書を提示して警告することを権利者に義務付けています。実用新案技術評価書は、実用新案権の有効性を判断する材料として、特許庁の審査官が出願された考案の新規性・進歩性などに関する評価を行い、これを請求人に通知するものです。

実用新案権の訂正については、これまで請求項の削除のみが認められていましたが、「①実用新案登録請求の範囲の縮減、②誤記の訂正、③明瞭でない記載の釈明」を目的とする訂正を一回に限り行えるようになりました。また、実用新案権として設定登録された後も、実用新案登録出願から 3 年以内であれば、実用新案登録に基づいて特許出願を行うことが可能となりました。ただし、出願人又は実用新案権者による評価請求があった場合、また、他人による評価請求があり、他人から評

価請求があった旨の最初の通知から 30 日を経過した後は、実用新案登録に基づく特許出願を行うことはできません。また、実用新案登録に無効審判請求があった場合、最初の答弁書提出可能期限を経過した後も実用新案に基づく特許出願を行うことはできません。

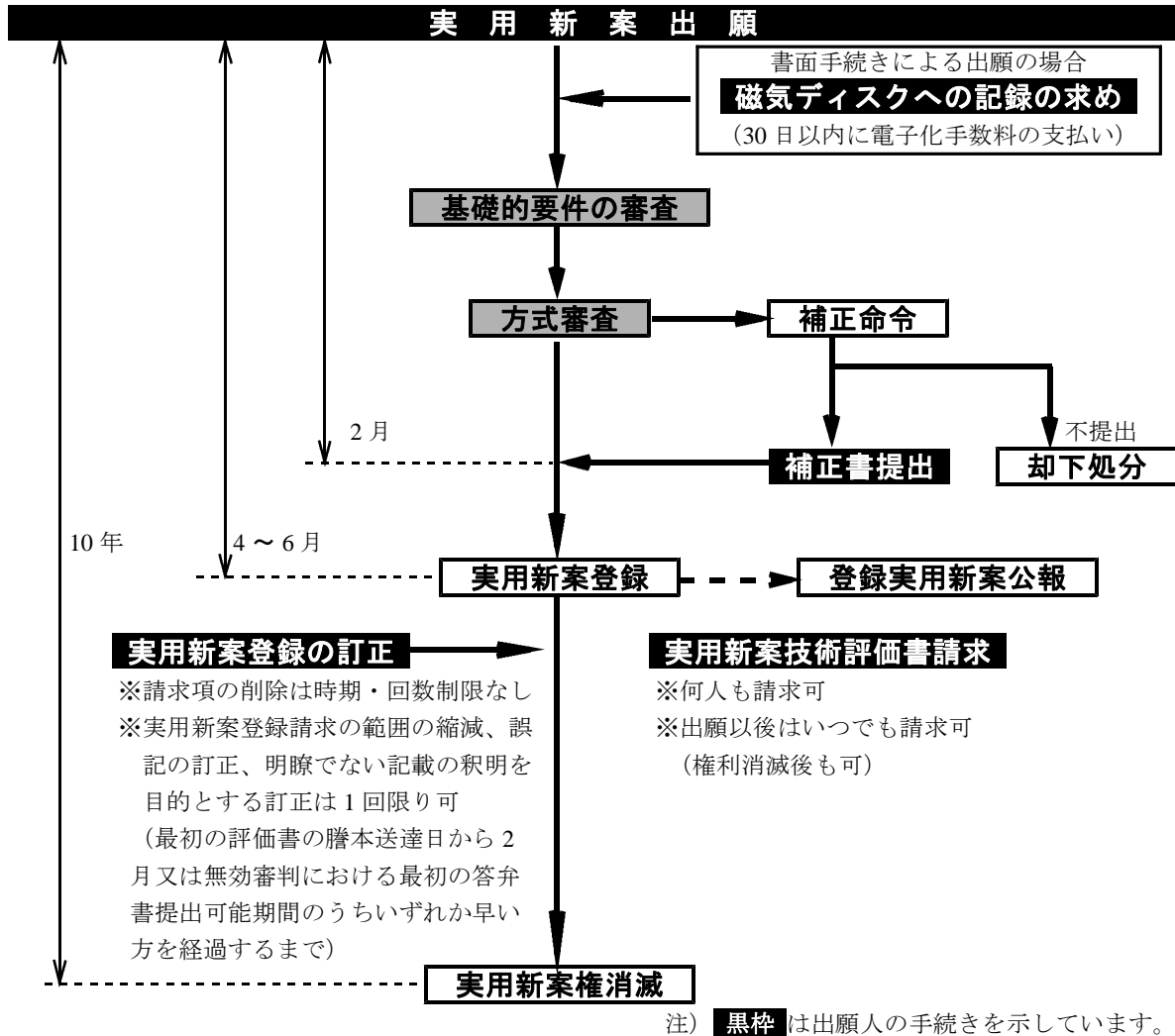


図3 実用新案の出願から権利取得までの流れ<sup>1) 6)</sup>

表2に実用新案の出願などに係る経費を示します。なお、料金の納付方法については前述したとおりですが、出願時に併せて第1年から第3年までの登録料を一括して納付しなければなりません。この点が、特許出願をする場合と異なります。

表2 実用新案の出願などに係る経費<sup>1)</sup>

手続項目	手数料
①出願	14,000 円 ※電子化手数料（書面により提出した特定手続き） 基本料 1,200 円＋枚数×700 円
②名義変更届	4,200 円（相続、合併による一般継承は無料）
③（請求項数が増の）補正書	請求項の数×登録料 100 円×3 年
④（長官指令）期間延長請求	2,100 円
⑤登録料納付（設定登録）	【1～3年】2,100 円＋請求項の数×100 円（年間） 【4～6年】6,100 円＋請求項の数×300 円（年間） 【7～10年】18,100 円＋請求項の数×900 円（年間）
⑥技術評価請求書	42,000 円＋評価を求める請求項の数×1,000 円
⑦移転登録	【特定継承】9,000 円 【一般継承】3,000 円

注）弁理士に係る経費などは含みません。

### （3）意匠権<sup>1) 6)</sup>

図4に意匠の出願から権利取得までの流れを示します。意匠法には審査請求制度がないので、原則としてすべての出願が審査されます。そして、拒絶理由のないものについては登録査定が行われて、登録料を納付することで意匠権が発生します。登録された意匠は、意匠公報によりその内容が公表されます。出願公開制度はありませんので、登録前に公開されることはありません。

意匠を出願するときは、「意匠願（願書）」及び「図面（あるいは代用の写真、ひな形、見本）」の二つの書類を特許庁へ提出する必要があります。また、これらの書類に加えて、「特徴記載書」を提出することも可能です。なお、出願の方法については前述したとおりです。

意匠においては、出願意匠が早期に実施されることが多いため、権利設定前の意匠に対して模倣が発生することもあり、社会的影響が大きいため、早期権利化を必要とする出願については早期審査制度が設けられています。早期審査制度を利用するにあたっては、「早期審査に関する事情説明書」を特許庁へ提出する必要があります。申請手数料などはかかりません。

また、特殊な意匠として、物品の全体から物理的に切り離せない部分に関する意匠（部分意匠）、組物全体として統一感がある意匠（組物の意匠）、同時期に創作された多数のバリエーションの意匠（関連意匠）があり、各々を登録することが可能です。さらに、秘密意匠制度<sup>\*6</sup>を利用した場合、登録の日から3年以内の請求期間内は、意匠は公表されません。

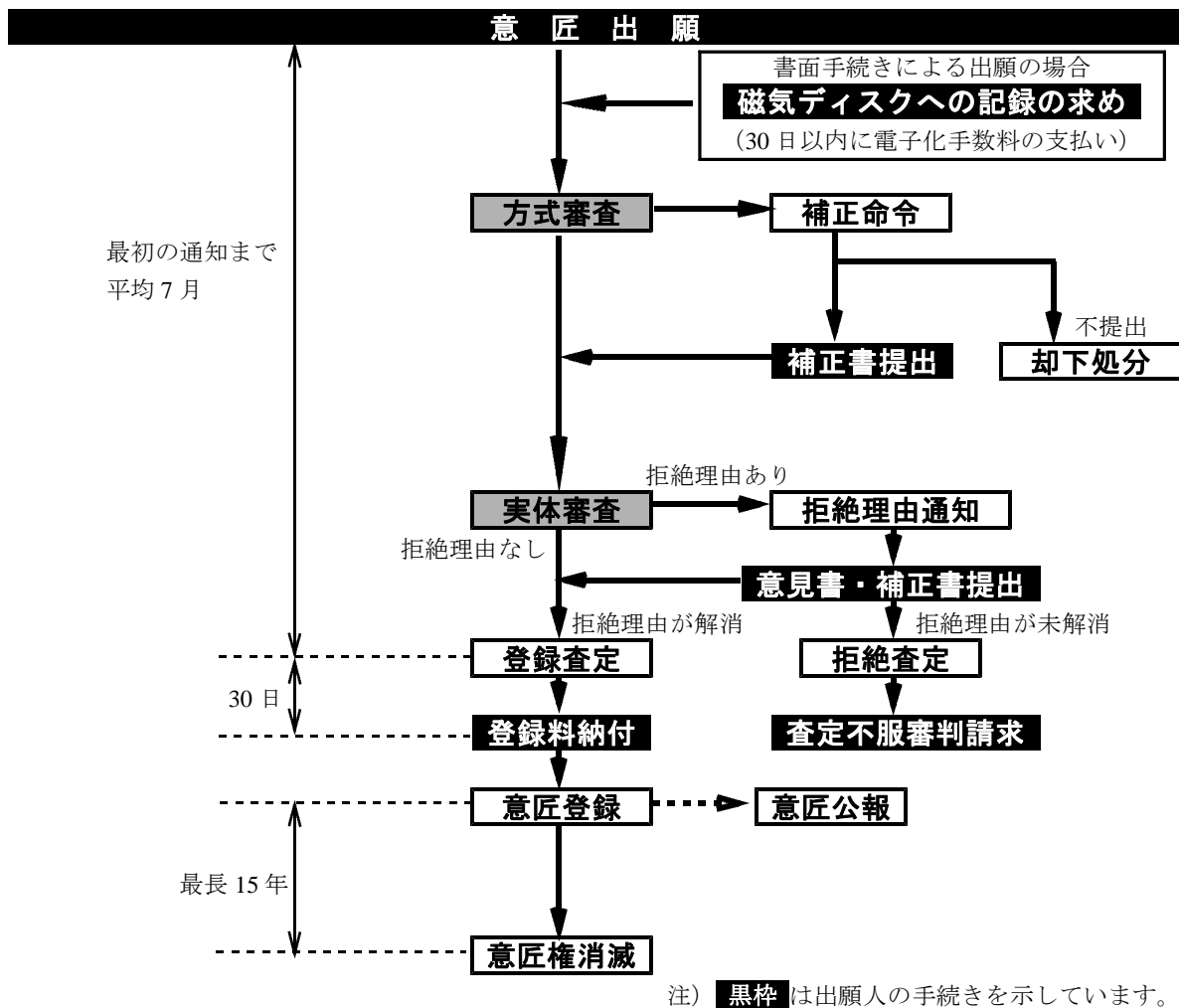


図4 意匠の出願から権利取得までの流れ<sup>1) 6)</sup>

表3に意匠の出願などに係る経費を示します。なお、料金の納付方法については前述したとおりです。

表3 意匠の出願などに係る経費<sup>1)</sup>

手続項目	手数料
①出願	16,000円 ※電子化手数料（書面により提出した特定手続き） 基本料 1,200円 + 枚数 × 700円
②名義変更届	4,200円（相続、合併による一般継承は無料）
③（拒絶理由）期間延長請求	2,100円
④登録料納付（登録査定）	【1～3年】8,500円（年間） 【4～10年】16,900円（年間） 【11年～】33,800円（年間）
⑤移転登録	【特定継承】9,000円 【一般継承】3,000円
⑥審判請求（拒絶査定）	55,000円

注) 弁理士に係る経費などは含みません。

#### 【用語説明】

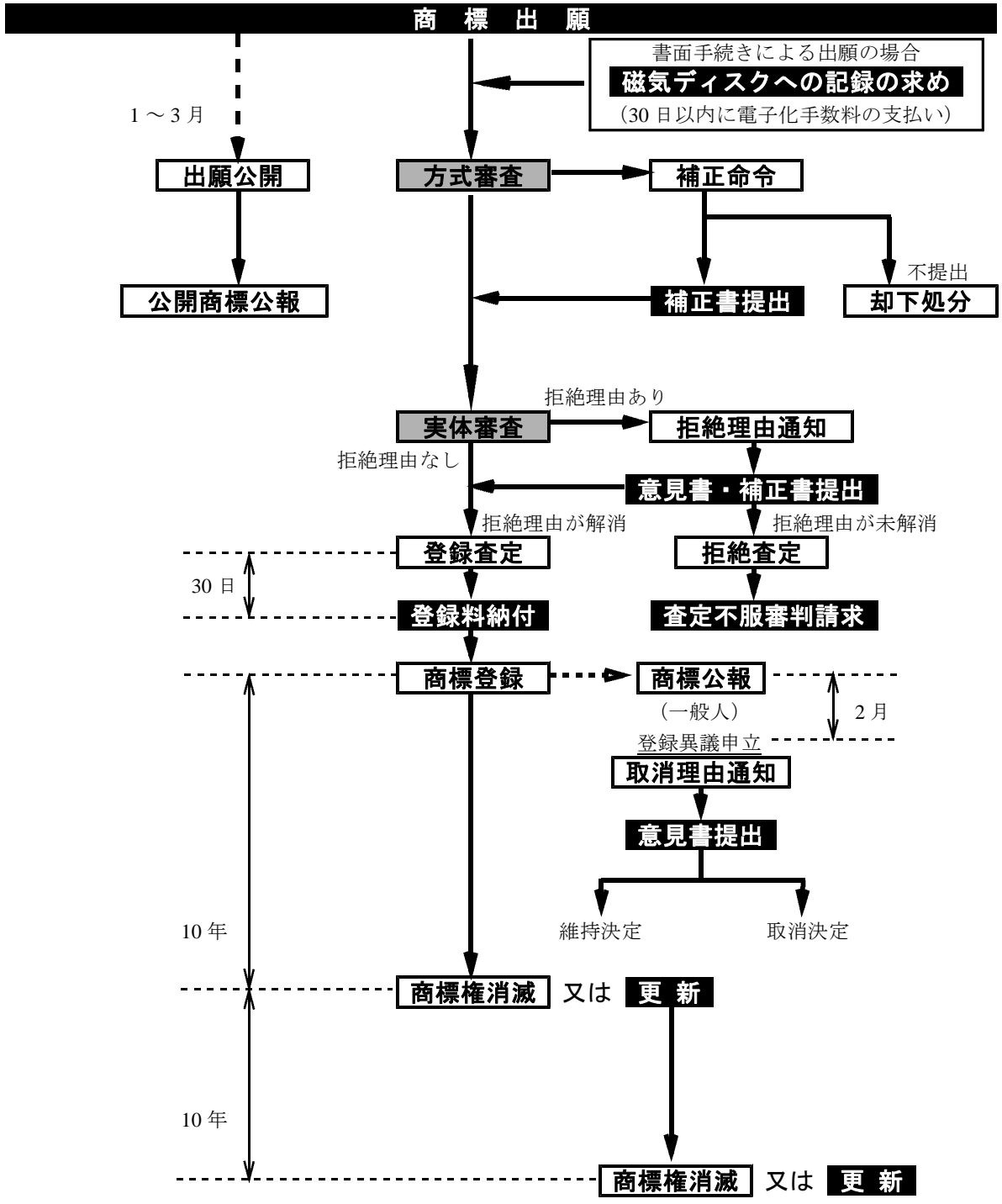
\*6：秘密意匠制度とは、産業財産権法のうち意匠法にだけある制度です。登録から最長 3 年を限度として意匠を秘密にすることができます。通常は出願意匠が登録されると意匠公報により当該意匠が公開されますが、秘密意匠制度を利用すると、意匠公報に意匠の内容を表す図面のほか、意匠に係る物品や意匠分類など意匠が推定できる情報は掲載されません。出願人が指定した秘密期間が経過すると、改めて願書や願書添付図面などの記載内容を掲載した意匠公報が発行されます。意匠は開示されると一目で内容が分かり、模倣されやすい特徴があるため、秘密意匠制度を利用して模倣を防ぎ、企業活動を有利に運ぶことができます。なお、秘密にすることを請求するときは、意匠登録出願と同時に書面をもって請求し、また、秘密請求の期間は、3 年以内の範囲で延長、短縮の請求をすることができます。

#### (4) 商標権<sup>1) 2) 6)</sup>

図 5 に商標の出願から権利取得までの流れを示します。商標制度では審査請求制度はありませんので、出願されたものすべてが公開・審査され、拒絶理由のないものは登録査定されます。その後、登録料を納付することにより商標登録されます。登録されると商標公報が発行されます。商標権の存続期間は、登録の日から 10 年をもって終了しますが、更新登録の申請によって更新できます。ただし、3 年以上使用しないしていると、取消審判を請求される場合があります。取消審判を請求されると、権利者は使用していることを証明しなければならず（使用していないことに対する正当な理由がある場合を除く）、証明することができない場合にはその商標権は取り消されます。

商標を出願するときは、「商標願（願書）」及び必要な書面を添付して特許庁へ提出する必要があります。また、出願人は、商標登録出願に係る商標が、第三者に無断で使用されている場合など、その商標の権利化について緊急性を要する場合、早期審査の請求を無料ですることができます。なお、出願の方法については前述したとおりです。

商標の出願の種類には、出願人の業務に係る商品又は役務（サービス）に使用する商標を登録するための商標登録出願のほかに、団体商標登録出願<sup>\*7</sup>、防護標章登録出願<sup>\*8</sup>があります。また、これまでは地域名と商品名又は役務名からなる商標については、それが全国的に広く知られている場合や、他の図形と組み合わせて使用する場合に限り登録が認められていました。しかし、地域の産品の評価が高まるにつれて、他地域で生産された商品にその名称を使用した模倣品が市場に出回り、地域ブランドの評価や信用が毀損されるといった問題が顕在化しています。そこで、地域ブランドをより適切に保護することにより、産業競争力の強化と地域経済の活性化を図るため、商標法が一部改正され、平成 18（2006）年 4 月より、地域の名称及び商品又は役務の普通名称からなる商標について、地域団体商標として登録を受けることが可能となります。地域団体商標登録を受けることができる主体は、事業協同組合や農業協同組合などの特別の法律により設立された法人であり、法律上、構成員資格者の加入の自由が保障されているものが対象となります。



注) 黒枠は出願人の手続きを示しています。

図5 商標の出願から権利取得までの流れ<sup>1) 6)</sup>



表 4 に商標の出願などに係る経費を示します。料金の納付方法については前述したとおりです。

表 4 商標の出願などに係る経費<sup>1)</sup>

手続項目	手数料
①出願	6,000 円＋区分数×15,000 円 ※電子化手数料（書面により提出した特定手続き） 基本料 1,200 円＋枚数×700 円
②名義変更届	4,200 円（相続、合併による一般継承は無料）
③（拒絶理由）期間延長請求	2,100 円
④登録料納付（登録査定）	【全額納付】区分数×66,000 円（10 年分） 【分割納付】区分数×44,000 円（5 年分）
⑤異議申立	3,000 円＋区分数×8,000 円
⑥更新登録申請	【全額納付】区分数×151,000 円（10 年分） 【分割納付】区分数×101,000 円（5 年分）
⑦移転登録	【特定継承】30,000 円 【一般継承】3,000 円
⑧審判請求（拒絶査定）	15,000 円＋区分数×40,000 円

注) 弁理士に係る経費などは含みません。

【用語説明】

- \* 7：団体商標登録出願とは、事業者を構成員に有する団体が、その構成員に使用させる商標を登録するための出願です。
- \* 8：防護標章登録出願とは、登録商標を使用した結果、著名なものとなったことによって、その登録商標を他人が分野の異なる商品又は役務に使用した場合であっても、商品又は役務の出所の混同を生じさせることもあることから、出所の混同を生じさせる恐れのある分野の商品又は役務について、他人の当該登録商標の無断使用を排除するための出願です。したがって、防護標章登録は商品又は役務に使用することを前提とした権利ではありません。出願料金は 12,000 円＋区分数×30,000 円です。

(5) 育成者権<sup>3) 7)</sup>

図 6 に育成品種の出願から権利取得までの流れを示します。育成品種を出願するためには、「品種登録願（願書）」、「説明書」、「写真」、「種子 1,000 粒（品種を種子で登録する場合）」又は「試験管 5 本（きのこの種菌の場合）」、「委任状、承継人であることを証明する書類（代理人や育成者の承継人が出願する場合）」、「試作データ」の六つの書類を農林水産省へ提出する必要があります。出願後、書類上の補正などが済むと出願公表され、出願公表後、品種登録の要件が満たされているか否かについて審査が行われます。拒絶理由のないものについては品種登録され、品種登録簿に記載されるほか、官報などで公示されます。ただし、品種登録の公示後、30 日以内に登録料を納付しなければなりません。

品種登録されると、「育成者権」が発生します。育成者権者は登録品種を独占的に利用することができ、育成者権者以外の者は育成者権者の許諾を得ないで業として登録品種を利用することはできません。

なお、「①新品種の育成に使用するため、登録品種の種苗を増殖し、栽培する場合」、「②登録品種の特性を調査し、登録された特徴どおりのものであるか確認するため、登録品種の種苗を増殖し、栽培する場合」などの試験研究目的の場合は、育成者権者の許諾は不要です。ただし、このような場合でも増殖した種苗を販売などすることは、試験研究の範囲を超えるものであり、育成者権者の許諾が必要となります。

また、植物の新品種の育成者の適切な保護を図るため、平成 17（2005）年に種苗法が一部改正され、育成者権の効力の及ぶ範囲が「収穫物から直接に生産される加工品のうち政令で定められるもの」にまで拡大されたほか、育成者権の存続期間が「登録から 25 年（樹木の場合は 30 年）」に延長されました。

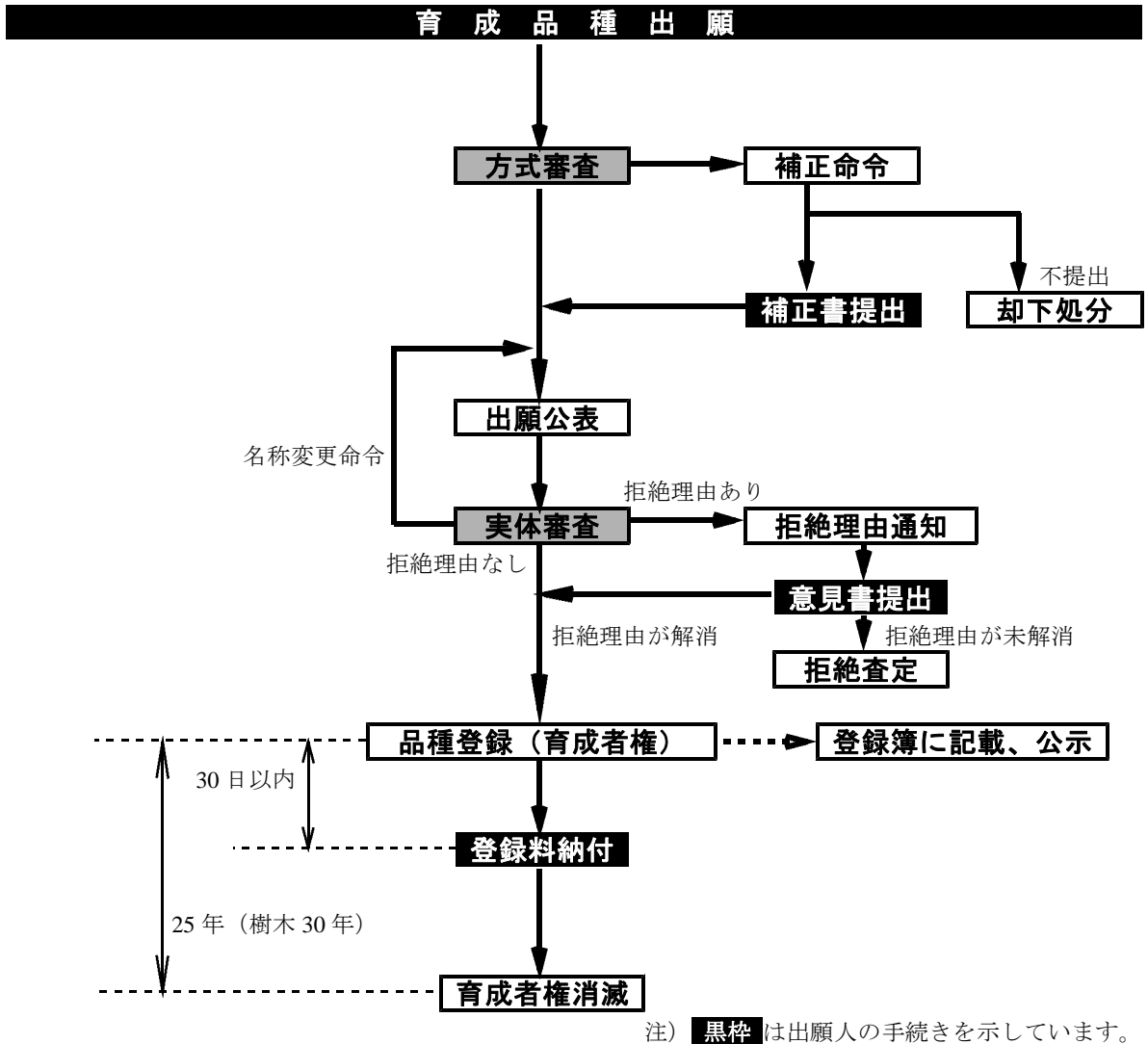


図6 育成品種の出願から権利取得までの流れ<sup>3) 7)</sup>

表5に育成品種の出願などに係る経費を示します。料金の納付方法については、納付書に収入印紙を貼付して納付します。

表5 育成品種の出願などに係る経費<sup>3) 7)</sup>

手続項目	手数料
①出願	47,200 円
②登録料納付	【1～3年】6,000 円（年間） 【4～6年】9,000 円（年間） 【7～9年】18,000 円（年間） 【10～30年】36,000 円（年間）
③育成者権の移転の登録	【相続又は法人の合併による移転の登録】3,000 円 【その他の原因による移転の登録】9,000 円
④専用利用権又は通常利用権の設定又は保存の登録	9,000 円
⑤育成者権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	千分の四（債権金額）
⑥専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転の登録	【相続又は法人の合併による移転の登録】1,500 円 【その他の原因による移転の登録】3,000 円
⑦信託の登録	3,000 円
⑧付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち③から⑦までの登録に該当するものを除く。）	1,000 円
⑨登録の抹消	1,000 円

#### （6）外国での権利取得<sup>1) 6) 8) 9)</sup>

特許権の効力は、特許権を取得した国の領域内に限られ、その領域を超えて他国まで及ぶものではありません。すなわち、日本の特許法に基づいて取得した特許権は、日本国内のみで有効であり、外国まで権利が及ぶものではありません。したがって、外国においても、当該特許権に基づいて製造や販売などをするのであれば、権利を取得したい国の特許庁に出願し、特許権を取得しなければなりません。

図7に外国での権利取得について示します。外国で特許を取得するためには、主に二つの出願方法があります。すなわち、「①権利を取得したい国の特許庁に対して直接に出願をして、その国の実体審査を受ける方法（直接出願又はパリ・ルート出願）」と、「②外国特許庁で実体審査の手続きに至る前に特許協力条約（PCT、Patent Cooperation Treaty）に基づく国際的に統一された手続きを経由させる方法（PCTルート出願）」です。

パリ・ルート出願は、自国で既になされた出願又はパリ条約加盟国（2005年8月現在、167ヶ国）のいずれかの国でなされた出願を基礎として、パリ条約に基づく優先権を主張し、海外に直接出願する方法です。パリ条約の優先権を主張したときには、優先権主張の基礎となった出願（以下「先の出願」という。）の出願日が、外国の特許庁に対する出願（以下「後の出願」という。）の出願日と同じ効果を持つ日（この日を「優先日」という。）としてみなされます。ただし、パリ条約の優先権を主張するためには、先の出願から12月以内に後の出願をしなければなりません。

PCTルート出願は、権利を取得したい国が多くある場合、あるいは外国のそれぞれの特許庁にそれぞれの様式、方法で直接出願する煩雑さを避けたい場合に用いられる方法です。PCT国際出願を用いて出願できる国は、PCT加盟国（2005年9月現在、128ヶ国）に限定されますが、権利を取得

したい国が PCT 加盟国であれば、PCT が定めた国際的に統一された一つの出願願書を自国特許庁（日本であれば、日本国特許庁）へ提出し、国際出願が受理されることで、その日が国際出願日となり、PCT 加盟国に対して有効な出願日とみなされます。さらに、国際出願は自国特許庁が認める言語（日本であれば、日本語又は英語）で出願することができます。ただし、PCT 国際出願をすれば、そのまま自動的に国際的な特許権が付与されたり、各国の実体審査が行われるわけではありません。各国がどのような発明に対して特許を付与するかは、各国の裁量にゆだねられていますので、最終的には PCT 国際出願も各国の国内手続きに移行する必要があります。国内手続きに移行するためには、権利を取得したい指定国が要求する言語に翻訳した国際出願の翻訳文をその国の特許庁へ提出しなければなりません。さらに、指定国が要求する場合には、国内手数料を支払います。その提出期限は、国際出願日（優先権を主張している場合は優先日）から 30 月以内と定められています。パリ条約の優先権が 12 月の猶予を与えているのに対して、PCT 国際出願はさらにゆったりとした期間を与えているのが特徴です。この期間を利用して、特許取得の可能性と市場性などのメリットを判断し、国内手続きに移行する国を最終的に厳選することによって無駄なコストを節約することができます。さらに、PCT 国際出願は、国際調査と国際調査見解書を受けることができますので、それらの報告書を吟味した上で、指定国を絞り込むこともできます。なお、PCT 国際出願は、出願するだけで PCT 加盟国のすべてに出願したことになりますので、複数の外国への出願であると同時に、日本に対しても同じ国際出願を用いて国内出願したことになります。

したがって、それぞれの手続きにはそれぞれのメリットがありますので、何ヶ国で権利を取得したいのか、どれくらい早期に権利を取得したいのか、過去に同様の発明が出願されたかの調査（先行技術調査）をしてもらいたいのか、特許性があるか否かの判断をしてもらいたいかなど、十分に検討しながら適切なルートを選択する必要があります。

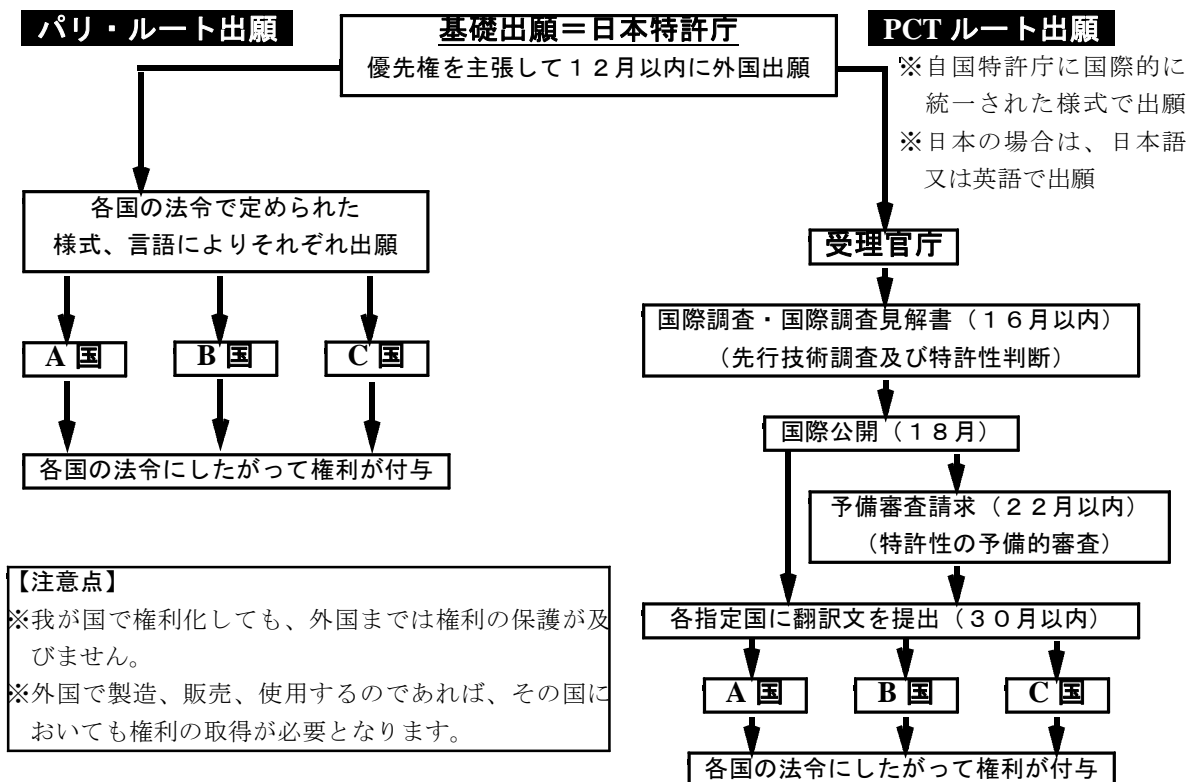


図7 外国での権利取得<sup>1) 8) 9)</sup>

表 6 に PCT 国際出願に係る経費を示します。なお、各指定国への翻訳文の提出や国内手数料については別途経費が必要となります。また、弁理士を利用する場合は、別途代行手数料も必要となります。

表 6 PCT 国際出願に係る経費<sup>1) 8) 9)</sup>

手数料の種類	要件	金額	納付方法	根拠規程
※国際出願手数料 A	国際出願の用紙の枚数が 30 枚まで	123,200 円	振込証明書の提出 <sup>*1</sup> 【証明書省略可】	法 18(3) 規則 80
	30 枚を超える用紙 1 枚につき	1,300 円		
A からの減額	① PCT-SAFE ソフトウェアの EASY モードを使用して作成した願書(紙)と FD(願書及び要約書の電子データを格納)を同時に提出した国際出願	8,800 円	—	
	②オンラインでした国際出願	26,400 円		
※調査手数料 C	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(1 件につき)	97,000 円	特許印紙 【予納利用可 <sup>*3</sup> 】	法 18(1)1 令 2(1)1
※送付手数料 D	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(1 件につき)	13,000 円		
(※) 調査手数料 E	ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う国際出願(1 件につき)	217,300 円	振込証明書の提出 <sup>*2</sup> 【証明書省略可】	法 18(1) 規則 78 の 3
(※) 送付手数料 F	ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う国際出願(1 件につき)	13,000 円	特許印紙	法 18(1)2 令 2(1)2
国際調査の追加手数料	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(1 件につき)	78,000 円 × (請求の範囲の発明数 - 1)		
予備審査手数料	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(1 件につき)	36,000 円	特許印紙	法 18(1)4 令 2(1)4
取扱手数料	国際予備審査請求(1 件につき)	17,600 円	振込証明書の提出 <sup>*1</sup> 【証明書省略可】	法 18(3) 規則 80
予備審査の追加手数料	日本国特許庁が国際予備審査を行う場合(請求 1 件につき)	21,000 円 × (請求の範囲の発明数 - 1)	特許印紙	法 12(3) 令 2(3)
文献の写しの請求に係る手数料(1 件につき)		1,400 円	特許印紙	法 18(1)3 令 2(1)3
書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料(1 件につき)		1,400 円		法 20 規則 82(1)
優先権の書類の送付の請求に係る手数料(1 件につき)		1,400 円		
国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料(1 件につき)		1,400 円		

※印・・・出願にあたって最低限必要となる手数料の種類

調査手数料・送付手数料は、日本国特許庁とヨーロッパ特許庁で異なります。

\* 1 : 「WIPO-PCT、Geneva」名義の「普通口座・2074896」((株)東京三菱銀行虎ノ門支店)へ振込み

\* 2 : 「EPO/JP-WIPO」名義の「普通口座・2126573」((株)東京三菱銀行虎ノ門支店)へ振込み

\* 3 : 予納利用には、願書に申請人識別番号を、手数料計算書に予納台帳番号の記載が必要です。

法とは・・・特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願などに関する法律

令とは・・・特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願などに関する法律施行令

規則とは・・・特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願などに関する法律施行規則

また、図8に外国での商標権の取得について示します。海外において商標権を取得するには、従来は各国の特許庁へ直接出願を行っていました。しかし、従来の手続きに加えて、我が国が平成12(2000)年3月14日から受け付けを開始した商標の国際登録制度では、日本の特許庁に登録又は出願されている商標と同じ商標について、マドリッド協定議定書の締約国(2005年10月現在、67ヶ国(予定国含む))を指定して、日本の特許庁へ英語による国際登録出願をすることにより、その締約国において保護を確保することができます。単一の言語(英語)による一つの出願で、複数国において商標権を取得できることから、商標権の維持管理が容易となり、コストの低廉化が可能となります。

なお、商標権の国際登録の存続期間は、国際登録日から10年です。また、10年ごとの更新手続きが可能です。指定した国ごとに更新手続きを行うのではなく、WIPO国際事務局への一つの更新申請により、複数国を指定している国際登録を一括して更新することができます。

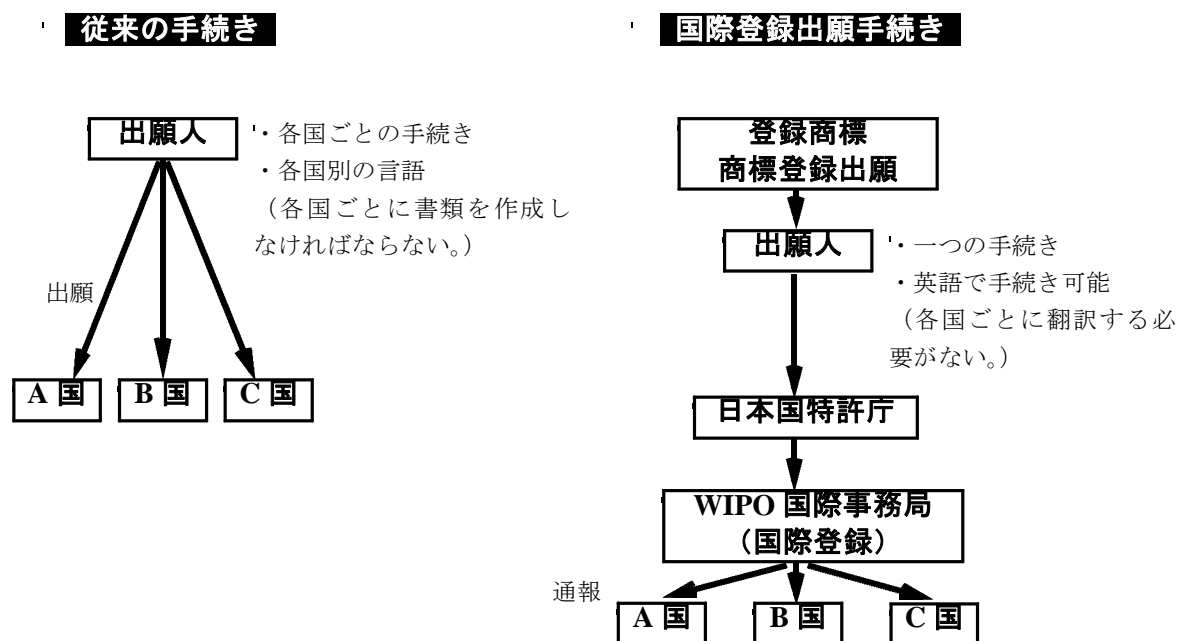


図8 外国での商標権の取得<sup>1) 9)</sup>

表7に商標の国際登録出願に係る経費を示します。国際登録出願の手数料は、日本国特許庁へ支払うものとWIPO国際事務局へ支払うものの2種類があり、それぞれ支払い方法が異なります。WIPO国際事務局への支払いの時期は、国際登録の前にWIPO国際事務局へ支払うことが条約で定められていますので、日本国特許庁に対して国際登録出願のための手続きをする前に、WIPO国際事務局へ手数料を支払うことになります。

表7 商標の国際登録出願に係る経費<sup>1) 9)</sup>

項目	手数料
基本手数料	【白黒見本の場合】653SF (スイスフラン) 【カラー見本の場合】903SF (スイスフラン) ※1SF = 約89円 (2006年1月現在)
特許庁手数料	9,000円
個別・付加手数料	指定締約国ごとに異なる

注) 弁理士に係る経費などは含みません。

**【参考資料等】**

- 1) 特許庁、平成 17 年度知的財産権制度入門、P.3、P.4 ～ 29、P.46 ～ 59、P.60 ～ 64、P.65 ～ 70、P.74 ～ 82、P.88 ～ 94、P.95 ～ 96、P.200
- 2) 特許庁、平成 17 年度商標法の一部を改正する法律について（説明会テキスト）、P.1 ～ 34
- 3) 農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/>)
- 4) 知的財産戦略本部、知的財産推進計画 2005、P.41、P.110
- 5) 経済産業省知的財産政策室、平成 17 年改正不正競争防止法（説明会資料）、P.1 ～ 92
- 6) 特許庁、工業所有権標準テキスト特許編、P.121、P.143、P.157、P.162、P.163
- 7) 福岡県農産物知的財産権センター（福岡県農業総合試験場）ホームページ (<http://www.farc.pref.fukuoka.jp/>)
- 8) 特許庁、平成 16 年度国際出願手続（手続編）、P.1 ～ 13、P.212
- 9) 特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/>)

## 第2章 知的財産を巡る国や地方自治体の動き

### 1. 背景<sup>1)~5)</sup>

我が国は、欧米の先進的な技術を貪欲に導入し、1960年代から1970年代前半の高度経済成長期を経て、1980年代には発展途上国のみならず、欧米諸国からも注目を集める「ものづくり」を基盤とした技術大国へと発展を遂げました。しかし、1990年代前半にバブル経済が崩壊し、事業形態の見直しの遅れや不良債権問題など数々の要因が複合的に重なり合っ、長期的な経済不況に陥りました。最近では、中国経済の成長による輸出の増加などにより、景気は緩やかに回復しているものの、地域、業種、企業規模間で経済格差は拡大しています。

一方、中国、台湾、韓国などの東アジア諸国の台頭と、我が国の国際経済における産業競争力の低下により、産業のグローバル化が加速しています。とくに中国は、急速な技術水準の向上と格安な人件費などを強みに、低コストで規格化された製品を大量に生産しており、「世界の工場」としてその地位を確立しつつあります。また、国民の生活水準も向上しており、「大量消費国」としてその市場にも注目が集まっています。

このような背景の中、資源の乏しい我が国の国際経済における産業競争力の強化を図るためには、「もの」に加えて価値ある「知恵」を重視し、研究や新技術・新製品開発などの知的創造活動で生み出された成果を、特許などの知的財産として保護し、活用することが重要な課題となっています。1980年代の米国は産業競争力の低下に苦しみ、いち早くプロパテント政策<sup>\*9</sup>に転じて成功を収めました。我が国の経済成長の鍵を握るのは、高付加価値化や生産性の向上など、知的財産を競争力の源泉とした「技術革新（イノベーション、innovation）」であるといつて過言ではありません。また、アジア地域を中心に、高品質で人気の高い日本製品の模倣品や海賊版などが横行していますが、これらを取り締まるためにも、知的財産の保護や活用を積極的に推進することが重要な課題となっています。さらに、企業の経営戦略において、事業戦略、研究開発戦略、知的財産戦略を三位一体で「選択と集中」により推進し、図9に示す知的創造サイクル<sup>\*10</sup>を大きく、早く、円滑に回していくことが、国際競争に勝ち残るためには欠かせません。

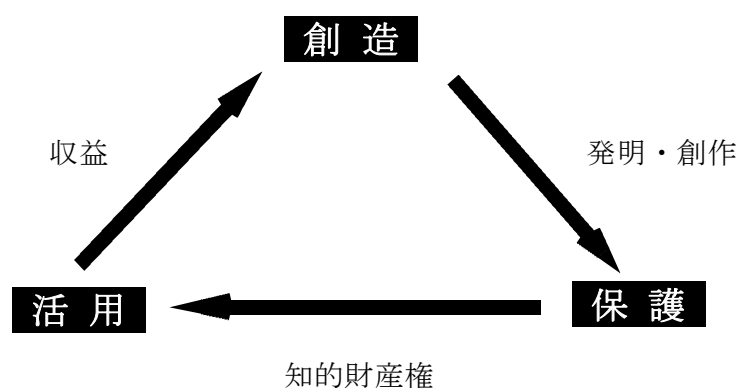


図9 知的創造サイクル<sup>1)</sup>



また、地域経済の活性化を図る上でも、知的財産は重要な役割を担っています。とくに地域ブランドの保護における意匠や商標などの知的財産の活用は、その地域における農林水産物やその加工品などの製品の付加価値を高め、模倣を防止するために重要な課題となっています。また、地域ブランドづくりは「地域づくり」でもあり、権利として存在する狭義の知的財産とともに、ノウハウ、人材、文化などを含めた広義の知的財産の集積による魅力ある地域づくりを推進することが、地域経済の活性化の鍵であるといえます。

これらのことを踏まえ、近年、政府では知的財産立国<sup>\*11</sup>の実現を目指し、省庁をまたがった様々な施策を進めています。また、産業界や大学などの動向についてみると、産学官連携の推進、企業における知的財産戦略意識の変化、地方自治体における知的財産戦略の策定など、知的財産を取り巻く環境は大きく変化しています。今後、知的財産の活用については、我が国経済の活性化だけでなく、企業や大学・研究機関においても重要な位置を占めることとなります。

#### 【用語説明】

- \* 9：プロパテント政策とは、特許などの知的財産を重視する政策のことであり、米国では 1982 年に特許関連訴訟を専属的に扱う連邦巡回区控訴裁判所が設立されました。また 1985 年には、大統領の諮問委員会により、米国の競争力に関する報告書、いわゆる「ヤング・レポート」が取りまとめられ、多くの改革や知的財産を重視する姿勢への変化が、本格的な情報化時代の到来や知識経済化の進展といった社会経済情勢の変化に呼応した形で、米国産業の国際競争力を回復・強化させ、長期にわたる経済成長の実現に貢献しました。
- \* 10：知的創造サイクルとは、新技術・新製品などの発明や創作物を特許などの知的財産として権利化し、その権利を活用して収益を得るとともに、収益の一部を研究資金として次の技術開発へ投資するという知的財産の好循環をいいます。
- \* 11：知的財産立国とは、発明・創作を尊重するという国の方向を明らかにし、ものづくりに加え、技術、デザイン、ブランド、音楽、映像などのコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略です。

## 2. 国における取り組み<sup>1) 2) 5) 6)</sup>

米国のプロパテント政策から約 20 年後の平成 14 (2002) 年 2 月に、小泉総理大臣が施政方針演説の中で、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。」と表明し、これ以降、知的財産立国の実現に向けた政府の取り組みが始まりました。

表 8 に知的財産立国の実現に向けた政府の取り組みを示します。平成 14 (2002) 年 3 月には「知的財産戦略会議」が発足し、同年 7 月に「知的財産戦略大綱」が決定されました。知的財産戦略大綱では、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより活力ある経済社会を実現することを目指しており、これを受けて同年 11 月には「知的財産基本法」が成立しました。また、同法に基づき平成 15 (2003) 年 3 月には内閣に「知的財産戦略本部」が設置され、同年 7 月には約 270 項目の施策を盛り込んだ「知的財産推進計画 2003」が策定されました。さらに、その後も進捗状況を踏まえた施策や新たな課題への取り組みなどを加え、平成 16 (2004) 年 5 月には約 400 項目に及ぶ施策を盛り込んだ「知的財産推進計画 2004」が策定され、平成 17 (2005) 年 6 月には約 450 項目に及ぶ施策を盛り込んだ「知的財産推進計画 2005」が策定されています。とくに知的財産推進計画 2005 では、①模倣品・海賊版対策の抜本的強化、②世界をリードする知的財産制度の構築、③中小・ベンチャー企業の支援、④官民による戦略的な国際標準化活動、⑤文化創造国家づくり、⑥知的財産人材育成の総合戦略の推進、⑦産学官連携の加速化が大きなポイントとなっています。

表 8 知的財産立国の実現に向けた政府の取り組み<sup>1)</sup>

年 月	内 容
平成 14 (2002) 年 2 月	小泉総理大臣 施政方針演説
3 月	知的財産戦略会議 発足
7 月	知的財産戦略大綱 決定
11 月	知的財産基本法 成立
平成 15 (2003) 年 3 月	知的財産戦略本部 発足
7 月	知的財産推進計画 2003 決定
平成 16 (2004) 年 5 月	知的財産推進計画 2004 決定
平成 17 (2005) 年 6 月	知的財産推進計画 2005 決定

知的財産基本法の制定以来、これまでに成立した知的財産関連法は 21 (第 162 回通常国会成立分含む) に及び、知的財産推進計画に基づいた施策により、多くの具体的成果が挙がっています。

創造分野では、「大学知的財産戦略本部」や「TLO (Technology Licensing Organization、技術移転機関)」が全国各地で設置され、大学などの研究成果を民間に移転する体制の整備が進みました。また、職務発明の対価の問題については、特許法第 35 条が改正され、平成 17 (2005) 年 4 月から施行されています。

保護分野では、「特許審査迅速化計画」の策定や「任期付審査官」の大量採用の開始により、審査期間短縮のための体制整備が進むとともに、知的財産に関する訴訟を専門的に扱う「知的財産高等裁判所」が法律に基づき設置され、質の高い審理判断を迅速に行うことが期待されています。また、近年、財産的価値が高まっている営業秘密については、他人の営業秘密を不正に取得、使用又は開示した者に対する罰則が不正競争防止法に設けられました。模倣品・海賊版問題については、関税定率法の改正により、水際での取り締りが強化されています。

活用分野では、信託業法の改正により、知的財産を信託業の対象とすることが可能となり、知的財産の管理・活用が容易となりました。また、平成 17 (2005) 年 3 月に新破産法が施行され、破産時における知的財産のライセンシー (実施権者) の立場の保護が強化されています。中小・ベンチャー企業に対しては、従来技術調査支援が開始され、さらに、「知的財産情報開示指針」の策定を受け、平成 16 (2004) 年度には 11 社で知的財産報告書が作成されました。

コンテンツ分野では、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」(コンテンツ法) が制定され、コンテンツの創造・保護・活用の促進に関し、国、地方公共団体及び関係者が、一体となって施策の総合的かつ効果的な推進を図ることとされました。また、音楽・映画・アニメなどのエンターテインメント業界に精通した法律家の連携・育成を行う団体「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」の結成や、映像産業振興機構の設立など、民間での取り組みも始まっています。

知的財産専門人材の育成については、「法科大学院」や「知的財産専門職大学院」が設置され、教育体制の充実が図られました。また、「弁護士知的財産ネット」や日本弁理士会のアクセスポイントなどの人材ネットワークも形成されています。

また、図 10 に中小企業に対する総合的な支援の概要を示します。特許庁や各経済産業局では、中小企業に対する総合的な支援を拡充しており、各経済産業局内に地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」を設置しました。地域知的財産戦略本部では、地域の産業や大学の特性などを生かした地域独自の「地域知的財産推進計画」について策定を進めており、人材データベースの構築、地域の知的財産関係機関や人材ネットワークの強化など、地域の中小企業を総合的に支援するとともに、地域ブランドの適切な保護による競争力の強化や地域経済の活性化を図ることを目標に掲げています。

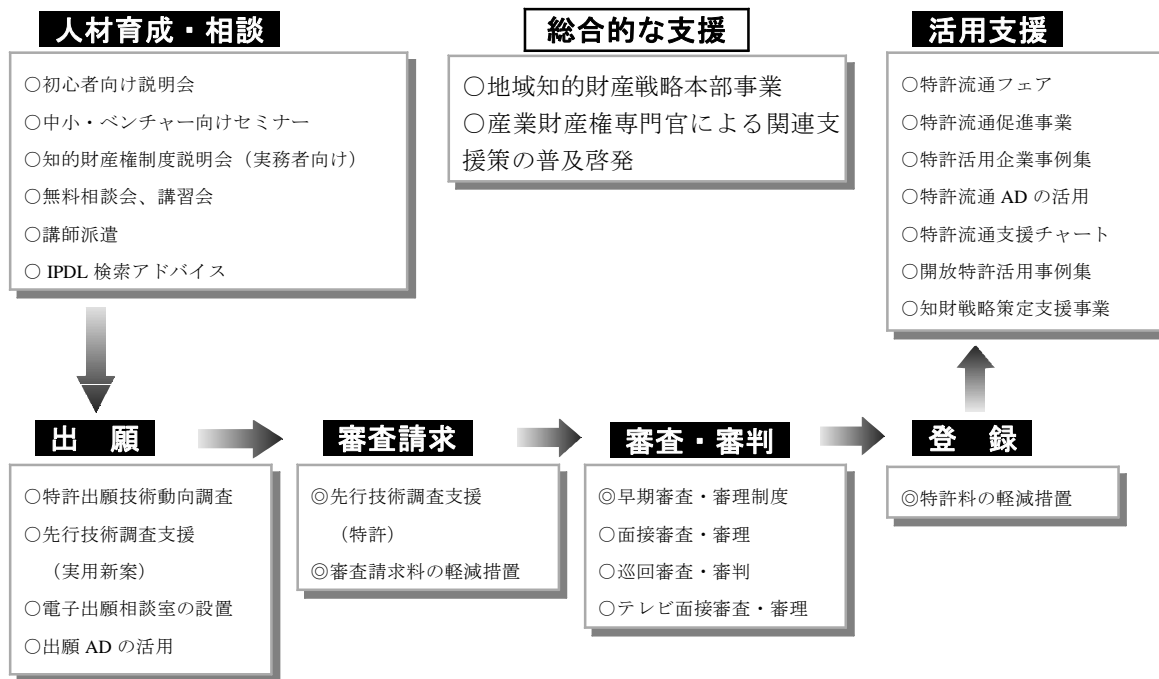


図10 中小企業に対する総合的な支援の概要<sup>5) 6)</sup>

### 3. 地方自治体における取り組み<sup>1) 2) 7)</sup>

知的財産基本法第6条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されています。これを受けて全国の地方自治体では、知的所有権センターの機能強化、産学官連携や大学・公設試験研究機関における技術移転の促進、中小・ベンチャー企業に対する投融資制度の拡充、インキュベート施設<sup>\*12</sup>の設置、中小・ベンチャー企業の販路開拓や研究開発に対する助成などの知的財産関連施策を充実させてきました。また、中小・ベンチャー企業の特許出願に係る経費の助成などの支援を実施する地方自治体も増え、知的財産立国の実現に向けた地域での取り組みも活発になっています。

一方で、産業振興や地域振興の一つとして取り組んできたこれらの施策を、「知的財産」という新たな切り口で体系的にまとめ、部局横断的に支援しようとする地方自治体も増えてきています。

図11に地方自治体における知的財産戦略の策定状況を示します。全国で14の地方自治体が独自の知的財産戦略を策定しており、その戦略をもとにして様々な施策を推進しています。とくに東京都、愛知県、大阪府は、産業集積が進んでいることを背景に、中小・ベンチャー企業に対する支援を充実させています。また、北海道は地域ブランドの推進を積極的に展開しており、福岡県では農産物に特化した知的財産戦略を策定しているところに特徴があります。この他にも、地方自治体が所有している知的財産の有効活用や、産学官における知的財産創出などを盛り込んだ独自の戦略が策定されています。今後も地方自治体における知的財産戦略策定の動きは加速すると予想され、地域性のある戦略が策定されることが期待されています。

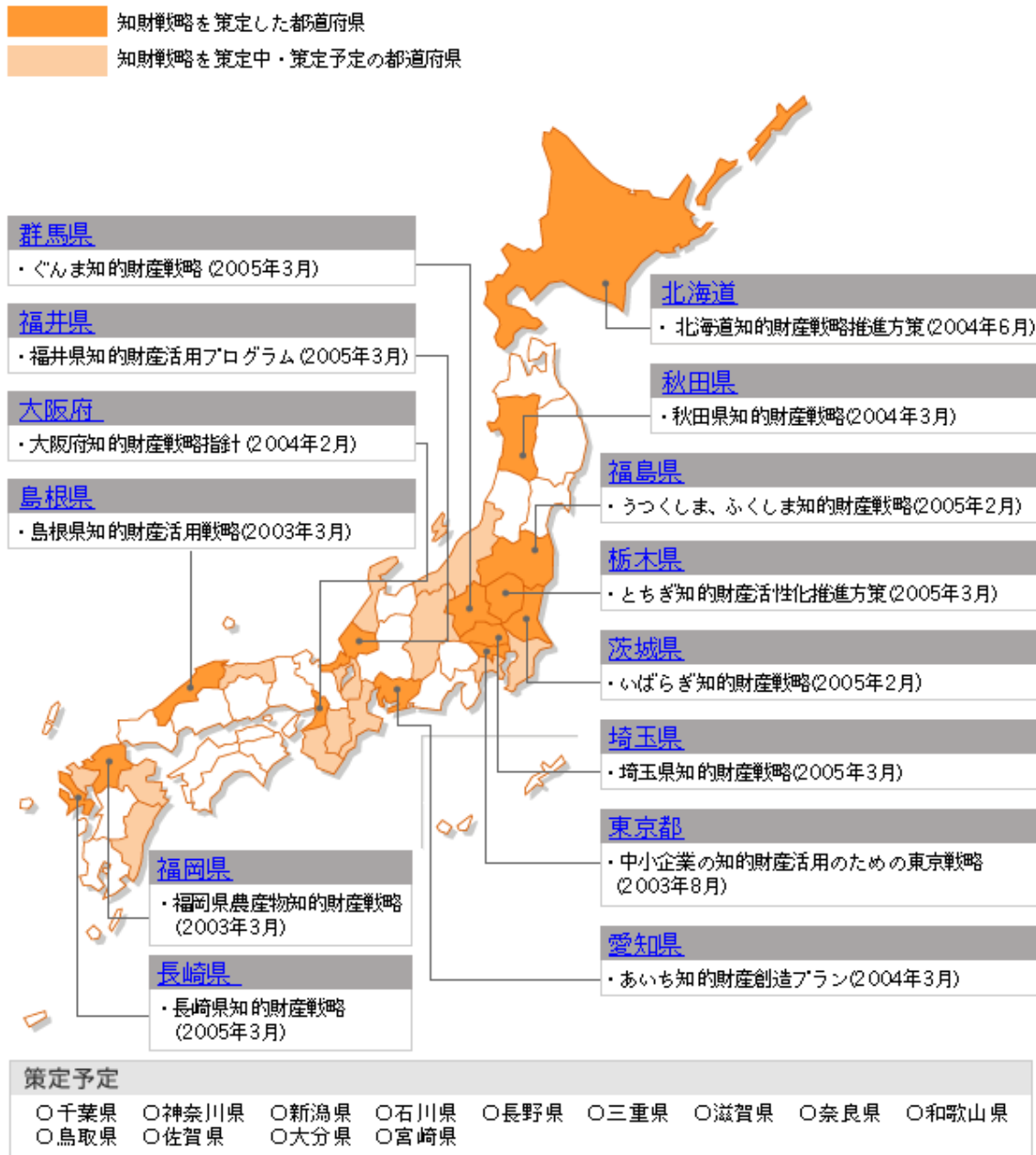


図 1 1 地方自治体における知的財産戦略の策定状況<sup>1)</sup>

**【用語説明】**

\* 1 2 : インキュベート施設とは、ベンチャー企業の創出・育成を図ることを目的に設置された施設のことをいいます。

**【参考資料等】**

- 1) 内閣官房知的財産戦略推進事務局ホームページ (<http://www.ipr.go.jp/>)
- 2) 知的財産戦略本部、知的財産推進計画 2005、P.1 ~ 5、P.10 ~ 12、P.76 ~ 83
- 3) 知的財産戦略本部、知的財産推進計画 2004、P.1 ~ 5
- 4) 特許庁、平成 17 年度商標法の一部を改正する法律について(説明会テキスト)、P.2
- 5) 特許庁、平成 17 年度知的財産権制度入門、P.3 ~ 4、P.128 ~ 130、P.140 ~ 159
- 6) 特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/>)
- 7) 日本弁理士会、パテント、Vol.57 (2004) No.11、P.3 ~ 45

# 第3章 大分県の産業及び知的財産に係る現状と課題

## 1. 大分県の産業

本県は、海・山・温泉などの天然自然が豊かであり、その中で育まれた農林水産物にも恵まれています。また、これらの資源を活用した観光産業や商業・物産・サービス産業なども盛んである一方、福岡県に次ぐ九州第2位の製造品出荷額を誇り、工業も盛んです。このような本県の特徴を産業別に以下に簡単にまとめます。

### (1) 農林水産業

本県は標高 0m から 1,000m 近くまで耕地が分布しており、耕地面積の約 7 割が中山間地域に位置する起伏の多い地勢にあり、米を基盤に野菜、果樹、花きの園芸作物や肉用牛を中心とする畜産など、各地域の立地条件を生かした多様な営農が展開されています。

本県の森林面積は、約 45 万 4 千 ha で県土の 72% を占めています。この豊かな森林資源は木材の生産を始め、しいたけなどの特用林産物の生産など、林業や木材産業の発展と山村の振興に貢献しています。

本県の海岸線は 759km (全国 13 位) で、広大な干潟を持つ周防灘からリアス式海岸の豊後水道まで変化に富んだ地形を有し、海域ごとに特徴ある漁業・養殖業が営まれています。

代表的な産品として、農畜産物では、日本一の生産量を誇るカボスを始め、トマトやねぎ類、ホオズキ、豊後牛などが生産されています。林産物では、質・量ともに日本一の乾しいたけや本県で開発された大分方式乾燥材<sup>\*13</sup>などが生産されています。水産物では、ブランド化に成功した関あじ・関さばを始め、城下かれいなどが漁獲され、豊の活ぶりなども生産されています。

これらの産品を地域ブランドとして適切に保護していくためには、安全・安心で高品質なものを生産し、提供していくことは当然ですが、模倣を防止するための知的財産に係る普及啓発とともに、知的財産の保護及び活用の推進が重要な課題となっています。

#### 【用語説明】

\*13：大分方式乾燥材とは、大分県農林水産研究センターが開発した独自の方式（機械乾燥と天然乾燥）によって生産され、定められた品質基準を満たし、認証された乾燥材のことをいいます。表面割れが少なく、内部割れがないだけでなく、木材本来の色・つやを有するなどの特徴を持っています。

### (2) ものづくり産業（製造業）<sup>1) 2)</sup>

ものづくり産業（製造業）を取り巻く環境は、経済のグローバル化の中で、中国などの東アジア諸国との分業が進み、厳しいコスト競争だけでなく、技術競争の時代に入りつつあります。また、消費者や企業の調達サイドから、より高い品質の製品と開発スピードを求められています。これらに対応するため、企業は新製品の開発生産段階で高度部品・材料加工技術を有する企業との「すりあわせ」を進めやすい国内に生産拠点を回帰させており、東アジア市場の成長や将来性を受け、地理的に近い九州が国内有数の製造拠点としてクローズアップされています。

このような背景の中、九州第2位の製造品出荷額 3 兆 3,644 億円（平成 16（2004）年）を誇る本県は、北部地域に自動車や醸造・食品関係の製造業が集積しており、中津市に県内初の自動車組立工場が稼働したほか、豊後高田市の大分北部中核工業団地を中心とした新たな産業の集積が期待されています。

東部地域では、半導体や精密機械などの企業立地が進み、今後とも先端技術産業の集積と地場企業の発展が期待されています。また、別府市を中心として伝統的産業の竹細工が製造されており、

技術の継承や新製品開発が求められています。

中部地域では、大分市を中心として鉄鋼・石油化学などの基礎素材型産業や半導体関連産業、精密機械産業が集積しており、設備投資や新工場の稼働も進み、このような産業を基軸として時代の変化に即応した新技術・新製品の研究開発と既存工業の高度化・融合化による先端産業への誘導が求められています。また、臼杵市を中心として味噌や醤油などの醸造業、津久見市では石灰製造業といった特徴的な産業も発展しています。

南部地域では、基幹産業の造船業が活力を取り戻しつつあり、メカトロニクスなどの新分野での展開も期待されています。

豊肥地域では、比較的小規模ですが、半導体や医療機器などの企業が立地しています。

西部地域では、木材や家具などの関連産業が集積しており、日田市における高度総合木材加工団地の形成により高度化・効率化が図られつつあります。

しかし、国内で設計開発や高付加価値製品の生産を行い、海外で汎用品を生産するといった産業構造の変化が進む中で、地場企業においては進出企業からの技術移転などにより、幾つかの中堅企業が育っているものの、鉄鋼、石油化学、半導体、自動車、精密機械などの最先端企業の立地という優位な環境を十分に生かし切れていない現状もあります。

そこで本県では、半導体関連産業、高度加工組立型産業、循環型環境産業を本県経済を牽引する先端ものづくり産業として位置付けるとともに、食品科学産業など地域資源活用型産業を育成することにより、「21世紀型の産業クラスター（産業集積）」の形成を推進しています。その中で、進出企業との「共生」による地場企業の産業競争力の強化を図るためには、優秀な人材の育成や技術力・コスト対応力を強化することにより、大企業の動きに迅速かつ的確に対応できる経営戦略を持ち、さらに経営戦略の中で事業戦略や研究開発戦略とともに、知的財産の創造、保護及び活用といった知的財産戦略を持った地場企業を育成・支援することが重要な課題となっています。

### （3）商業・物産・サービス産業<sup>1)</sup>

小売業の商品販売額が伸び悩む中で、消費者ニーズの多様化や郊外型大型店の出店の増加など、中小小売業者を取り巻く経営環境は厳しさを増し、商店街などの低迷が続いています。加えて、経営者の高齢化や後継者難により、小規模の小売店数が減少しています。また、地域の顔として重要な役割を担ってきた中心市街地の商店街は、空き店舗が増加するなど空洞化が進行しています。

しかし、このような中でも、統一されたコンセプトのもとでの店舗の外観改修などのハード整備と、魅力あるソフト事業を組み合わせるなどの創意工夫により、商店街が活性化しつつある事例も見られます。したがって、単なるハード事業だけではなく、人材や商業者グループ活動を育成するための取り組みが今後の重要な課題となっています。また、商店街の活性化のためには、商品構成を工夫したり、商品知識を高めるなどにより、消費者にとって魅力ある個店づくりに取り組むことが重要な課題となっています。

さらに、ITや宅配サービスの進展、消費者ニーズの多様化、安全・安心への指向、本物や個性へのこだわりなど、物産を取り巻く環境は変化しています。伝統的工芸品については、安価な輸入品の増加や代替品により日用品としての需要が減少しつつあり、産地の存続が危ぶまれています。

このような中、農林水産物やその加工品、伝統的工芸品などの県産品の販路を拡大するためには、フラッグシップ<sup>\*14</sup>などを通じて消費者ニーズをくみ取った商品開発力を高めるとともに、意匠や商標などを活用して地域ブランドとして保護していくことが重要な課題となっています。また、巨大市場が形成されつつある中国などの海外への展開については、市場特性の把握、百貨店や商社との関係づくりも重要な課題となっています。

サービス産業には、医療・福祉・環境などの社会的課題や教育・家事・娯楽などの生活ニーズに対応したサービスと、アウトソーシング（外部委託）・情報通信・デザイン・労働者派遣などのビジネスを支援するサービスがあり、多岐に渡っています。このようなサービス産業の振興は、県民生活の質の向上や地域産業の活性化、雇用の確保に貢献することが期待されています。とくに高齢

化が進行している本県においては、高齢者の生活を支援する健康・福祉サービスや、自然や歴史などの地域資源を生かした観光・集客交流サービスの拡大が重要な課題となっています。

このような中、コミュニティビジネス<sup>\*15</sup>は、地域自らが持つ固有の資源や得意分野を生かして、地域の活性化や雇用の確保を図る有効な手段として期待されていますが、人材や資金調達などの事業展開の仕組みを確立することが重要な課題となっています。

#### 【用語説明】

\*14：フラッグショップとは、消費者の需要動向を探るアンテナショップ機能を持つとともに、「おおい」という旗を掲げ、おおいブランドを首都圏に確立するための情報発信や販路拡大の拠点となる店舗のことをいいます。

\*15：コミュニティビジネスとは、地域住民が中心となって、地域が抱える課題や住民ニーズに対し、ビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を創出して、地域を活性化する事業をいいます。

#### (4) 観光産業

観光は、経済的にも裾野が広く、多くの分野に効果をもたらす 21 世紀を代表するリーディング産業といわれています。多くの観光客が訪れることによって、直接的な経済効果や雇用促進による波及効果が現れ、さらには地元住民に自信や誇りをもたらすことが期待されています。

旅行形態が団体から個人・グループに移行するなど、観光スタイルが大きく変化する中、観光ニーズの多様化や質の高い観光の要求に応えるためには、地域にある資源を掘り起こし、磨き上げて地域の魅力を創出することが重要です。幸い本県は、新鮮な食材や豊富な温泉、さらには地域に根ざした文化や伝統などの地域資源に恵まれています。これらの豊かな地域資源を生かした観光振興策を推進し、地域を活性化していくことが、地域間競争に打ち勝つためのポイントとなります。

そこで本県では、観光と地域づくりを一体とした地域の魅力づくりを推進するため、平成 16 (2004) 年度から提案公募型で民間の自主的・主体的な活動を支援しており、県内各地で NPO<sup>\*16</sup>・ボランティア、観光団体、各種団体などが地域資源を生かした独自の地域づくりやまちづくりを展開しています。民間による地域資源を生かした新しい取り組みの例としては、別府八湯を生かしたオンパク（温泉泊覧会）の開催や温泉の特徴を分かりやすく表示する別府独自の「温泉カルテ」の開発、中津の和傘復活、臼杵の進水式と醸造工場の見学を組み合わせた新しい産業観光、由布院駅から湯平温泉間を結ぶボンネットバスの運行など、魅力ある観光・地域づくりが行われています。

一方で、県外からの誘客促進を図るためには、このような新しい地域の魅力を含め、本県の観光情報を効果的に発信することが極めて重要ですが、地域間競争に打ち勝つためには、地域の個性を磨くとともに、地域のイメージを高めて他地域との差別化を図るため、商標などの知的財産の保護及び活用を推進することも重要な課題となっています。

#### 【用語説明】

\*16：NPO とは、民間の非営利団体（Non-Profit Organization）の略称です。特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得し、法人として、銀行で口座を開設したり、事務所を借りるなどの法律行為を法人の名で行える NPO 法人（特定非営利活動法人）と任意団体などを含む広義の NPO とに区分されます。

## 2. 大分県の知的財産に係る現状とこれまでの取り組み<sup>1) 3) 4)</sup>

図12～15に本県における産業財産権の出願及び登録件数の推移と直近の全国順位を示します。平成16(2004)年の特許出願件数は218件(全国44位、九州7位)、特許登録件数は55件(全国40位、九州5位)、実用新案出願件数は24件(全国38位、九州4位)、実用新案登録件数は29件(全国31位、九州2位)、意匠出願件数は71件(全国36位、九州4位)、意匠登録件数は26件(全国40位、九州6位)、商標出願件数は317件(全国39位、九州6位)、商標登録件数は144件(全国43位、九州7位)といずれも低い水準にあります。とくに本県は、九州第2位の製造品出荷額を誇りながら、産業財産権の出願及び登録件数で比較すると、九州内でも下位にあるのが現状です。

この原因として、

- ① 県内の大手企業が首都圏にある本社経由で出願すること
- ② 県内に研究開発型の中小企業が少ないこと
- ③ 県内に知的財産に対する認識がまだ十分に浸透していないこと
- ④ 県内に弁理士などの人材や地域における相談体制が十分に整っていないこと
- ⑤ 事業の採算性の不確実さを考慮すると、県内中小企業では出願に係る経費負担が大きいことなどが挙げられます。

このように、県内中小企業では、知的財産の創造、保護及び活用を通して技術の模倣を防止し、その技術をもとに事業を展開しながら、さらに事業で得た収益の一部を研究資金として次の技術開発へ投資するという「知的創造サイクル」がまだ定着していません。また、地域における製品のブランド戦略も遅れており、意匠や商標などの知的財産の活用による地域ブランドの保護が重要な課題となっています。

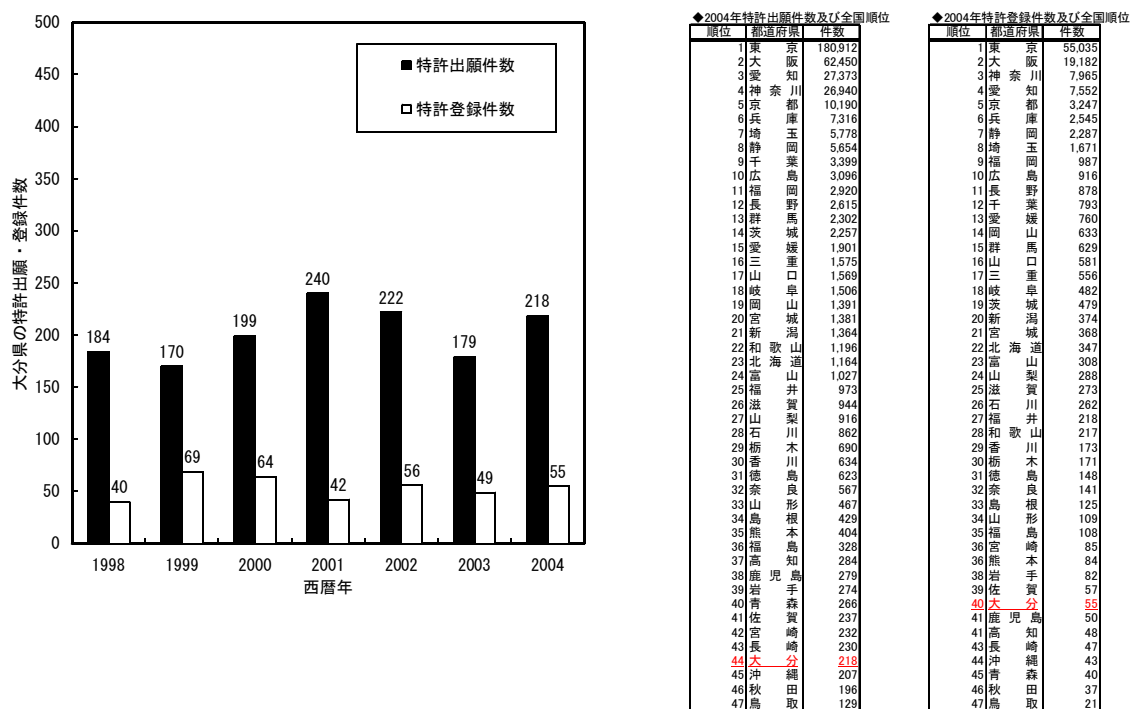
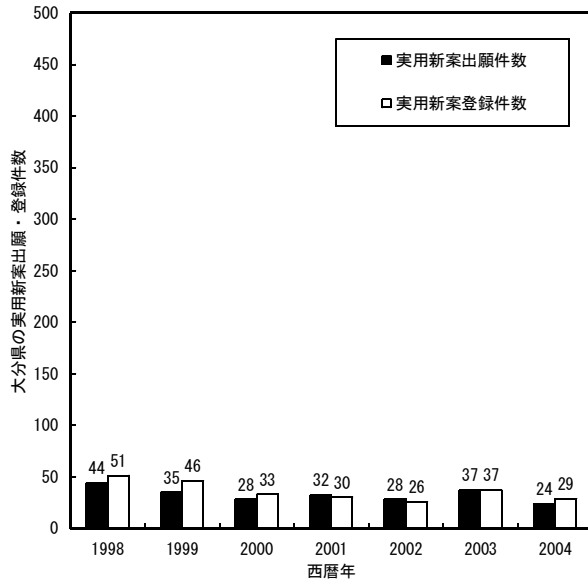


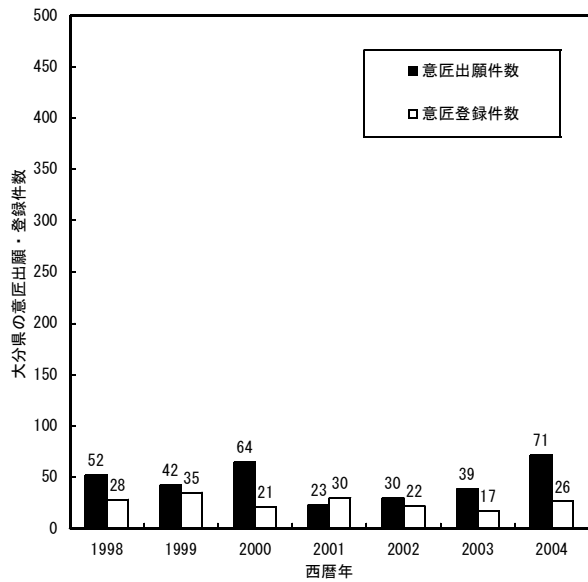
図12 本県における特許出願及び登録件数の推移と直近の全国順位<sup>3)</sup>





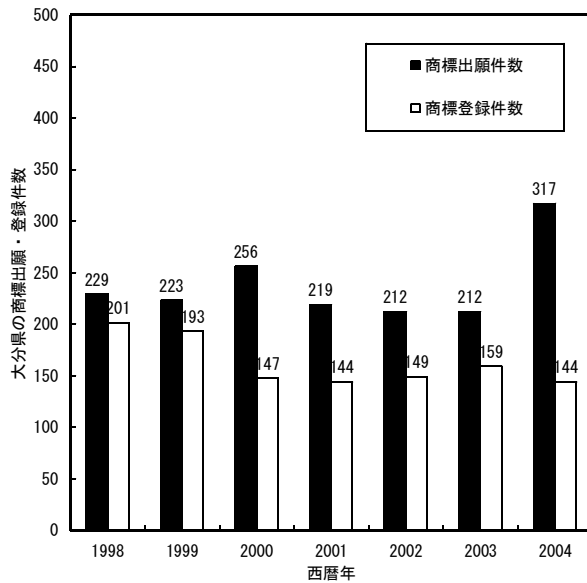
◆2004年実用新案出願件数及び全国順位			◆2004年実用新案登録件数及び全国順位		
順位	都道府県	件数	順位	都道府県	件数
1	東京都	1,546	1	東京都	1,543
2	大阪府	707	2	大阪府	680
3	埼玉県	303	3	神奈川県	319
4	神奈川県	293	4	埼玉県	285
5	愛知県	269	5	愛知県	268
6	兵庫県	204	6	兵庫県	213
7	千葉県	195	7	千葉県	192
8	北海道	176	8	北海道	172
9	北海道	149	9	北海道	148
10	静岡県	139	10	静岡県	131
11	東京都	135	11	新潟県	120
12	新潟県	126	12	福岡県	110
13	福岡県	123	13	京都府	107
14	群馬県	91	14	岐阜県	84
15	岐阜県	89	15	群馬県	83
16	栃木県	62	16	宮城県	67
17	宮城県	61	17	茨城県	63
18	石川県	60	18	福井県	61
19	茨城県	59	19	長野県	56
20	長野県	58	20	長野県	55
21	福井県	55	21	栃木県	52
22	奈良県	52	21	石川県	52
23	香川県	51	23	香川県	51
24	三重県	48	24	福岡県	48
24	岡崎県	48	25	愛知県	47
26	福井県	47	26	山形県	46
27	山形県	42	28	山形県	46
28	山形県	41	29	岡山県	42
29	山形県	41	29	山形県	39
30	滋賀県	33	30	山形県	35
30	滋賀県	33	31	徳島県	29
32	秋田県	32	31	長崎県	29
32	徳島県	32	31	大分県	28
32	鹿児島県	32	34	富山県	28
35	長崎県	29	35	岩手県	27
36	和歌山県	26	35	秋田県	27
37	富山県	25	35	鹿児島県	27
37	富山県	25	35	沖縄県	27
38	大分県	24	38	滋賀県	24
38	大分県	24	39	滋賀県	24
40	沖縄県	22	40	熊本県	22
41	熊本県	21	41	和歌山県	21
42	青森県	20	42	宮城県	20
43	宮城県	17	43	高知県	16
44	高知県	16	44	青森県	14
45	佐賀県	13	45	佐賀県	10
46	島根県	6	46	島根県	8
47	鳥取県	5	47	鳥取県	4

図 1 3 本県における実用新案出願及び登録件数の推移と直近の全国順位<sup>3)</sup>



◆2004年意匠出願件数及び全国順位			◆2004年意匠登録件数及び全国順位		
順位	都道府県	件数	順位	都道府県	件数
1	東京都	12,514	1	東京都	10,530
2	大阪府	9,098	2	大阪府	7,137
3	愛知県	2,319	3	愛知県	1,865
4	神奈川県	2,020	4	神奈川県	1,506
5	兵庫県	1,654	5	兵庫県	1,259
6	岐阜県	1,036	6	岐阜県	707
7	京都府	826	7	京都府	631
8	埼玉県	790	8	埼玉県	607
9	静岡県	630	9	静岡県	569
10	富山県	504	10	福岡県	429
11	新潟県	483	11	新潟県	382
12	新潟県	481	12	富山県	354
13	福岡県	470	13	富山県	341
14	福岡県	469	14	福岡県	329
15	千葉県	317	15	千葉県	285
16	愛知県	307	16	宮城県	284
17	群馬県	285	17	愛知県	257
18	宮城県	277	18	奈良県	179
19	長野県	240	19	山形県	179
20	奈良県	230	20	群馬県	171
21	香川県	228	21	北海道	165
22	岡山県	211	22	長崎県	163
23	北海道	204	23	石川県	144
24	石川県	195	24	香川県	131
25	三重県	181	25	徳島県	128
26	徳島県	144	26	三重県	120
27	和歌山県	133	27	和歌山県	118
28	佐賀県	127	28	佐賀県	95
29	山形県	110	29	山形県	78
30	滋賀県	109	30	茨城県	77
31	沖縄県	106	31	滋賀県	75
32	茨城県	94	32	熊本県	67
33	熊本県	93	33	栃木県	66
34	山形県	84	34	沖縄県	57
35	山形県	80	35	山形県	43
36	山形県	71	36	山形県	39
38	大分県	50	38	福岡県	34
39	高知県	45	39	長崎県	31
40	岩手県	44	40	大分県	26
41	宮城県	40	41	青森県	23
42	長崎県	38	42	高知県	22
43	鹿児島県	35	43	岩手県	20
44	鳥取県	31	43	鳥取県	20
44	鳥取県	31	45	島根県	17
46	青森県	28	46	鹿児島県	17
47	秋田県	21	47	秋田県	13

図 1 4 本県における意匠出願及び登録件数の推移と直近の全国順位<sup>3)</sup>



順位	都道府県	件数
1	東京都	50,809
2	大阪府	14,991
3	愛知県	5,016
4	神奈川県	4,794
5	兵庫県	3,484
6	東京都	2,811
7	埼玉県	2,247
8	福岡県	1,939
9	静岡県	1,859
10	北海道	1,741
11	千葉県	1,640
12	広島県	1,249
13	岡山県	1,160
14	岐阜県	1,100
15	長野県	960
16	新潟県	880
17	沖縄県	755
18	三重県	731
19	群馬県	721
20	茨城県	670
21	富山県	647
22	愛媛県	632
23	奈良県	622
24	宮城県	571
25	栃木県	557
26	石川県	553
27	鹿児島県	532
28	山梨県	525
29	香川県	490
30	福井県	428
31	熊本県	417
32	福岡県	381
33	滋賀県	372
33	山口県	372
35	和歌山県	369
36	山形県	357
37	佐賀県	332
38	長崎県	329
39	徳島県	311
40	青森県	307
41	徳島県	275
42	岩手県	264
43	高知県	259
44	宮崎県	248
45	秋田県	218
46	鳥取県	199
47	島根県	118

順位	都道府県	件数
1	東京都	38,999
2	大阪府	10,432
3	愛知県	3,708
4	神奈川県	3,330
5	兵庫県	2,785
6	東京都	2,016
7	福岡県	1,440
8	静岡県	1,431
9	埼玉県	1,400
10	千葉県	1,137
11	北海道	1,067
12	岡山県	939
13	広島県	769
14	岐阜県	679
15	長野県	656
16	新潟県	638
17	愛媛県	609
18	富山県	526
19	群馬県	495
20	茨城県	459
21	茨城県	449
22	山形県	443
23	三重県	436
23	奈良県	436
25	石川県	412
26	栃木県	385
27	香川県	357
28	沖縄県	349
29	鹿児島県	346
30	福井県	310
30	熊本県	310
32	福岡県	301
33	和歌山県	285
34	山口県	278
35	山口県	272
36	滋賀県	246
37	長崎県	211
38	岩手県	189
39	徳島県	184
40	山形県	178
41	青森県	175
42	宮崎県	162
43	大分県	144
44	秋田県	140
45	高知県	135
46	鳥取県	131
47	島根県	88

図 15 本県における商標出願及び登録件数の推移と直近の全国順位<sup>3)</sup>

本県ではこれまでに、産業科学技術センター内に設置された知的所有権センター（〒 870-1117 大分県大分市高江西 1-4361-10、TEL:097-596-7101）に特許情報活用支援や特許流通の専門家を配置して、

- ① 先行技術調査に関する指導相談
- ② 特許管理などに関する指導相談
- ③ 研究開発の動向調査に関する指導相談
- ④ 特許取引・移転に関する指導相談
- ⑤ 保有特許の活用に関するアドバイス
- ⑥ ライセンス契約に関するアドバイス

などを行ってきました。

また、併設された社団法人発明協会大分県支部（〒 870-1117 大分県大分市高江西 1-4361-10、TEL:097-596-7121）では、

- ① 知的財産権制度の普及啓発
- ② 弁理士による無料相談会
- ③ 特許電子出願に係る指導相談
- ④ 発明奨励
- ⑤ 特許情報提供

などのサービスを行っており、知的所有権センターと連携して知的財産に係る県内の総合窓口として広く一般に公開されています。

さらに本県では、特許取得を奨励するため、優秀な特許案件を出願した県内中小企業を顕彰する取り組みとともに、大分大学を始めとする県内の大学・高専や公設試験研究機関、製造業を中心とした県内企業による産学官連携や共同研究を推進し、知的創造活動を支援してきました。この他にも、中小・ベンチャー企業に対する投融資制度の拡充、インキュベーター施設の設置、中小・ベンチャー企業の販路開拓や研究開発に対する助成などの知的財産関連施策を充実させ、競争力のある産業の育成に努めています。

一方、大学や高専の研究成果を民間へ技術移転する県内唯一の機関として、有限会社大分 TLO が平成 15（2003）年 6 月に設立され、企業とのマッチングによる技術移転の促進を図っています。平成 17（2005）年 11 月末現在、同社で取り扱っている出願特許は 49 件で、技術支援契約は 1 件、技術移転契約は 1 件、秘密保持契約は 17 件、有効性確認のためのオプション契約は 8 件となっています。今後は、大分大学の知的財産本部との連携を推進するとともに、日本文理大学や大分工業高等専門学校との連携を強化して特許出願件数を大幅に増やし、それらを技術移転していくことが重要な課題となっています。また、産学共同研究を積極的にコーディネートすることにより、実際に技術移転可能な特許を生み出す活動や、企業の技術課題を解決するために大学教官などを紹介・斡旋する活動など、新たな業務分野を自ら開拓し、産学連携のネットワークの要としての役割を担っていくことが期待されています。

しかし、これらの施策や取り組みが知的財産の創造、保護及び活用に結びつき、知的創造サイクルとして大きく、早く、円滑に回るためには、施策間の連携や組織間の連携が重要な課題となっています。また、今後は農工連携<sup>\*17</sup>や地域ブランドなどの新たな取り組みも必要となっていることから、関係部局や県内関係機関と連携し、産業間をまたがった横断的な支援とともに、知的財産の幅広い普及啓発を推進することも重要な課題となっています。

#### 【用語説明】

\*17：農工連携とは、農林水産分野単独では解決困難な技術的課題に対し、工業分野と連携して技術的に解決する新たな取り組みであり、生産性や品質管理技術の向上、高付加価値製品の開発、環境・エネルギー対策などの効果が期待されています。

### 3. 知的財産アンケート調査の結果と課題

本県における知的財産に係る現状をより具体的に把握し、知的財産施策を地域の特性に応じて推進するため、県内の企業や団体など 434 社・団体に対して知的財産アンケート調査（一部聞き取り）を実施し、193 社・団体から回答をいただきました。

今回の調査は、

- ① 中小企業創造活動促進法や中小企業経営革新支援法の認定を受けた企業
- ② 産学官交流、各種研究会、知的財産セミナーなどの参加企業
- ③ 社団法人発明協会大分県支部会員企業
- ④ 「おおいた産業活力創造戦略」事例企業
- ⑤ 農業協同組合や漁業協同組合など

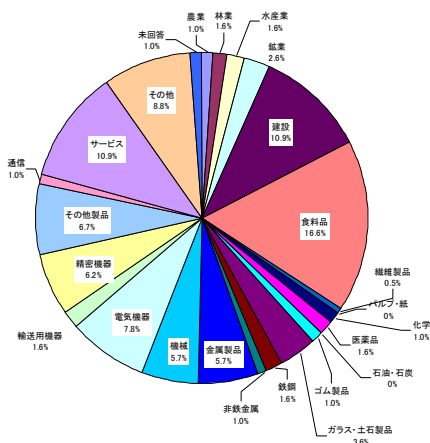
の知的財産に対して意識が高そうな企業や団体を対象に実施しており、アンケート回収率は 44.5% という結果でした。

その結果と課題について、以下に簡単にまとめます。

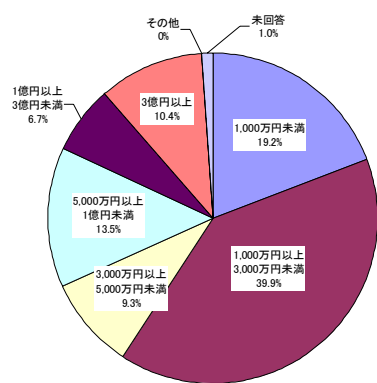
図 16（1）～（5）に回答企業・団体の概要（業種、資本金、従業員数、営業年数、売上高）を示します。

業種は食料品、建設、サービスの順に多いものの比較的多岐に渡っており、資本金や従業員数からも分かるように全体の約 90% が中小企業となっています。

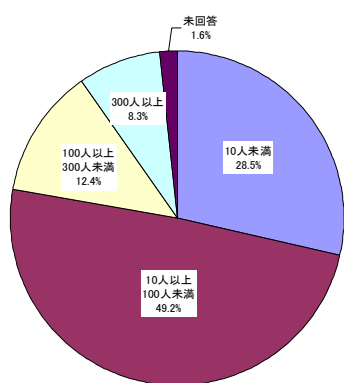
また、創業から 10 年未満の企業は 15.0% を占め、売上高 10 億円未満の企業が 61.2% と多く、比較的小規模な企業が目立ちます。



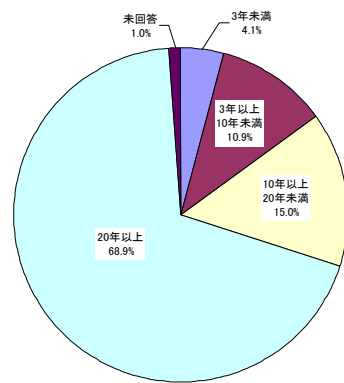
(1) 業種



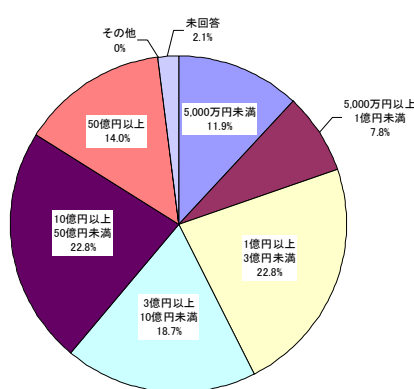
(2) 資本金



(3) 従業員数



(4) 営業年数



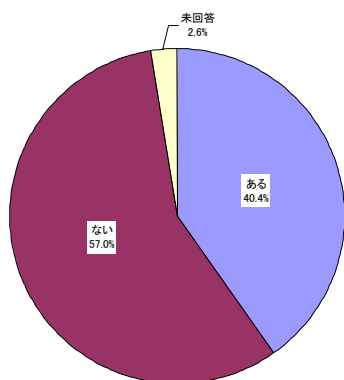
(5) 売上高

図16 回答企業・団体の概要

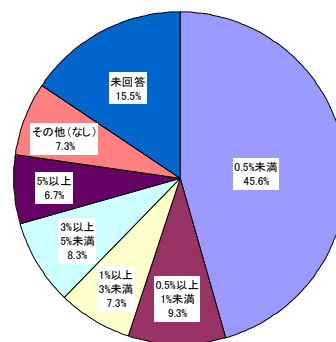
図17(1)～(3)に回答企業・団体における「知的財産の創造」の現状(研究開発機能、売上高に占める試験研究費の割合、共同研究実績)を示します。

研究開発機能を持つ企業は40.4%であるのに対し、売上高に占める試験研究費の割合が1%未満の企業が54.9%を占め、その他で「なし」と答えた企業(7.3%)と合わせると62.2%に上ります。したがって、研究開発型企業が少ないという現状が窺えます。

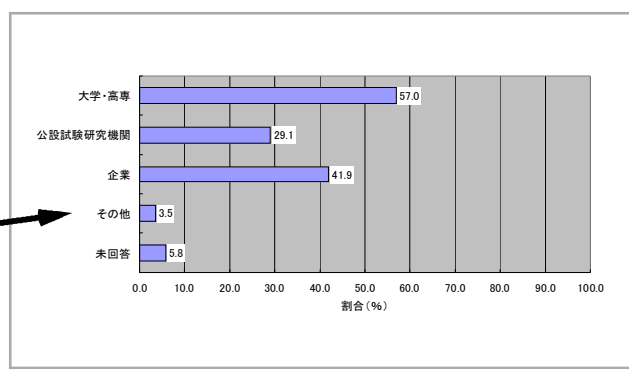
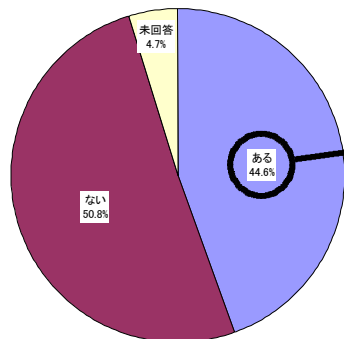
また、共同研究実績がある企業は44.6%で、大学・高専、企業、公設試験研究機関の順に多くなっています。



(1) 研究開発機能



(2) 売上高に占める試験研究費の割合



(3) 共同研究実績

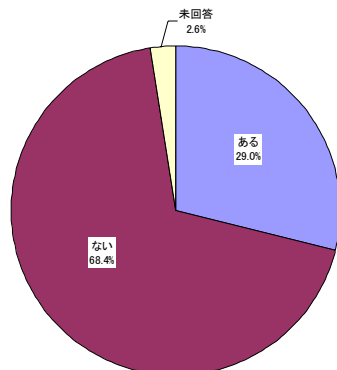
図17 回答企業・団体における「知的財産の創造」の現状

図18(1)～(8)に回答企業・団体における「知的財産の保護」の現状(知的財産担当部門または担当者の設置、社外弁理士の利用状況、産業財産権の国内外出願件数、国内外特許出願件数、産業財産権の国内外登録件数、国内外特許登録件数、知的財産の年間平均出願件数、知的財産の海外への平均出願国数、知的財産の共同出願実績、知的財産を出願・取得する目的、知的財産を出願・取得する上で困ったこと)を示します。

知的財産担当部門または担当者を設置している企業は 29.0%と少なく、社外弁理士を利用したことのある企業も 50.8%であり、知的財産に対する取り組みが活発であるとはいえない結果となっています。また、県内の弁理士を利用するケースが 11.2%（全体の 5.7%）であるのに対し、九州内の弁理士を利用するケースは 44.9%（全体の 22.8%）、東京や大阪などの弁理士を利用するケースは 55.1%（全体の 28.0%）と多く、地方の人材不足を裏付ける結果となっています。

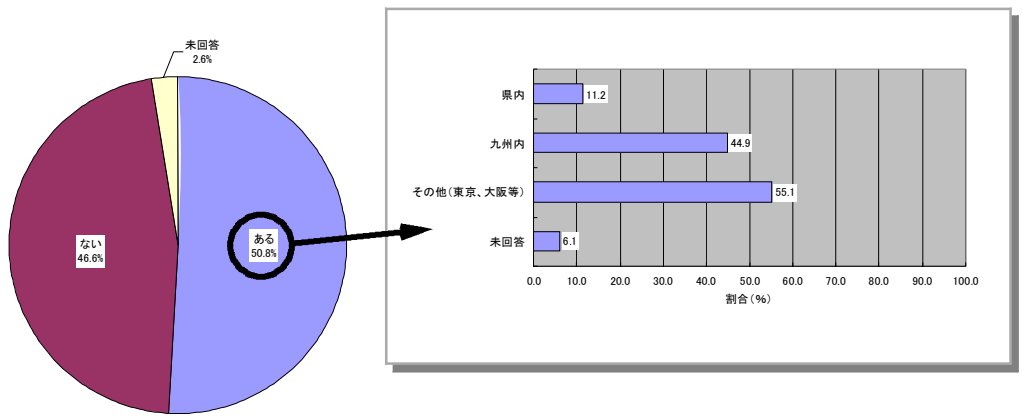
産業財産権を現在国内に出願している企業は 36.8%、そのうち特許に限ると 29.0%の企業しか出願しておらず、知的財産の年間平均出願件数が 1 件以上ある企業は全体の 25.9%に止まっています。また、産業財産権を現在国内に所有している企業は 31.6%、そのうち特許に限ると 20.7%の企業しか所有していないという現状もあります。海外における産業財産権については、約 90%以上の企業が出願も所有もしておらず、出願実績のある企業の中で 5 ヶ国以上に同時出願しているグローバル企業は全体の 1.5%しかありません。このように知的財産に対する取り組みが決して活発とはいえない中、共同出願実績のある企業は 27.5%であり、そのうち企業間での共同出願が 69.8%（全体の 19.2%）と圧倒的に多く、親会社や大手企業などの取引先との共同出願が多いことが窺えます。

知的財産を出願・取得する目的は、「競合他社に製品を真似されないため」が 39.4%と多く、「新規事業に活用するため」、「営業活動で有利なため」が順に続いています。また、知的財産を出願・取得する上で困ったことは、「出願費用が高い」、「権利化されるまでに時間がかかる」、「維持費用が高い」、「弁理士費用が高い」、「出願手続きが面倒である」、「先行技術の存在が分からない」の順で多く、この他にも「分からないことを相談する相手がいない」、「何が知的財産の対象となるのか分からない」などの回答があり、特許庁における審査待ち期間の問題とともに、多くの中小企業では弁理士経費を含む出願などに係る経費、相談相手や窓口、知的財産に係る啓発や実務教育などが大きな課題となっていることが窺えます。

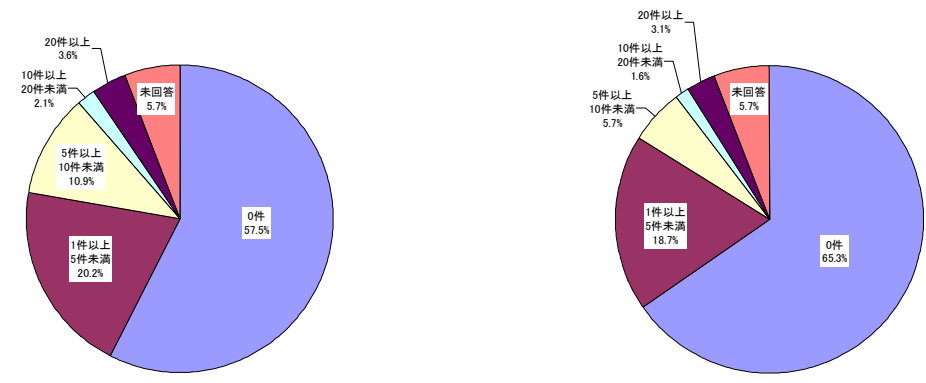


#### (1) 知的財産担当部門または担当者の設置

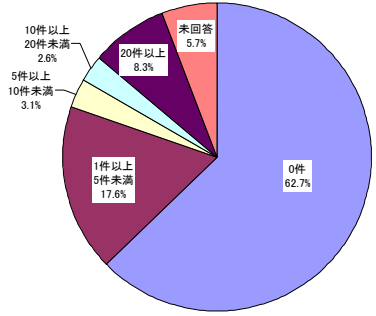
図 1 8 回答企業・団体における「知的財産の保護」の現状



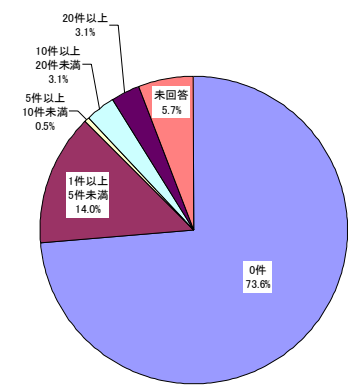
(2) 社外弁理士の利用状況



(3) -①産業財産権の国内出願件数



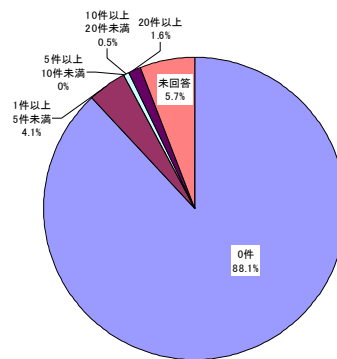
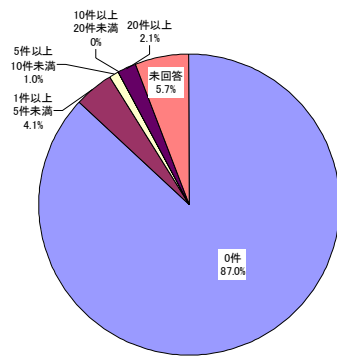
(3) -②国内特許出願件数



(3) -③産業財産権の国内登録件数

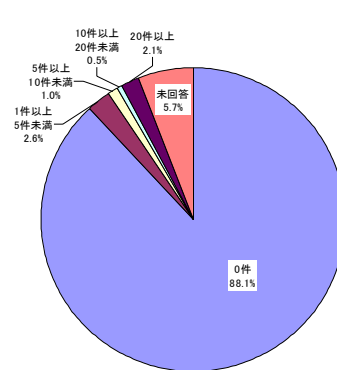
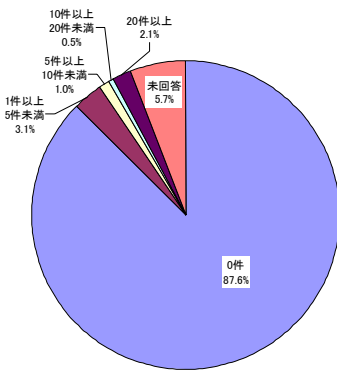
(3) -④国内特許登録件数

図 18 回答企業・団体における「知的財産の保護」の現状



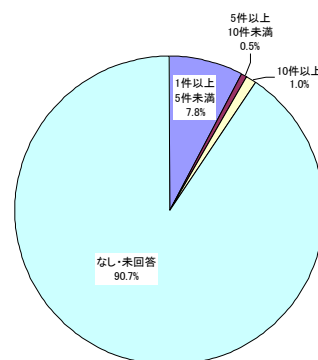
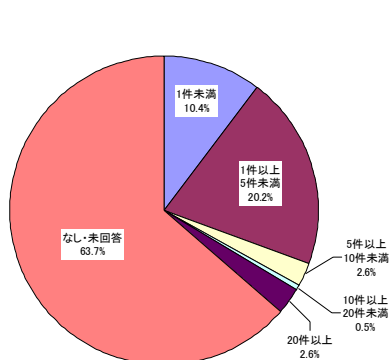
(3) - ⑤産業財産権の海外出願件数

(3) - ⑥海外特許出願件数



(3) - ⑦産業財産権の海外登録件数

(3) - ⑧海外特許登録件数

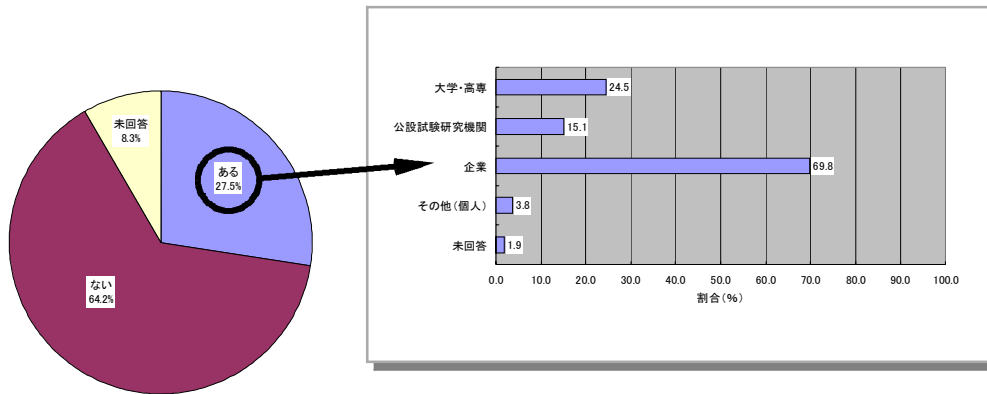


(4) 知的財産の年間平均出願件数

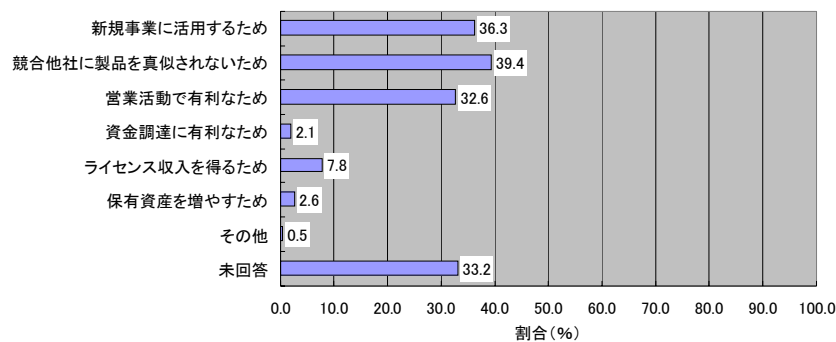
(5) 知的財産の海外への平均出願国数

図 18 回答企業・団体における「知的財産の保護」の現状

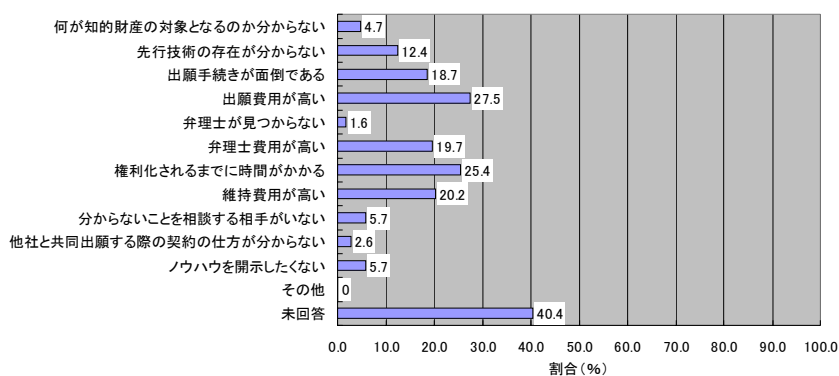




### (6) 知的財産の共同出願実績



### (7) 知的財産を出願・取得する目的



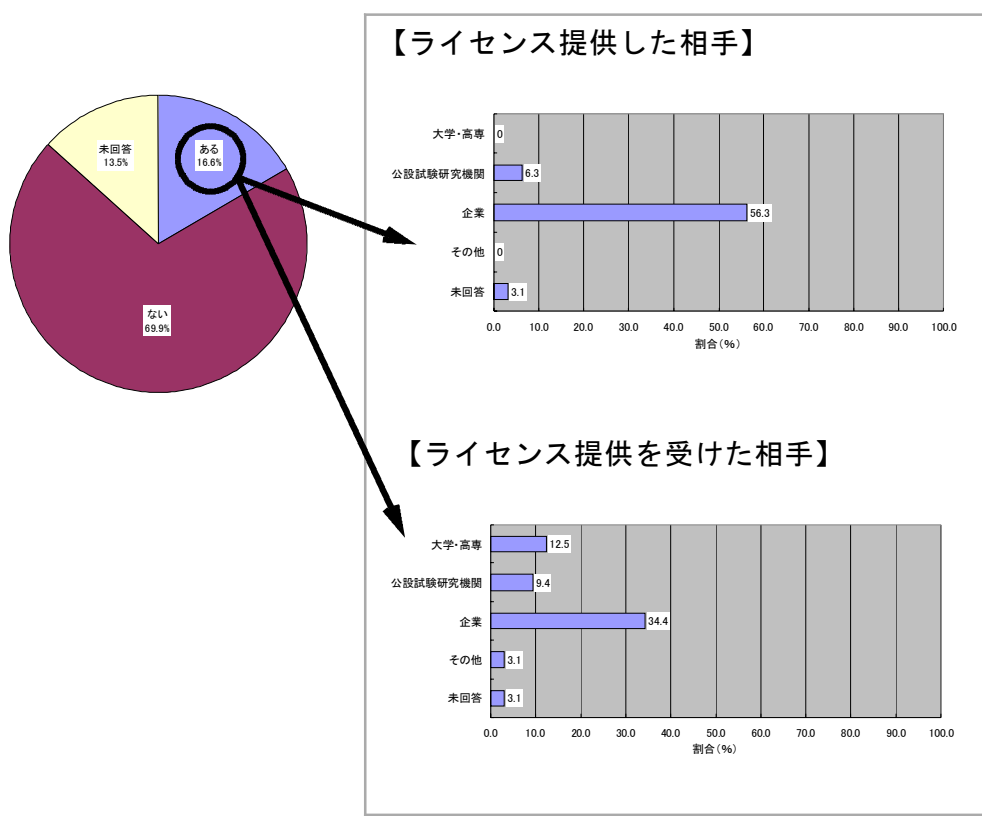
### (8) 知的財産を出願・取得する上で困ったこと

図 18 回答企業・団体における「知的財産の保護」の現状

図19(1)～(2)に回答企業・団体における「知的財産の活用」の現状(知的財産に係るライセンス契約、知的財産に係る係争)を示します。

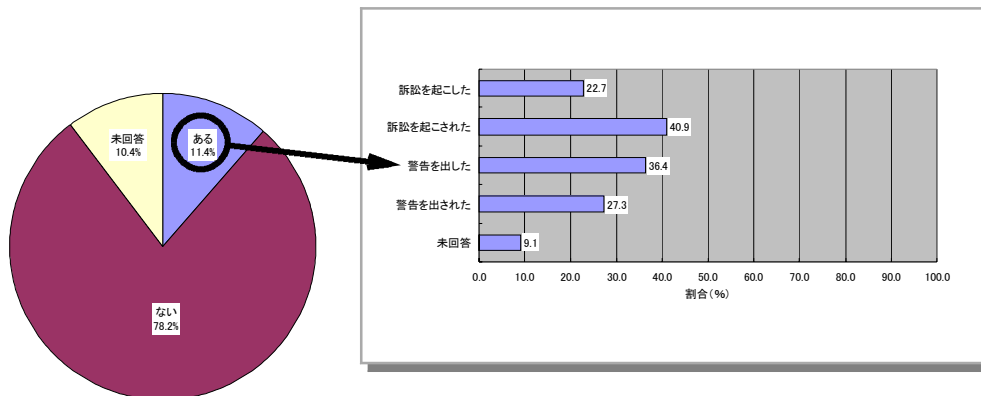
知的財産に係るライセンス契約については、16.6%の企業が経験を持っており、そのうち相手企業にライセンス提供したケースが56.3%(全体の9.3%)、相手企業からライセンス提供を受けたケースが34.4%(全体の5.7%)という結果になっています。また、大学・高専、公設試験研究機関からライセンス提供を受けたケースはそれぞれ12.5%(全体の2.1%)、9.4%(全体の1.6%)に止まっており、詳細は後述しますが、積極的な技術移転の推進と実用化支援が今後の課題となっていることが窺えます。

知的財産に係る係争については、11.4%の企業が経験を持っており、相手企業から訴訟を起こされたケースが40.9%(全体の4.7%)と最も多く、警告を出されたケースも27.3%(全体の3.1%)あるという結果になっています。一方、訴訟を起こしたケースは22.7%(全体の2.6%)、警告を出したケースは36.4%(全体の4.1%)となっており、これらの係争に巻き込まれることで知的財産に対する意識が高まる企業が多いようです。



(1) 知的財産に係るライセンス契約

図19 回答企業・団体における「知的財産の活用」の現状



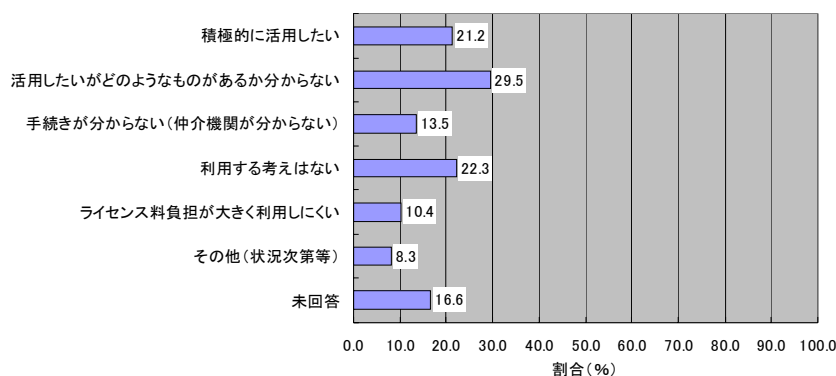
## (2) 知的財産に係る係争

図 19 回答企業・団体における「知的財産の活用」の現状

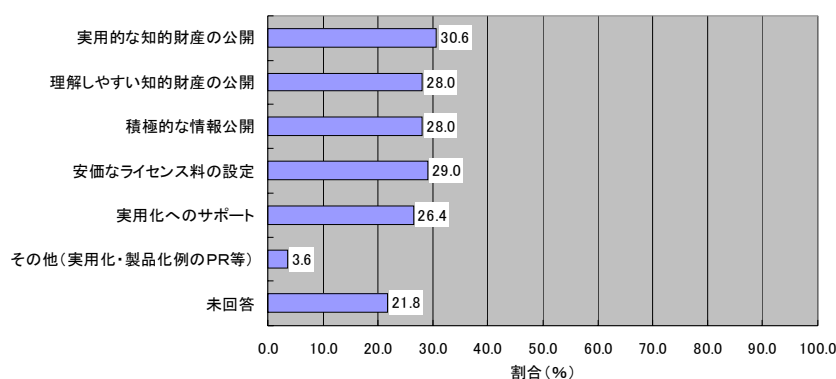
図 20 (1) ~ (2) に回答企業・団体における大学・高専や公設試験研究機関などが所有する知的財産に対する意識（活用意識、期待すること）を示します。

活用意識については、「積極的に活用したい」が 21.2%を占めるものの、「活用したいがどのようなものがあるか分からない」が 29.5%と最も多く、大学・高専や公設試験研究機関などにおける積極的な情報公開が課題となっています。また、「手続きが分からない」、「ライセンス料負担が大きく利用しにくい」、「状況次第」という回答もあり、内容の充実とともに利用しやすい制度と広報活動が求められています。一方で、「利用する考えはない」が 22.3%を占めており、企業が求める知的財産が少ないという現状とともに、企業が主体的に研究開発を進めているケースも窺えます。

期待することについては、「実用的な知的財産の公開」、「理解しやすい知的財産の公開」、「積極的な知的財産の公開」とともに、「安価なライセンス料の設定」、「実用化へのサポート」が多く、大学・高専や公設試験研究機関などの技術移転における今後の課題となっています。



### (1) 活用意識



### (2) 期待すること

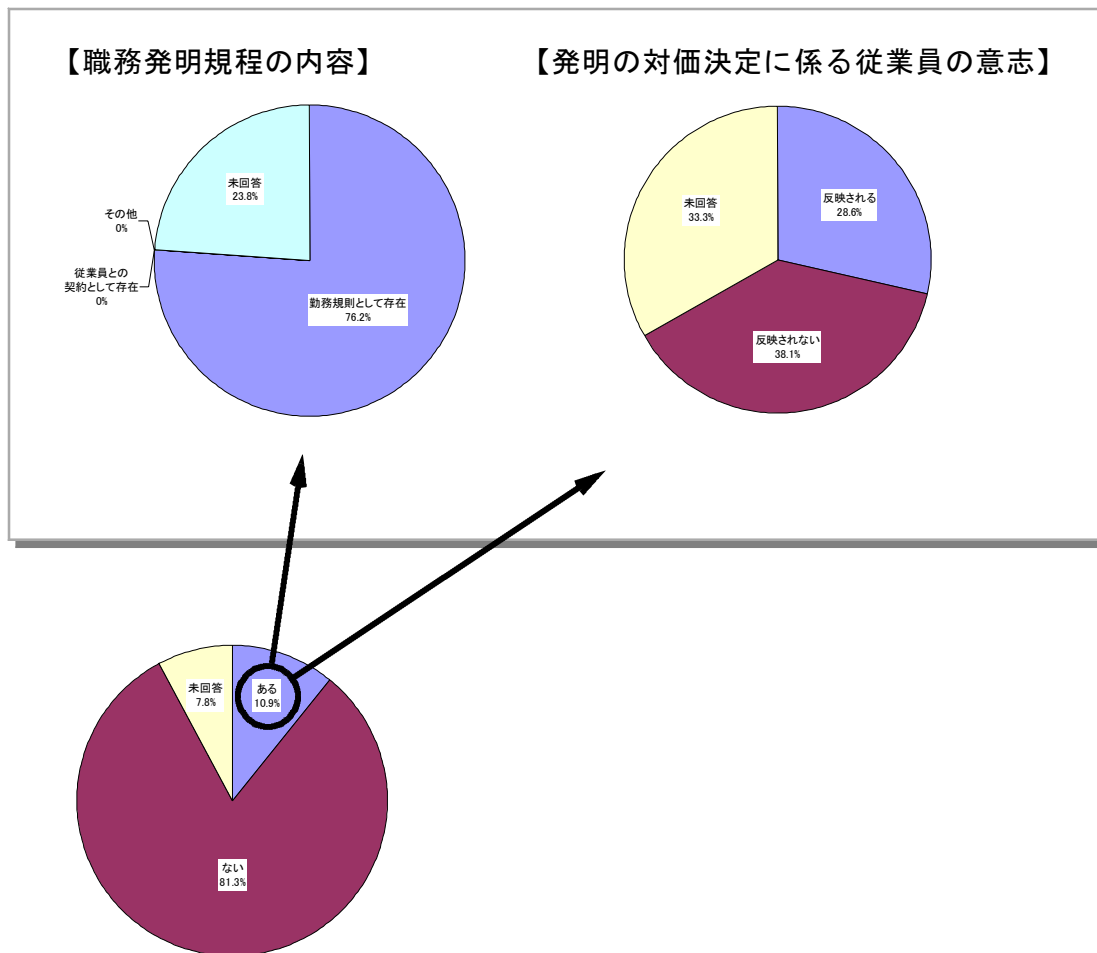
図20 回答企業・団体における大学・高専や公設試験研究機関などが所有する知的財産に対する意識

図21(1)～(2)に回答企業・団体における「各種規程」の現状(職務発明規程、退職者・離職者に対する社内機密取扱規程)を示します。

職務発明規程については、10.9%の企業が定めており、そのうち勤務規則として存在しているケースが76.2%(全体の8.3%)を占めます。また、国において職務発明制度が見直され、職務発明に係る「相当の対価」を決定する場合、使用者と従業者の間の不合理でない自主的な取り決めによることとなりましたが、発明の対価決定に従業者の意志が反映されるケースは28.6%(全体の3.1%)と少なく、大半が反映されないという結果になっています。中小企業では、職務発明も日常業務(給料)の一部として取り扱っているケースが多く、本来の発明人ではなく、使用者がそのまま発明人として出願しているケースもあるようです。

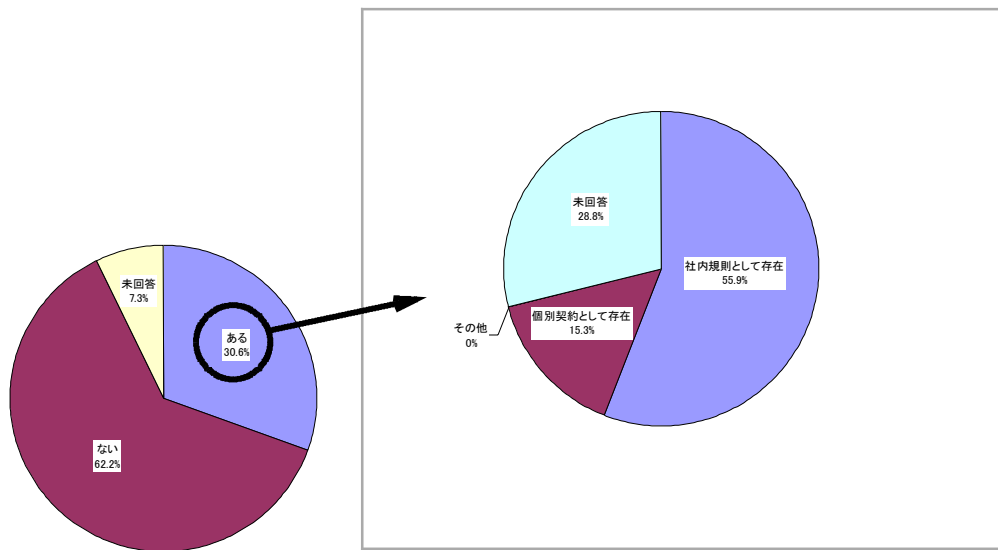
退職者・離職者に対する社内機密取扱規程については、30.6%の企業が定めており、そのうち社

内規則として存在するケースが 55.9%（全体の 17.1%）、個別契約として存在するケースが 15.3%（全体の 4.7%）を占めています。今後、団塊の世代が大量に退職していく中で、技術やノウハウの漏洩を防ぐためには、ある一定の取り決めを設けることも知的財産保護の観点から重要ですが、中小企業における今後の課題となっていることが窺えます。



(1) 職務発明規程

図 2 1 回答企業・団体における「各種規程」の現状



## (2) 退職者・離職者に対する社内機密取扱規程

図 2.1 回答企業・団体における「各種規程」の現状

図 2.2 (1) ~ (4) に回答企業・団体における知的財産に対する意識と県への要望（知的財産を活用した事業展開のメリット、知的財産を活用した事業化の苦勞、最も資金が必要な段階、知的財産の取得や事業化の際に行政に望む支援策）を示します。

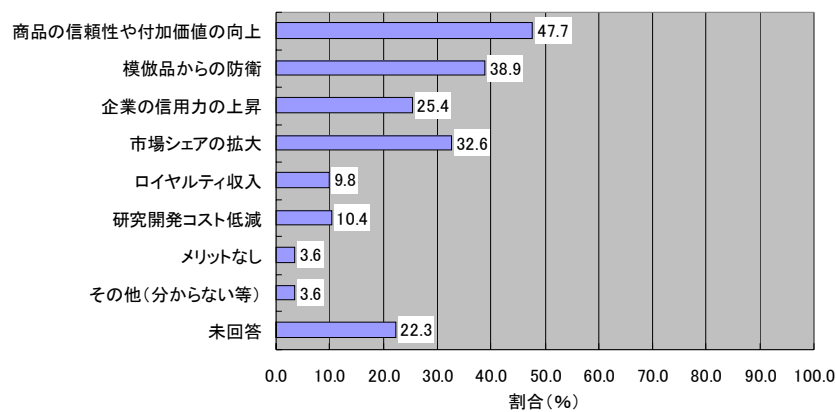
知的財産を活用した事業展開のメリットについては、現在事業で実際に活用しているかは別にして、「商品の信頼性や付加価値の向上」が 47.7%と最も多く、「模倣品からの防衛」、「市場シェアの拡大」、「企業の信用力の上昇」などが順に続いています。一方で、「メリットなし」、「分からない」という回答も少数ながらありました。これは研究開発型企業でないため、ビジネスでの活用に対して実感が湧かないことに起因しているようです。

知的財産を活用した事業化の苦勞については、「事業の採算性の不確実さ」が 30.6%と最も多く、「資金不足」、「技術者不足」、「製品化までの追加研究」、「開発や試作のための設備不足」、「取引先の開拓」などが順に続いています。したがって、知的財産を活用して事業化を進める場合、事業が軌道に乗って成功するまでの資金調達や販路開拓などが大きな課題となっていることが窺えます。また、研究開発を進める場合の人材や設備不足も大きな課題となっており、大学・高専や公設試験研究機関などをうまく活用していくことが今後の重要な課題となっています。

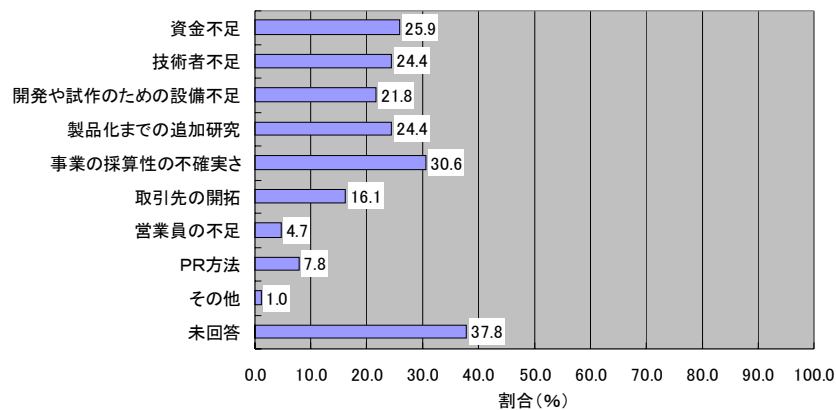
最も資金が必要な段階については、「技術・製品開発」が 56.0%と最も多く、「事業化（市場投入）」、「販路開拓」などが順に続きます。「特許取得」については研究開発や事業化などと比べると低いですが、それでも 8.8%を占めています。今後、開発した技術や製品を国内に止まらず海外へも展開する場合、知的財産保護に係る経費も増えるため、さらに多くなるものと予想されます。

知的財産の取得や事業化の際に行政に望む支援策については、「知的財産取得に係る経費補助」が 37.8%と最も多く、関連する「知的財産取得に係る経費融資」も 14.0%を占めており、弁理士に係る経費なども含めた知的財産取得に係る経費に関する要望が多いことが窺えます。次いで、「研

究開発や事業化資金の支援」が 21.8%と多く、事業を軌道に乗せるまでの支援に関する要望が多くなっています。また、「相談窓口の充実」が 19.7%、「税制面での軽減措置」が 19.2%、「知的財産教育（普及啓発）の強化」が 16.6%、「知的財産に係る専門家の紹介・派遣」が 15.5%、「試験研究施設の情報提供」が 14.0%、「マーケティング支援」が 13.0%、「事業パートナーや支援機関の紹介と交流の場の設定（コーディネート機能）」が 12.4%、「特許等知的財産の流通支援」が 11.9%、「商品の認証制度」が 10.9%と続いています。この他にも「知的財産を担保とした融資」や「経営戦略における特許等知的財産の情報活用支援（特許マップ作成指導等）」が挙げられる一方で、「行政支援は期待しない」という少数回答もありますが、概ね行政に対して何らかの支援を望んでいる結果となっています。したがって、これらの結果を参考に、新たな施策立案と既存施策の強化を進めていくことが、本県における産業競争力の強化や地域経済の活性化を図るための重要な課題となっています。

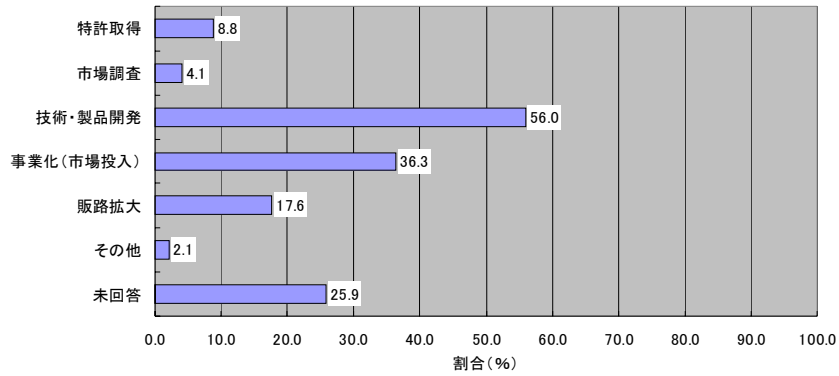


### (1) 知的財産を活用した事業展開のメリット

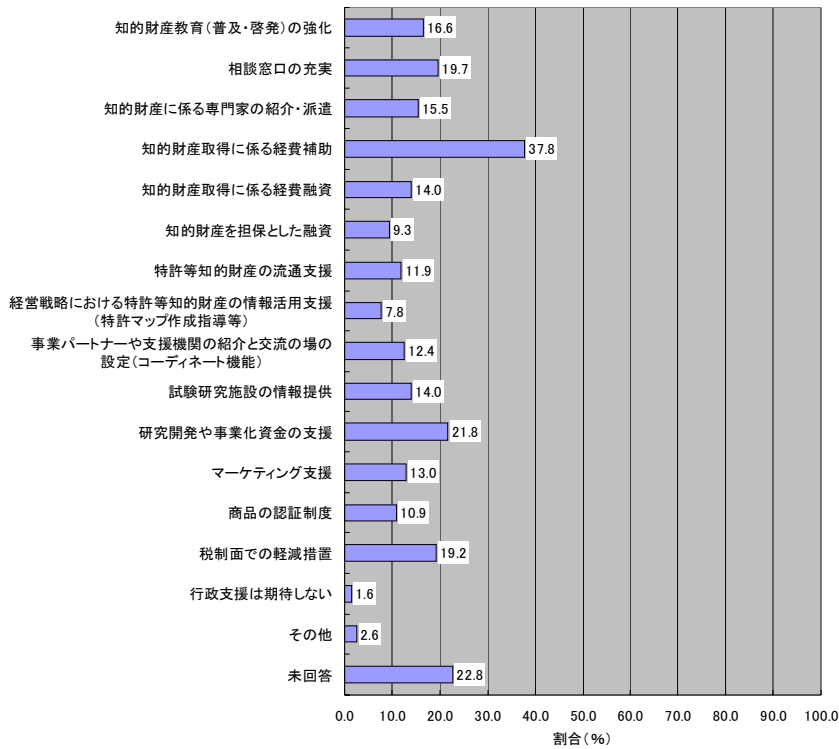


### (2) 知的財産を活用した事業化の苦労

図 2 2 回答企業・団体における知的財産に対する意識と県への要望



### (3) 最も資金が必要な段階



### (4) 知的財産の取得や事業化の際に行政に望む支援策

図 2 2 回答企業・団体における知的財産に対する意識と県への要望



図23(1)～(6)に回答企業・団体における県内の支援機関に対する認知度(大分県知的所有権センター、社団法人発明協会大分県支部、大分県産業科学技術センターなどの公設試験研究機関、財団法人大分県産業創造機構、有限会社大分TLO、大分県商工労働部産業技術開発室)を示します。

大分県知的所有権センター(〒870-1117 大分県大分市高江西1-4361-10、TEL:097-596-7101)は、先行技術調査に関する指導相談、特許管理などに関する指導相談、研究開発の動向調査に関する指導相談、特許取引・移転に関する指導相談、保有特許の活用に関するアドバイス、ライセンス契約に関するアドバイスなどを行っていますが、その認知度は53.9%であり、そのうち利用しているケースが16.3%(全体の8.8%)となっています。

社団法人発明協会大分県支部(〒870-1117 大分県大分市高江西1-4361-10、TEL:097-596-7121)は、知的財産権制度の普及啓発、弁理士による無料相談会、特許電子出願に係る指導相談、発明奨励、特許情報提供などのサービスを行っていますが、その認知度は56.5%であり、そのうち利用しているケースが22.0%(全体の12.4%)となっています。

大分県産業科学技術センター(〒870-1117 大分県大分市高江西1-4361-10、TEL(代表):097-596-7100)は、工業系の公設試験研究機関であり、県内中小企業の技術支援機関として研究開発、依頼試験、技術指導相談、設備開放、各種研修、情報提供などを行っています。

大分県農林水産研究センター(本部:〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1、TEL(代表):097-536-1111)は、農林水産系の公設試験研究機関であり、安全農業、水田農業、野菜・茶業、果樹、花き、畜産、林業、きのこ、水産に係る試験研究などを行っています。

大分県衛生環境研究センター(〒870-1117 大分県大分市高江西2-8、TEL(代表):097-554-8980)は、衛生環境系の公設試験研究機関であり、行政ニーズに基づいた試験分析などを行っています。

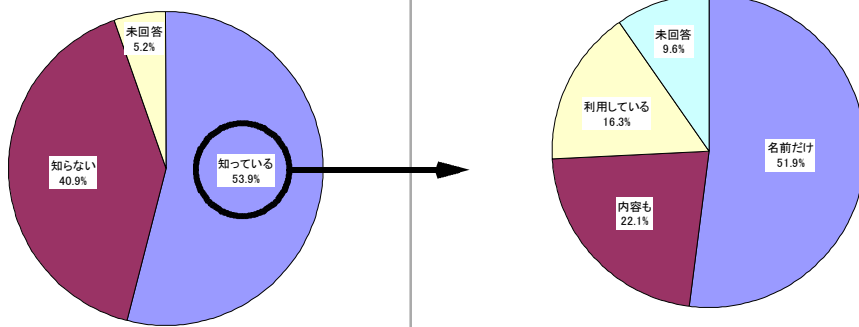
調査対象が企業主体のために多少偏りがありますが、これらの公設試験研究機関の認知度は80.8%であり、そのうち利用しているケースが41.7%(全体の33.7%)となっています。

財団法人大分県産業創造機構(〒870-0037 大分県大分市東春日町17-20、TEL(代表):097-533-0220)は、本県の中小企業支援センターとして、企業化支援、商業活性化支援、販路開拓支援、生産改善支援、研究開発支援、交流・連携促進支援、調査研究、地域活性化支援、人材育成、情報提供、情報化支援などを行っていますが、その認知度は77.2%であり、そのうち利用しているケースが40.3%(全体の31.1%)となっています。

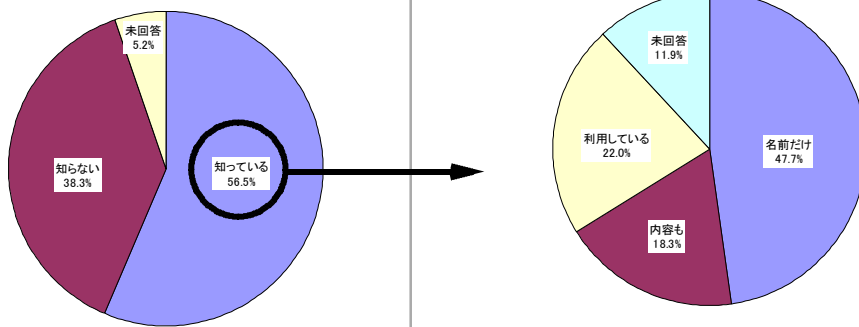
有限会社大分TLO(〒870-1192 大分県大分市旦野原700、TEL:097-554-6158)は、大学などの研究成果の技術移転、共同研究・受託研究の斡旋、公的プロジェクト支援、ベンチャービジネス支援などを行っていますが、その認知度は29.5%であり、そのうち利用しているケースが12.3%(全体の3.6%)となっています。

大分県商工労働部産業技術開発室(〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1、TEL(代表):097-536-1111)は、公設試験研究機関の連携や研究開発の推進、新技術・科学技術の振興、農工連携や産学官連携の促進、大分県LSIクラスター構想の推進などとともに、大分県知的所有権センターの事業管理を含む知的財産施策を推進していますが、その認知度は62.7%であり、そのうち利用しているケースが17.4%(全体の10.9%)となっています。

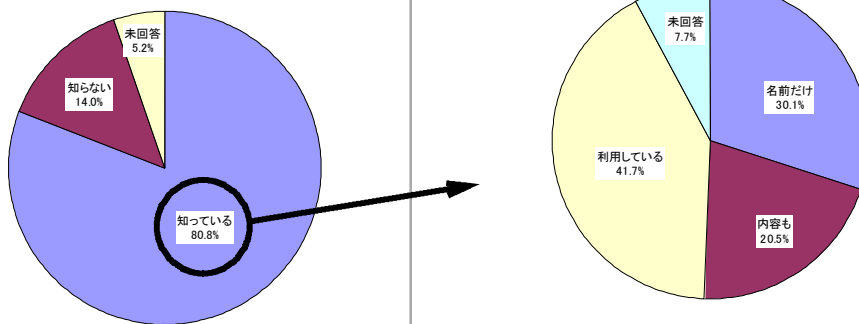
これらの機関を比較すると、一部において認知と利用が進んでいるものの、全体としてはまだ認知不足であるといえます。本県における産業競争力の強化や地域経済の活性化を図るためには、これらの機関の利用を増やすことが重要な鍵を握るため、積極的な情報公開と広報活動が今後の課題となっています。



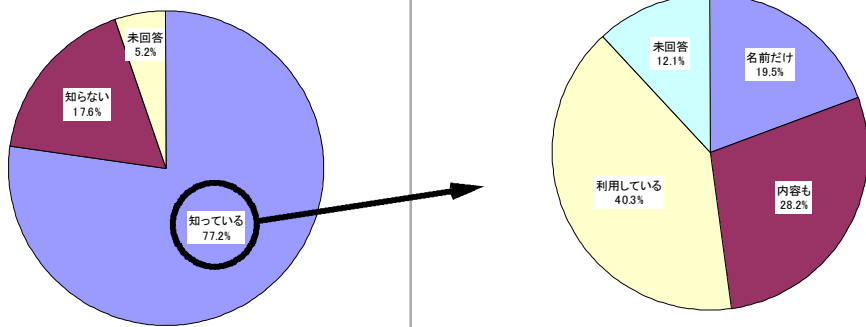
(1) 大分県知的所有権センター



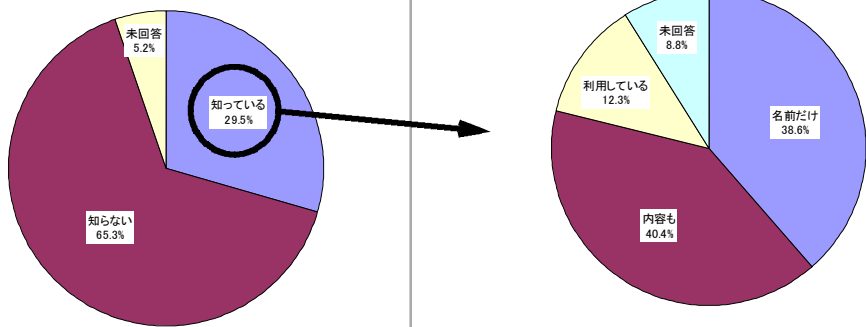
(2) 社団法人発明協会大分県支部



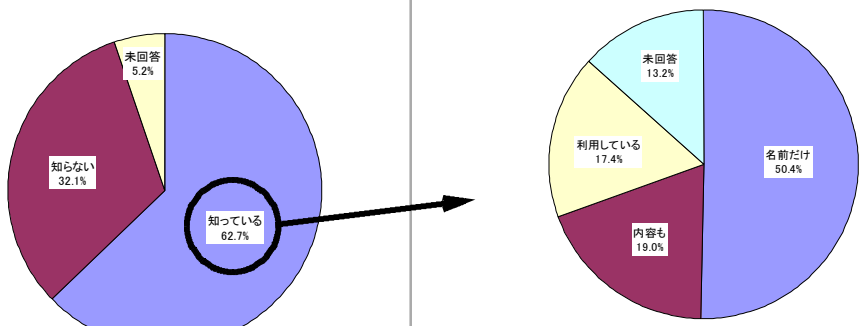
(3) 大分県産業科学技術センターなどの公設試験研究機関  
 図 2 3 回答企業・団体における県内の支援機関に対する認知度



(4) 財団法人大分県産業創造機構



(5) 有限会社大分 TLO



(6) 大分県商工労働部産業技術開発室

図 2 3 回答企業・団体における県内の支援機関に対する認知度

図 2 4 に回答企業・団体における国の支援機関に対する認知度（内閣官房知的財産戦略推進事務局、特許庁、九州経済産業局特許室、九州知的財産戦略センター、独立行政法人工業所有権情報・研修館、社団法人発明協会、財団法人日本特許情報機構、日本弁理士会）を示します。

内閣官房知的財産戦略推進事務局（〒 100-6011 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 11 階、TEL:03-3539-1801）は、省庁間を越えて国の知的財産戦略を推進していますが、その認知度は 2.1% となっています。

特許庁（〒 100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3、TEL（代表）:03-3581-1101）は、産業財産権制度の企画立案や審査・審判などを行っていますが、その認知度は 79.8% となっています。

九州経済産業局特許室（〒 812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎、TEL:092-481-2468）は、特許庁の地域の窓口として知的財産の保護・活用に向けた広報、普及、相談などとともに、地域知的財産戦略本部として地域知的財産戦略推進計画の策定を進めていますが、その認知度は 24.4% となっています。

九州知的財産戦略センター（〒 812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-23 住友博多駅前第 2 ビル 2 階、TEL:092-481-2468）は、九州経済産業局内に設置されており、特許庁のサポートや九州地域の知的財産支援機関との強力なネットワークのもとで、知的財産に係る啓発、相談、人材育成などを行っていますが、その認知度は 7.8% となっています。

独立行政法人工業所有権情報・研修館（本部：〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-3、TEL（代表）:03-3501-5765）は、特許庁の関係機関として、公報などの閲覧、相談、特許流通促進、情報普及、研修、人材育成などを行っていますが、その認知度は 3.1% となっています。

社団法人発明協会は（〒 105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-14、TEL（総務）:03-3502-5421）は、特許庁の関係団体として、発明奨励、青少年創造性開発育成、産業財産権制度の普及、地域振興などを行っていますが、その認知度は 52.3% となっています。

財団法人日本特許情報機構（〒 135-0016 東京都江東区東陽 4-1-7 佐藤ダイヤビル 6 階、TEL（代表）:03-3615-5511）は、特許庁の関係団体として、特許情報の収集・加工・提供及び調査・研究・開発などを行っていますが、その認知度は 6.7% となっています。

日本弁理士会（〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2、TEL:03-3581-1211）は、弁理士法に基づき設立された法人で、研修を通じた会員の能力の研鑽と向上、産業財産権制度の研究と普及などを行っていますが、その認知度は 33.2% となっています。

これらの機関を比較すると、特許庁、九州経済産業局特許室、社団法人発明協会、日本弁理士会のように直接関わりがある機関とそれ以外の機関で、認知度に差が出た結果となっています。

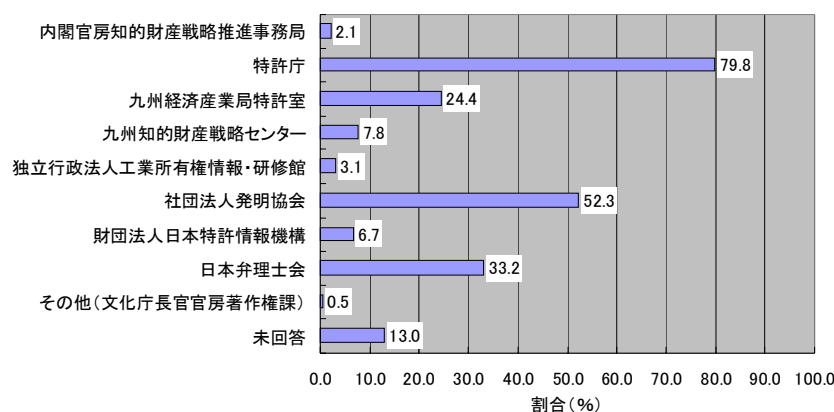


図 2 4 回答企業・団体における国の支援機関に対する認知度

図 2 5 (1) ～ (2) に回答企業・団体における国や県の支援制度に対する認知度（知っているもの、利用したことがあるもの）を示します。

特許電子図書館は、産業財産権情報をインターネットで検索できる独立行政法人工業所有権情報・研修館のサービスですが、その認知度は 48.2%であり、全体の 33.7%が利用しているという結果となっています。

審査請求料・特許料などの減免は、研究開発型中小企業や資金力に乏しい個人・法人などを対象とした特許庁の制度ですが、その認知度は 11.4%であり、全体の 1.6%が利用しているという結果となっています。

早期審査・早期審理は、中小企業や個人などを対象とした特許庁の制度ですが、その認知度は 15.0%であり、全体の 5.7%が利用しているという結果となっています。

中小企業等特許先行技術調査支援は、中小企業の審査請求前の出願について民間調査機関が事前に先行技術調査を行い、審査請求するか否かの見極めを支援する特許庁の制度ですが、その認知度は 8.3%であり、全体の 2.1%が利用しているという結果となっています。

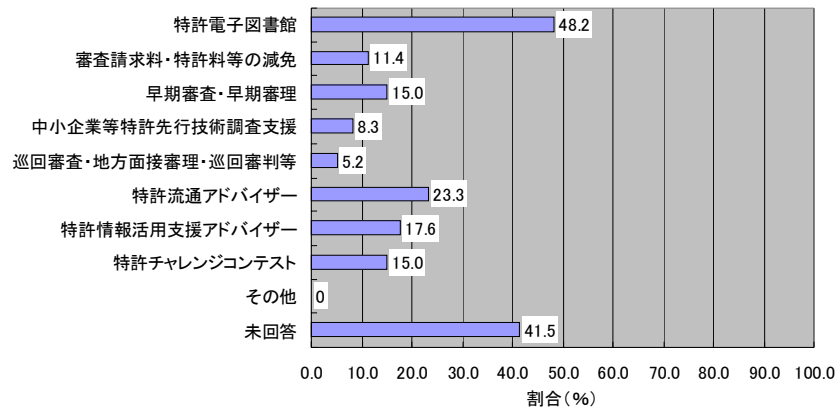
巡回審査・地方面接審理・巡回審判等は、審査官や審判官が全国各地に出向く特許庁の制度ですが、その認知度は 5.2%であり、全体の 2.6%が利用しているという結果となっています。

特許流通アドバイザーは、各経済産業局、各都道府県の知的所有権センター、各 TLO で特許取引・移転に関する指導相談、保有特許の活用に関するアドバイス、ライセンス契約に関するアドバイスなどを行っていますが、その認知度は 23.3%であり、全体の 10.4%が利用しているという結果となっています。

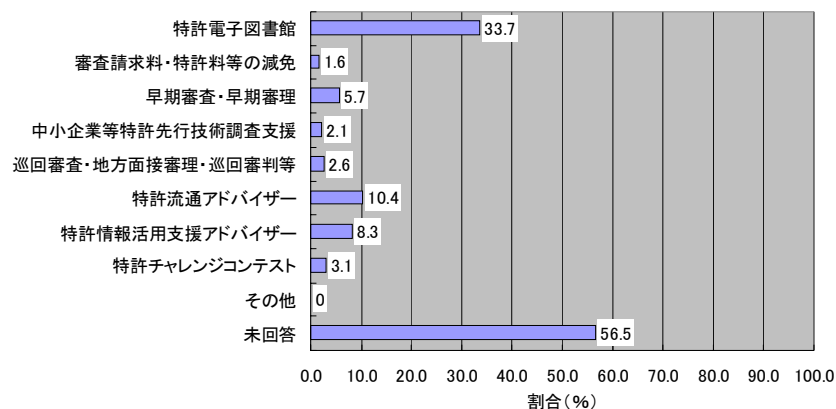
特許情報活用支援アドバイザーは、各都道府県の知的所有権センターで先行技術調査に関する指導相談、特許管理などに関する指導相談、研究開発の動向調査に関する指導相談などを行っていますが、その認知度は 17.6%であり、全体の 8.3%が利用しているという結果となっています。

特許チャレンジコンテストは、本県の産業振興に資する優秀な特許案件を出願した中小企業を顕彰する県独自の制度ですが、その認知度は15.0%であり、全体の3.1%が利用しているという結果となっています。

これらの支援制度を比較すると、知的財産保護の第一歩となる検索サービスの特許電子図書館は認知と利用が進んでいるものの、図18(3)にも示したように産業財産権の出願そのものが少ないこともあり、それ以外の支援制度の認知や利用はあまり進んでいない結果となっています。



### (1) 知っているもの



### (2) 利用したことがあるもの

図25 回答企業・団体における国や県の支援制度に対する認知度

以上の結果より、本県における知的財産の創造、保護及び活用を促進し、産業競争力の強化や地域経済の活性化を図るためには、知的財産に係る普及啓発の強化と人材育成、さらには相談窓口の充実が重要な課題となっています。また、研究開発型企業を育成・支援することも重要な課題となっており、知的所有権センターにおける特許情報活用支援や特許流通の促進、研究開発や事業化に向けた資金調達と販路開拓などのベンチャー支援、知的財産保護に係る経費支援などが求められて

います。さらに、中小企業単独では研究開発を推進することに限界があるため、大学・高専や公設試験研究機関などの人材、試験研究設備、知的財産などの積極的な情報公開と活用促進が求められています。これらの機関では公開情報の充実を図るとともに、安価で利用しやすい制度を整備し、積極的な技術移転と実用化支援による産学官連携の促進を図ることが今後の重要な課題となっています。

また、地域ブランドの育成については、地域づくりやイメージの向上、安全・安心で高品質な農林水産物やその加工品などの提供とともに、これらを適切に保護するための意匠や商標の活用も今後の重要な課題となっています。

#### 4. 県有知的財産の出願、登録、管理及び活用の状況と課題<sup>5)~7)</sup>

知的財産は、土地、建物、工作物、山林、動産、物権、有価証券などと同様に、重要な県有財産の一つとして挙げられます。しかし、生産活動を行っていない地方自治体では、民間のように自己防衛を目的として知的財産を所有するだけでなく、産業振興や地域振興に貢献するため、民間へ技術移転するなど知的財産を積極的に活用することが求められています。また、限られた予算の中で効率的かつ効果的に事業を実施するためには、技術移転により得た実施料収入などを次の事業予算に充てるという知的創造サイクルを確立することが重要な課題となっています。

表9に県有知的財産の出願、登録、管理及び活用の状況（平成17（2005）年3月31日現在）を示します。県有知的財産の大半は、公設試験研究機関に所属しています。知的財産立国の実現に向けて全国的に公設試験研究機関の研究成果を知的財産として保護し、活用する動きが高まっていますが、本県においてもここ数年で出願・登録・実施許諾件数が増加しています。しかし、実施料収入からも窺えるように、知的財産を収入に結びつけるためには、権利の移転後も製品化、製造、販売などの問題を克服する必要があるため、時間もかかり容易ではありません。したがって、本県の産業振興や地域振興に貢献するとともに、実施料収入の増加を図るためには、企業や生産者などのニーズを捉えた研究開発の推進により実用的な知的財産を創出することが重要であり、大分県知的所有権センターや財団法人大分県産業創造機構などの関係機関と連携して実施許諾先を開拓するとともに、権利の移転後も製品化、製造、販売などを一体となって支援する体制を整備することが課題となっています。

一方で、知的財産の取得、実施許諾、取り下げなどについては判断が難しいため、産業の特性に応じた基本方針や契約マニュアルを作成することが求められています。産業科学技術センターでは、いち早く特許ポリシー<sup>\*18</sup>や技術移転ポリシー<sup>\*19</sup>を作成し、実際に実施許諾を行っていますが、権利化の可能性がある研究開発については、権利取得の機会を失わないように先願主義や外部公表に留意し、知的財産の取得を検討することが重要なポイントとなっています。また、実施許諾については県内を優先するものの、専用実施権又は独占的通常実施権を与える場合や県外へ実施許諾する場合の条件、さらには実施料の設定などを整理することが重要なポイントとなっています。また、一定期間、実施許諾のない知的財産については、維持コストを考慮して権利を取り下げること検討しなければなりませんので、これらのポイントを踏まえて産業の特性に応じた基本方針や契約マニュアルを各機関ごとに作成することが課題となっています。

また、職員が勤務に関連して発明をした場合、「大分県職員職務発明規程」により、職務発明と認められるものについてはその権利が県に継承されますが、発明をした職員はその権利から得た収入実績の30/100以内（権利1件につき年間100万円を上限とする）の実施補償金（対価）を得ることができます。しかし、平成17（2005）年4月に国の職務発明制度が見直され、職務発明に係る「相当の対価」を決定する場合、使用者（この場合は県）と従業者（この場合は職員）との間で不合理でない自主的な取り決めが重視されるようになったことから、職務発明規程の見直しも課題となっています。

表9 県有知的財産の出願、登録、管理及び活用の状況<sup>5)～7)</sup>

所 属	権利の種類	出願件数	登録件数	実施許諾 件数	直近年度の実 施料収入(円)
産業科学技術セン ター	特許権	25	8	5	88,337
	意匠権	9	7	4	6,300
竹工芸・訓練支援 センター	意匠権	9	7	4	6,300
農林水産研究セン ター	特許権	16	2	2	475,230
	意匠権	6	6	3	0
	育成者権	13	11	0	0
文化振興課	商標権	1	1	—	—
農地農振室	商標権	2	2	—	—
畜産振興課	商標権	2	2	—	—
森林保全課	著作権	1	1	—	—
漁業管理課	商標権	1	1	—	—
(共同出願による重複)		(△ 17)	(△ 14)	(△ 8)	(△ 6,300)
合 計		68	34	10	569,867

注) 平成 17 (2005) 年 3 月 31 日現在 (所属については、同年 4 月 1 日現在) の状況で、出願件数は登録件数を含みます。

**【用語説明】**

\* 18 : パテントポリシーとは、知的財産の出願などに係る組織の基本的な方針をまとめたものです。

\* 19 : 技術移転ポリシーとは、知的財産の活用に係る組織の基本的な方針をまとめたものです。

**【参考資料等】**

- 1) 大分県商工労働部、おおいた産業活力創造戦略、P.5～6、P.12～13、P.15～18、P.39～40
- 2) 大分県企画振興部統計調査課、平成 16 年工業統計調査速報
- 3) 特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/>)
- 4) 日本弁理士会、パテント、Vol.57 (2004) No.11、P.44～45
- 5) 大分県包括外部監査人 古庄研二、平成 16 年度包括外部監査結果報告書、P.43～48
- 6) 大分県、県有財産表 (平成 16 年 3 月 31 日現在)、P.211～212
- 7) 特許電子図書館 (<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl/>)



## 第4章 「知的財産立県おおいた」を目指した 基本方向と課題解決の方策

### 【現状と課題】

産業競争力を強化し、地域経済の活性化を図るためには、「もの」に加えて価値ある「知恵」を重視し、研究や新技術・新製品開発などの知的創造活動で生み出された成果を特許などの知的財産として保護し、活用することが重要です。

我が国では、「科学技術力」や「創造力」の分野で国際競争力を強化し、未来を拓く「知的財産立国」の実現を目指し、平成14（2002）年11月に知的財産基本法を制定し、知的財産の創造・保護・活用に向けた様々な取り組みを行っています。一方、地方自治体では、知的財産基本法第6条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されたことを受け、独自の施策を推進するとともに、産業振興や地域振興の一つとして取り組んできた様々な施策を「知的財産」という新たな切り口で体系的にまとめ、部局横断的に支援しようとする動きも増えてきています。

本県では、平成17（2005）年1月に「おおいた産業活力創造戦略」を策定し、半導体関連産業、高度加工組立型産業、循環型環境産業を本県経済を牽引する先端ものづくり産業として位置付けるとともに、食品科学産業など地域資源活用型産業を育成することにより、「21世紀型の産業クラスター（産業集積）」の形成を推進しています。知的財産対策は、これらの産業を支援する施策の一つとして重要な役割を担っているため、同戦略の中で普及啓発の強化や相談体制の充実などの方向性を明記し、具体的な取り組みを始めています。

しかし、第3章でも述べたように、本県における平成16（2004）年の特許出願件数は218件（全国44位、九州7位）、実用新案出願件数は24件（全国38位、九州4位）、意匠出願件数は71件（全国36位、九州4位）、商標出願件数は317件（全国39位、九州6位）といずれも低い水準にあります。とくに本県は、九州第2位の製造品出荷額を誇りながら、特許などの知的財産の出願については九州内でも下位にあるのが現状です。

この原因として、

- ①県内の大手企業が首都圏にある本社経由で出願すること
- ②県内に研究開発型の中小企業が少ないこと
- ③県内に知的財産に対する認識がまだ十分に浸透していないこと
- ④県内に弁理士などの人材や地域における相談体制が十分に整っていないこと
- ⑤事業の採算性の不確実さを考慮すると、県内中小企業では出願に係る経費負担が大きいことなどが挙げられます。

また、第3章で示した知的財産アンケート調査の結果からも分かるように、本県における知的財産の創造・保護・活用の状況はあまり活発ではありませんが、県内の中小企業や団体からは、

- ①知的財産取得に係る経費補助
- ②研究開発や事業化資金の支援
- ③相談窓口の充実
- ④知的財産教育（普及啓発）の強化
- ⑤知的財産に係る専門家の紹介・派遣
- ⑥試験研究施設の情報提供
- ⑦マーケティング支援
- ⑧事業パートナーや支援機関の紹介と交流の場の設定（コーディネート機能）
- ⑨特許等知的財産の流通支援
- ⑩商品の認証制度

などの行政支援に対する要望も出されています。

また、大学・高専や公設試験研究機関などが所有する知的財産に対して、

- ①実用的な知的財産の公開
- ②理解しやすい知的財産の公開
- ③積極的な情報公開
- ④安価なライセンス料の設定
- ⑤実用化へのサポート

などが期待されています。

したがって、鉄鋼、石油化学、半導体、自動車、精密機械などの最先端企業の立地という優位な環境を十分に生かし、進出企業との「共生」による地場企業の産業競争力の強化を図るためには、経営戦略の中で事業戦略や研究開発戦略とともに、知的財産戦略を持った地場企業を育成・支援することが重要な課題となっています。また、大学・高専や公設試験研究機関における人材、試験研究設備、知的財産などの活用を促進するとともに、これらの機関では積極的な情報公開や技術移転の促進などを図ることが重要な課題となっています。

また、本県は、日本一の生産量を誇る「カボス」を始め、「トマト」や「ねぎ類」、「ホオズキ」、「豊後牛」などの農畜産物とともに、質・量ともに日本一の「乾しいたけ」や本県で開発された「大分方式乾燥材」などの林産物、さらにはブランド化に成功した「関あじ・関さば」、「城下かれい」を始め、「豊の活ぶり」などの水産物が豊富です。国指定の伝統的技術・技法に基づき作られた「別府竹細工」や「日田げた」などの伝統的工芸品もあり、高付加価値化や他地域との差別化を図ることで、地域ブランドとして売り出すことが可能な素材が豊富にあるといえます。さらには、海・山・温泉などの豊かな天然自然にも恵まれており、これらを活用した観光・レジャー・サービス産業なども盛んです。

民間による地域資源を生かした新しい取り組みの例としては、別府八湯を生かしたオンパク（温泉泊覧会）の開催や温泉の特徴を分かりやすく表示する別府独自の「温泉カルテ」の開発、中津の和傘復活、臼杵の進水式と醸造工場の見学を組み合わせた新しい産業観光、由布院駅から湯平温泉間を結ぶボンネットバスの運行など、魅力ある観光・地域づくりが行われています。このように、自然、文化、伝統、郷土料理、産業などの地域ごとの特性を生かした地域づくりを推進することで地域イメージも向上し、個々の地域の魅力がネットワークとなって相乗的な効果を生み出すことで、本県全体の地域ブランドとしての価値も高まることが期待されています。

国では、全国各地の産品を活用した地域づくりや地域興しの動きを踏まえ、これまで全国的な知名度を獲得しないと登録が不可能であった「地域名＋商品（役務）名」からなる商標について、「①法人格を有する事業協同組合や農業協同組合などの商標で、②地域と商品（役務）の密接な関連性があり、③一定程度の周知性がある場合」に限り、「地域団体商標」として平成 18（2006）年 4 月から登録を受け付けるなど、地域ブランドの保護に対する制度を整えています。しかし、産品のブランド化は、その品質保証とともに維持・管理をしていくことが重要であり、消費者がそれらの取り組みに対して信頼をよせて初めて成り立つものであるため、商標登録だけでなく総合的な視点でブランドづくりを進めていく必要があります。

本県では、農林水産部を中心に、地域ブランドづくりとして、「The・おおいた」ブランドの確立に向けて取り組んでいます。こうした国の動きも踏まえて県産品のブランド化を図るためには、関係法制度の普及啓発とともに、品質・安全管理技術の向上、デザイン・商品開発力の向上、市場開拓などの取り組みも重要な課題となっています。また、地域資源を活用した魅力ある地域づくりを推進し、本県全体の地域ブランドとしての価値を高めていくことも重要な課題となっています。

本章では、このような状況を踏まえ、本県における産業競争力の強化や地域経済の活性化を図るための知的財産対策として、以下の 4 つの基本方向を定め、課題解決のための具体的な方策を講じます。

## 【基本方向】

### 1. 知的財産の創造、保護及び活用による産業競争力の強化

身近に相談できる人材や窓口の充実、知的所有権センターにおける特許情報活用支援や特許流通の促進、研究開発や事業化に向けた資金調達と販路開拓などのベンチャー支援、知的財産保護に係る経費支援、大学・高専や公設試験研究機関の技術移転の促進、産学官連携の促進などを通じ、「21世紀型の産業クラスター（産業集積）」の形成に向けて研究開発型企業を育成・支援します。

### 2. 地域ブランドの推進による地域経済の活性化

地域ブランドを保護するための関係法制度の普及啓発とともに、県産品の品質・安全管理技術の向上、デザイン・商品開発力の向上、市場開拓などを通じ、「The・おおいた」ブランドの確立に取り組みます。また、地域資源を活用した魅力ある地域づくりを推進し、本県全体の地域ブランドとしての価値を高めていきます。

### 3. 知的財産マインドの醸成と人材育成

中小企業者、生産者、地方自治体職員、関係団体職員などに対する知的財産の普及啓発とともに、実務能力の向上を図ります。また、次世代を担う青少年に対する知的財産教育と科学技術の振興、大学や企業などにおける知的財産専門人材の育成支援などを推進します。

### 4. 県有知的財産の創造、保護及び活用の推進と環境整備

限られた予算の中で効率的かつ効果的に研究開発を推進し、産業振興や地域振興に貢献するため、県有知的財産の出願、登録、管理及び活用についてのあり方、研究者へのインセンティブの付与、推進体制などの環境を整備します。

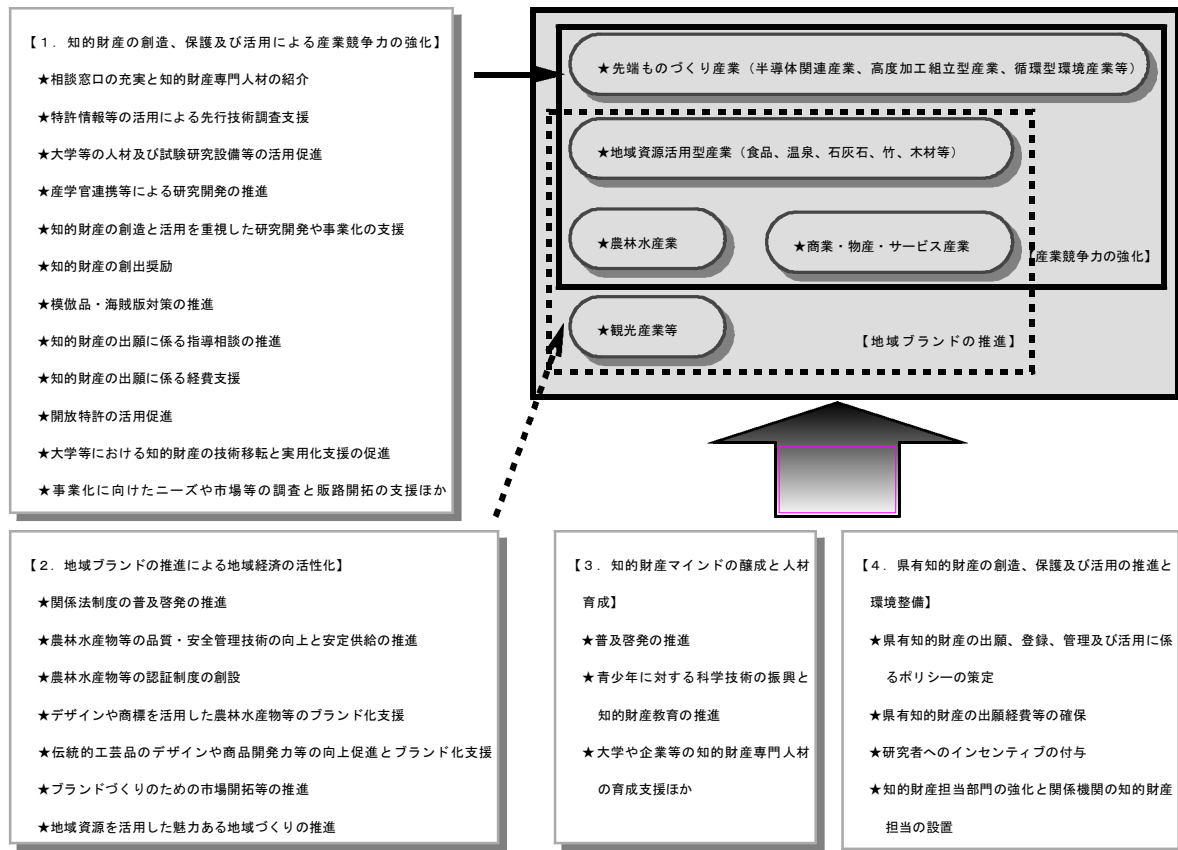


図 2 6 本県における知的財産対策の基本方向と支援イメージ

## 【課題解決の方策】

### 1. 知的財産の創造、保護及び活用による産業競争力の強化

第3章で示した知的財産アンケート調査の結果によると、本県における知的財産の創造、保護及び活用による産業競争力の強化を図るためには、後述する知的財産マインドの醸成と人材育成とともに、身近な相談窓口の充実が重要な課題となっています。平成18(2006)年1月1日現在、本県には弁理士が1名しかいないという現状もあり、身近に相談できる人材や窓口の確保が求められています。

また、「21世紀型の産業クラスター(産業集積)」の形成に向けて研究開発型企業を育成・支援することも重要な課題であり、知的所有権センターにおける特許情報活用支援や特許流通の促進、研究開発や事業化に向けた資金調達と販路開拓などのベンチャー支援、知的財産保護に係る経費支援などが求められています。

さらに、中小企業単独では研究開発の推進に限界があるため、大学・高専や公設試験研究機関などの人材、試験研究設備、知的財産などの積極的な情報公開と活用促進が求められています。これらの機関では公開情報の充実を図るとともに、安価で利用しやすい制度を整備し、積極的な技術移転と実用化支援による産学官連携の促進を図ることが今後の重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、本県では国や関係機関とも連携し、以下の取り組みを積極的に実施していきます。

#### <全般に係る方策>

##### (1) 相談窓口の充実と知的財産専門人材の紹介(商工労働部)

産業科学技術センター内に設置された知的所有権センターや併設された社団法人発明協会大分県支部は、知的財産に係る県内の総合窓口として広く一般に公開されています。

また、社団法人発明協会大分県支部では、弁理士による無料相談会を大分市で月4回、中津市で月1回開催し、地域における相談体制を整えています。しかし、産業の集積や地域ブランドづくりなどが進み中で、県内全域をカバーできていない現状もあります。

そこで、日本弁理士会と連携し、地域における無料相談窓口を拡充するとともに、知的財産専門人材の紹介を行っていきます。

★県内における地域無料相談窓口の拡充

★日本弁理士会のアクセスポイントなどを利用した知的財産専門人材の紹介

##### (2) 中小企業における知的財産担当の設置及び職務発明規程などの制定の奨励(商工労働部)

第3章で示した知的財産アンケート調査の結果によると、知的財産担当部門または担当者を設置している県内中小企業は少なく、企業経営において知的財産対策が浸透していないのが現状です。

また、これらの企業では職務発明規程や社内機密取扱規程などの整備も遅れており、今後増えることが予想される職務発明に係る係争や団塊世代の退職によるノウハウの漏洩などに対する対策が十分であるとはいえません。

そこで、本県ではこれらの取り組みを奨励し、意欲的な中小企業に対して知的所有権センターにおける企業戦略サポートなどを優先的に実施していきます。

★中小企業における知的財産担当の設置の奨励

★中小企業における職務発明規程などの制定の奨励

★知的財産対策に意欲的な中小企業に対する企業戦略サポートなどの優先的実施

##### (3) 知的財産に係る各種契約の重要性の啓発推進(商工労働部)

知的財産対策を推進するためには、共同研究契約、共同出願契約、秘密保持契約、ライセンス契約など、段階に応じて様々な契約を交わす必要があります。これらの契約を誤ると死活問題に発展する可能性もあるため、その重要性について関係機関と連携し、啓発を推進していきます。

★知的財産に係る各種契約の重要性の啓発推進

★各種契約に対するアドバイスの実施

## ＜創造に係る方策＞

### （４）特許情報などの活用による先行技術調査支援（商工労働部）

産業科学技術センター内に設置された知的所有権センターでは、特許情報活用支援アドバイザーを配置し、特許電子図書館などから得られる情報をもとに、先行技術調査に関する指導相談、特許管理などに関する指導相談、研究開発の動向調査に関する指導相談などを行っています。

また、新たに知的財産対策に意欲的な中小企業に対して、企業戦略サポートによる社内人材育成なども行っており、本県ではこれらの取り組みを今後も積極的に推進していきます。

- ★先行技術調査に関する指導相談の実施
- ★特許管理などに関する指導相談の実施
- ★研究開発の動向調査に関する指導相談の実施
- ★企業戦略サポートの推進【再掲】

### （５）大学や公設試験研究機関などの人材及び試験研究設備などの活用推進（生活環境部、商工労働部、農林水産部）

県内の中小企業や生産者団体などでは、研究開発を推進するための人材や設備が不足しており、大学や公設試験研究機関などの人材、設備、知的財産などの積極的な情報公開と活用を期待しています。

一方、本県には、医学、工学、経済、経営、教育、福祉、看護、芸術、文化、国際関係など、多種多様な分野の研究や教育に携わる大学、短大及び高専とともに、衛生環境系、工業・工芸系、農林水産系の公設試験研究機関があり、これらの機関ではホームページや広報誌などを通じて、研究内容、業務内容、トピックス、設備などの情報公開に努めています。

また、工業系を中心とした一部の大学や公設試験研究機関などでは、電子媒体や活字媒体などの一方的な情報発信だけでなく、産業支援のための技術相談、設備開放、人材育成などにも力を入れており、産学官交流や共同研究などを通じて、産業界と積極的な情報交換を行っています。

しかし、それぞれの機関や分野における位置付け、性格などが異なるため、研究者の資質による限られた範囲の交流はあっても、全ての機関の情報が県内に広く周知され、十分に活用されるまでには至っていません。

本県では、産学官や分野、業種を越えた連携による新たな産業の創出、新技術・新製品の開発などが重要な課題の一つとなっていることから、今後それぞれの機関の状況を踏まえた上で、大学や公設試験研究機関などの人材、設備、知的財産などの活用を積極的に推進していきます。

- ★大学や公設試験研究機関などの広報活動と公開情報の充実による活用の推進
- ★産学官や分野、業種を越えた交流と情報交換による広報活動の推進
- ★大学や公設試験研究機関などの支援体制の整備と地域支援や産業支援の促進
- ★産学官や分野、業種を越えた連携による共同研究の推進
- ★大学や公設試験研究機関などの技術移転や実用化支援の促進

### （６）産学官や分野、業種を越えた連携による研究開発の推進（生活環境部、商工労働部、農林水産部）

これまでの産学官連携は、理系分野の大学や企業などの交流が中心であり、調査研究から本格的な共同研究に進展する事例は限られていました。

そこで本県では、新たな産業の創出や新技術・新製品開発を行うための産学官連携による共同研究を推進するとともに、商業・物産・サービス産業などの文系分野の大学や企業などによる産学官連携を新たに推進していきます。

また、分野や業種を越えた連携は、県の試験研究機関連絡会議の中で、衛生環境系、工業・工芸系、農林水産系の試験研究機関の交流や共同研究がこれまで行われていましたが、行政部門や産業界との連携が十分でなく、あまり活発ではありませんでした。

そこで本県では、産学官からなる農工連携推進会議を設置し、農林水産業が要望する技術課題について、工業技術で解決を図るための目利きや企業とのマッチングを推進していきます。また、県内の農林水産物を活用するため、食品製造業との連携のためのマッチングを推進していきます。さらに、それ以外の新たな連携の可能性についても検討していきます。

- ★産学官連携による新技術・新製品開発などの共同研究の推進
- ★文系分野の大学や企業などによる産学官連携の推進
- ★農工連携による生産現場の課題解決や県内一次産品の活用の推進
- ★新たな連携の可能性の検討

### (7) 知的財産の創造と活用を重視した研究開発や事業化の支援（商工労働部）

県内の中小企業や生産者団体などでは、新事業への展開や製品の高付加価値化などに必要となる新技術・新製品開発力に乏しく、仮に優れた技術やビジネスプランを持っていても、資金不足により事業化や企業化まで進み難いという現状にあります。そこで本県では、県内企業などの技術開発を促進し、新事業展開、製品の高付加価値化などを図るため、技術開発に係る経費について助成又は融資を行っています。また、全国からビジネスプランを公募し、優れたものに対して事業化などに係る経費を助成しています。さらに、インキュベート施設として、大分県ソフトパーク内に「大分県iプラザ」や産業科学技術センター内に「ものづくりプラザ」を設置し、ITやものづくり分野の創業を支援しています。

また、本県の経営革新計画に係る承認企業は203社（平成18（2006）年1月1日現在）と順調に伸長しており、特許や実用新案を保有する企業は全体の約15%を占めています。しかし、優れた技術を保有しているにも拘わらず、マーケティングが弱いために売り上げを伸ばせない企業が多いのが現状です。そこで本県では、販路開拓などの支援とともに、経営革新承認企業に対してフォローアップ調査を行い、アドバイザー派遣などによる経営課題の解決を図っています。

今後は、研究開発により自ら創出した知的財産あるいは特許流通による開放特許などを活用して事業化を推進する中小企業や生産者団体などを積極的に支援していきます。

- ★中小企業、生産者団体などの研究開発や事業化に係る経費の助成又は融資の推進
- ★優れたビジネスプランに対する事業化などの経費助成の推進
- ★インキュベート施設入居企業の支援の推進
- ★経営革新承認企業の販路開拓支援の推進
- ★経営革新承認企業に対するフォローアップ調査とアドバイザー派遣による経営課題解決の推進
- ★知的財産の創造や活用に意欲的な中小企業、生産者団体などの研究開発や事業化に対する積極的支援の推進

### (8) 中小企業者などにおける知的財産の創出の奨励（商工労働部）

第3章の特許などの出願及び登録件数と直近の全国順位からも分かるように、本県は他の都道府県と比較して知的財産に対する意識が低く、その取り組みが遅れています。とくに県内の中小企業では、知的財産の創造、保護及び活用を通して技術の模倣を防止し、その技術をもとに事業を展開しながら、さらに事業で得た収益の一部を研究資金として次の技術開発へ投資するという「知的創造サイクル」が定着していません。

そこで本県では、これまでに特許取得奨励制度を設け、優秀な特許を出願した中小企業を顕彰し、知的財産に対する意識高揚を図ってきました。また、県教育委員会や社団法人発明協会大分県支部と共同で、大分県発明くふう展を毎年開催し、優秀作品を表彰するなど、発明思想の奨励を行っています。さらに、社団法人発明協会の九州地方発明表彰や特許庁の知的財産功労賞などへの推薦も行い、知的財産の創出奨励を推進しています。

今後は、取得した特許や開放特許を活用して製品化した中小企業を顕彰し、他の支援制度と連携して事業化をサポートするなど、より一層の知的財産の創出奨励を推進していきます。

- ★特許取得や特許活用の奨励
- ★大分県発明くふう展の開催
- ★九州地方発明表彰や知的財産功労賞などの奨励

### <保護に係る方策>

#### (9) 模倣品・海賊版対策の推進（商工労働部、農林水産部）

伝統的工芸分野では、国指定の伝統的技術・技法に基づき作られた「別府竹細工」において、偽装表示こそないものの、デザインが海外へ流出し、安い労働力によって作られた商品が国内で大量

に輸入販売されています。そこで、別府竹製品協同組合では、「伝統証紙」を貼付して差別化を図っています。また、本県では日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携して、海外ネットワークを通じた現地実態調査を推進しています。今後は、さらなる差別化と高付加価値化を図るため、意匠や商標による保護も含めた地域ブランドづくりを促進していきます。

また、大分日田げた組員が日田で生産加工した下駄であることを識別できるように商標登録された「天領日田げた」において、偽装表示こそないものの、日田市内の商店や旅館などで安い輸入品の下駄が売られており、消費者の混同を招くとともに、「日田げた」のイメージを損なう可能性があることが危惧されています。そこで本県では、類似品との差別化や高付加価値化を図るため、登録商標「天領日田げた」の周知と販路拡大を推進していきます。

農林水産分野では、県内の農産物のパッケージなどの国内での偽装や模倣は見られないものの、輸出に取り組む農産物として梨の海外での模倣事例が見られます。県産梨は平成 12（2000）年頃から台湾に輸出されていますが、台湾や香港でパッケージ、ロゴ、キャッチフレーズなどの模倣が発見されています。農業団体では、全農などと連携して国内における商標権の確立を進めています。今後は中国本土、香港、台湾などの東アジア地域での商標権の確立を進めることが課題となっています。

そこで本県では、東アジア地域の卸売市場でパッケージの模倣事例調査を行うとともに、農業団体に対する海外事情報告会で意識啓発を実施しています。また、農林水産省や日本貿易振興機構（ジェトロ）と情報交換を行うとともに、「ブランドおおいた輸出促進協議会」において、中国における商標権の確立に取り組んでいます。さらに今後は、同協議会において、台湾や香港における商標権の確立を目指すとともに、東アジア地域での農産物パッケージの調査・研究を推進していきます。

★伝統的工芸品の高付加価値化と模倣品などに対する差別化の推進

★ブランドおおいた輸出促進協議会における東アジア地域での県産品（農産物）の商標登録と農産物パッケージの調査・研究の推進

★日本貿易振興機構（ジェトロ）などとの情報交換と連携による現地実態調査の推進

★農業団体に対する海外事情報告会での意識啓発の推進

#### （10）知的財産の出願に係る指導相談の推進（商工労働部）

前述したように、社団法人発明協会大分県支部では、弁理士による無料相談会を大分市で月 4 回、中津市で月 1 回開催し、知的財産の出願に係る指導相談を行っています。また、電子出願用共同利用端末を用いたオンラインによる特許などの電子出願に係る指導相談や、先行技術調査による特許情報の提供などを行っています。

また、大分県知的所有権センターでは、先行技術調査、特許管理、研究開発の動向調査などの指導相談を行うとともに、中小企業の実務者を対象に特許出願や特許情報活用の企業戦略サポートを推進しています。

本県では、これらの取り組みを今後も一層推進するとともに、特許庁、九州経済産業局、日本弁理士会などと連携し、知的財産セミナーを通じて実務者の養成を図ります。また、第 2 章の図 10 に示した特許庁の中小企業に対する総合的な支援制度（特許審査請求時の先行技術調査支援、特許審査請求料・特許料の減免、早期審査・審理、面接審査・審理、巡回審査・審判など）の周知と活用を促進していきます。

★県内における地域無料相談窓口の拡充【再掲】

★電子出願用共同利用端末を用いたオンラインによる出願指導相談の実施

★先行技術調査、特許管理、研究開発の動向調査などに関する指導相談の実施【再掲】

★先行技術調査による特許情報の提供

★企業戦略サポートの推進【再掲】

★制度説明、事例紹介、模倣対策、コンテンツ問題、基礎実務などを交えた初中級者向け知的財産セミナーの開催

★産業、業種、専門分野別の実務者向け知的財産セミナー及び無料相談会の開催

★特許庁の中小企業に対する総合的な支援制度の周知と活用の促進

#### （11）知的財産の出願に係る経費支援（商工労働部）

第3章で示した知的財産アンケート調査の結果によると、県内の中小企業などでは知的財産の出願に係る経費（弁理士に係る経費含む）の負担が大きく、経費の一部を助成して欲しいという要望が多く出されています。これは知的財産保護の重要性を理解しつつも、マーケティングの弱さなどから、事業化に至るまでの採算性の不確かさが懸念されるため、目先の出願経費が負担となっていることを表しています。一方、特許庁において、中小企業などに対する特許審査請求料や特許料の減免制度はあるものの、弁理士に係る経費などを含めた出願経費の助成制度はなく、各都道府県が独自で取り組んでいるのが現状です。

そこで本県では、特許出願について、国内外における出願経費の助成を行うとともに、他の支援制度と連携して事業化をサポートするなど、より一層の知的財産保護を推進していきます。

★国内特許出願の経費助成の推進

★国際特許出願の経費助成の推進

★特許庁の中小企業に対する総合的な支援制度の周知と活用の促進【再掲】

★他の支援制度と連携した事業化サポートの推進

## ＜活用に係る方策＞

### （12）知的財産を担保とした資金調達支援（商工労働部）

地価が下落している中で、不動産担保による債権保全は必ずしも安全ではなくなっており、担保に乏しいベンチャー企業などは融資を受けることが困難となっています。

知的財産担保融資制度については、日本政策投資銀行などに制度が設けられていますが、知的財産の担保価値や変動リスクを正しく評価することが困難であることから、一般的に普及しておらず、県内においては取り扱った事例はありません。

そこで本県では、地域金融機関及び日本政策投資銀行と「地域金融勉強会」において、知的財産を担保とする制度融資などについて今後検討していきます。

★地域金融勉強会の設置

★知的財産を担保とする制度融資などの検討

### （13）開放特許などの活用促進（商工労働部）

現在国内で登録されている特許約100万件のうち、活用されているものは約40万件、未活用特許のうち、他者へライセンスしてもよい開放特許は30万件以上あるといわれており、特許流通市場に注目が集まっています。国内各地に派遣された特許流通アドバイザーの技術移転成約実績は5,461件（平成9（1997）年度から平成16（2004）年度までの累計）に上り、その経済インパクトは1,578億円に上ると試算されています。

本県でも、産業科学技術センター内に設置された知的所有権センターに特許流通アドバイザーを配置し、特許取引・移転に関する指導相談、保有特許の活用やライセンス契約に関するアドバイスなどを行っており、これらの取り組みを今後も積極的に推進していきます。また、他の支援制度と連携して事業化をサポートするなど、より一層の知的財産活用を推進していきます。

★特許取引・移転に関する指導相談の実施

★保有特許の活用に関するアドバイスの実施

★ライセンス契約に関するアドバイスの実施

★他の支援制度と連携した事業化サポートの推進【再掲】

### （14）大学や公設試験研究機関などにおける知的財産の技術移転と実用化支援の促進（生活環境部、商工労働部、農林水産部）

大学や公設試験研究機関などの研究は、それぞれの機関の位置付けや性格により多少異なるものの、教育、科学技術振興、産業振興、地域振興、危機管理などのために行われています。しかし、海外との国際競争に打ち勝つためには、これまでのように単に論文などで公表するだけでなく、知的財産として保護できるものは保護し、それを活用していくことが求められています。

一方、県内の中小企業や生産者団体などでは、研究開発を推進するための人材や設備が不足しており、大学や公設試験研究機関などの人材、設備、知的財産などの積極的な情報公開とともに、知的財産の技術移転や実用化へのサポートを期待しています。



このような状況の中、大学や高専の研究成果を民間へ技術移転する県内唯一の機関として、有限会社大分 TLO が平成 15（2003）年 6 月に設立され、企業とのマッチングによる技術移転の促進を図っています。平成 17（2005）年 11 月末現在、同社で取り扱っている出願特許は 49 件で、技術支援契約は 1 件、技術移転契約は 1 件、秘密保持契約は 17 件、有効性確認のためのオプション契約は 8 件となっています。今後は、大分大学の知的財産本部との連携を推進するとともに、日本文理大学や大分工業高等専門学校との連携を強化して特許出願件数を大幅に増やし、それらを技術移転していくことが重要な課題となっています。また、産学共同研究を積極的にコーディネートすることにより、実際に技術移転可能な特許を生み出す活動や、企業の技術課題を解決するために大学教官などを紹介・斡旋する活動など、新たな業務分野を自ら開拓し、産学連携のネットワークの要としての役割を担っていくことが期待されています。

一方、県の試験研究機関において、産業科学技術センターでは、特許ポリシーや技術移転ポリシーを作成し、研究成果の知的財産保護とともに、企業への技術移転を推進しています。また、農林水産研究センターでは、研究成果の現地実証などの取り組みを通して生産現場へ技術移転を図っており、平成 17（2005）年 4 月より重点品目の技術指導を担当する広域普及指導員を配置して、現場対応力を強化しています。本県では、今後もこれらの取り組みを積極的に推進するとともに、未利用特許などの活用については、知的所有権センターなどと連携して技術移転を促進していきます。また、技術移転した知的財産に対して、他の支援制度と連携して事業化をサポートし、競争力のある産業や企業の育成に取り組んでいきます。

★大学や公設試験研究機関などの研究成果の知的財産保護の推進

★大学や公設試験研究機関などの技術移転や実用化支援の促進【再掲】

★大学や公設試験研究機関などの支援体制の整備と地域支援や産業支援の促進【再掲】

★他の支援制度と連携した事業化サポートの推進【再掲】

★大学や公設試験研究機関などの研究成果、知的財産などを活用した競争力のある産業や企業の育成推進

#### （15）事業化に向けたニーズや市場などの調査と販路開拓の支援（商工労働部、農林水産部）

県内の中小企業では、自社が持つ製品や技術力を客観的に評価することができず、新たな連携先や顧客開拓に苦労しています。また、人材などの不足により、市場ニーズを把握し、ニーズにマッチした製品開発を行うなどのノウハウやプロセスが確立されておらず、仮に優れた製品を開発しても、信用力や知名度の低さから販路開拓が進まないという現状にあります。

そこで本県では、県内企業が保有する技術などについて、事業評価とマッチングを行う第三者専門機関を活用しながら技術力を評価し、販路開拓の支援を行っています。また、県内企業の製品開発に対し、アドバイザーを派遣することにより、ニーズにマッチした製品開発やマーケティング調査など、製品開発に必要とされる基礎的なプロセスの習得を支援しています。さらに、県内企業の開発した新技術・新製品を行政機関が率先して活用するため、行政機関向け展示会の開催や県の各機関が随意契約で新商品などを購入できるトライアル発注制度の活用により、企業の信用力の向上を図るとともに、県外などでの大規模な展示会への出展に対して経費の一部を助成しています。

また、本県の農林水産物やその加工品、伝統的工芸品などは、素晴らしい素材が多いものの、なかなか全国に流通する商品が出ていないという現状にあります。IT や宅配サービスの進展、消費者ニーズの多様化、安全・安心への指向、本物や個性へのこだわりなど、物産を取り巻く環境は変化しており、消費者ニーズを反映した商品開発や販路開拓に向けた生産者の意識改革が課題となっています。

そこで本県では、全国規模の展示会・商談会への出展に対する助成、物産展への出展による商品の紹介・宣伝を推進するとともに、今後は首都圏に設置するフラッグショップを活用し、消費者ニーズの把握や県産品の販路拡大を図っていきます。また、巨大市場が形成されつつある中国などの海外への展開については、市場特性の把握、百貨店や商社との関係づくりを推進していきます。

★県内企業の技術力評価と販路開拓支援の推進

★県内企業の製品開発力向上支援の推進

★県内企業の新技術・新製品に対する行政機関における積極的活用の推進

★フラッグショップを活用した消費者ニーズの把握と県産品の販路拡大

- ★大規模展示会への出展に対する経費助成と商品の紹介・宣伝の推進
- ★海外市場への展開の検討

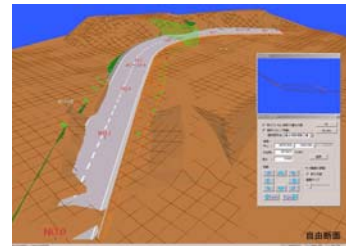
#### 【中小企業における知的財産を活用した製品開発事例①】

臼杵市の株式会社エコアップは、大分大学などとの産学官共同研究により、生ゴミなどの有機廃棄物を高速分解発酵する専用菌（中等度好熱菌）を用い、縦軸型攪拌方式による有機廃棄物再資源化装置「つちカエル」（特許第 3057488 号）をベースとした有機廃棄物再資源化システムを開発し続けています（特開 2006-7082 号）。また、「つちカエル」の名称とキャラクター「つちカエル君」について、商標登録を行っています（商標第 4682747 号、商標第 4682748 号）。



#### 【中小企業における知的財産を活用した製品開発事例②】

大分市の株式会社コイシは、大分大学との共同研究により、土木工事における三次元設計データと規格値を三次元グラフィックス化し、そこに三次元実測情報を重畳表示することで、全施工過程を視覚的にも数値的にも確認・検証することのできる土木工事測量・施工支援システム「KOISHI-3D」を開発しました（特許第 3440278 号）。同システムは、国土交通省からも高い評価を得ており、中小企業庁の「第 16 回中小企業優秀新技術・新製品賞 ソフトウェア部門 奨励賞」なども受賞しています。



#### 【中小企業における知的財産を活用した製品開発事例③】

日田市の中央発条工業株式会社は、自動変速機内で使用されるリターンコイルについて、素線矩形断面のコイルばねをプレート 2 枚で固定する構造により、ねじれ剛性の向上と自動組み立てを可能にしました（特許第 3288458 号）。同社はばね専門のメーカーとして、これまでも数多くの技術を知的財産として保護し、自動車メーカーに部品供給しています。なお、同技術は、平成 17（2005）年度九州地方発明表彰において、「支部長賞」を受賞しています。



#### 【中小企業における知的財産を活用した製品開発事例④】

大分市の帝国カーボン工業株式会社は、比較的低速（5 ～ 40km/h）で走行するクレーン、ホイスト、電動台車などの各種搬送機器類に使用される潤滑性と耐摩耗性に優れた銅系焼結合金製集電子用材料とその製造方法を開発しました（特許第 3458144 号）。同社は素材メーカーとして、これまでも数多くの技術を知的財産として保護し、JR 新幹線電車パンタグラフ用すり板を始め、数多くの製品を鉄道、鉄鋼、電機などのメーカーへ供給しています。なお、同技術は、平成 17（2005）年度九州地方発明表彰において、「中小企業庁長官奨励賞」を受賞しています。



#### 【中小企業における知的財産を活用した製品開発事例⑤】

大分市の日本フィルム株式会社は、生活者の視点で使いやすさを追求したロール式ごみ袋「らびっとぱっく」を開発（特許第 3153528 号、意匠第 1086529 号、意匠第 1086695 号、意匠第 1086696 号、意匠第 1079973 号、意匠第 1079974 号）し、2005 年度グッドデザイン賞を受賞しました。同社はトイレットペーパーを包装するポリエチレンフィルムを始め、自治体指定のごみ袋（2003 年度グッドデザイン賞受賞）などの数多くの家庭用品を製造しており、その技術を知的財産として保護しています。



## 2. 地域ブランドの推進による地域経済の活性化

本県では、農林水産物を中心とした「The・おおいた」ブランドの確立に向けて取り組んでいます。これらの県産品を地域ブランドとして適切に保護していくためには、安全・安心で高品質なものを生産し、提供していくことは当然ですが、模倣を防止するための知的財産の普及啓発とともに、知的財産の保護及び活用の推進が重要な課題となっています。

国では、全国各地の産品を活用した地域づくりや地域興しの動きを踏まえ、これまで全国的な知名度を獲得しないと登録が不可能であった「地域名＋商品（役務）名」からなる商標について、一定の要件を満たしたものに限り、「地域団体商標」として平成 18（2006）年 4 月から登録を受け付けるなど、地域ブランドの保護に対する制度を整えています。したがって、本県においても、このような制度を積極的に活用して地域ブランドの保護を推進するとともに、フラッグショップなどを活用した情報発信や販路拡大を推進し、地域ブランドを確立していくことが重要な課題となっています。

一方で、地域ブランドには、地域の商品やサービスを指したブランドとともに、地域のイメージを指したブランドがあり、これらが結びつき好循環を生み出すことで、持続的な地域経済の活性化が図られるものと期待されています。本県では、豊富な天然自然や地域資源、さらには地域の魅力や産業を生かした観光・地域づくりを推進していますが、県産品のブランド化とともに、総合的な視点で地域ブランドを確立していくことも重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、本県では国や関係機関とも連携し、以下の取り組みを積極的に実施していきます。

### （1）関係法制度の普及啓発の推進（商工労働部、農林水産部）

地域ブランドづくりを推進する上で、関係法制度を理解し、活用することは重要であるものの、消費者、生産者、流通業者、実需者の間で認識も異なるため、普及啓発の強化が重要な課題となっています。

とくに商標法の改正では、前述した地域団体商標の登録が可能となりますし、不正競争防止法の改正では、営業秘密の保護強化や模倣品・海賊版対策を目的として罰則が強化されました。また、種苗法の改正では、育成者権の及ぶ範囲が「収穫物から直接に生産加工される加工品」にまで広がっています。

そこで本県では、国や関係機関と連携して、これらの関係法制度の普及啓発に努めるとともに、関係者間で共通認識が不十分な JAS 規格の実地調査と趣旨・内容の普及啓発を継続して実施していきます。また、平成 17（2005）年 10 月より開始している「e-na おおいた農産物認証制度<sup>\*20</sup>」の普及啓発を推進し、地域ブランドづくりを支援していきます。

- ★制度説明、事例紹介、模倣対策、コンテンツ問題、基礎実務などを交えた初中級者向け知的財産セミナーの開催【再掲】
- ★産業、業種、専門分野別の実務者向け知的財産セミナー及び無料相談会の開催【再掲】
- ★地域ブランドセミナーの開催
- ★JAS 規格などに関する実地調査と普及啓発の実施
- ★e-na おおいた農産物認証制度の普及啓発の推進

#### 【用語説明】

\*20：e-na おおいた農産物認証制度とは、本県独自の農産物に対する認証制度で、県が品目ごとに定めた標準的な化学肥料の使用量と化学合成農薬の使用回数の基準より、双方ともに 3 割以上、5 割以上削減した農産物を認証するとともに、JAS 法により認証された有機農産物も対象に、所定のロゴマークの使用を認めるものです。

### （2）農林水産物やその加工品の品質・安全管理技術の向上と安定供給の推進（商工労働部、農林水産部）

農林水産物やその加工品のブランド化には、消費者からの信頼を得るための品質・安全管理が重要であり、安全・安心な商品を安定して供給していくことが求められています。しかし、農林水産物の品質・安全管理は、これまで出荷後の市場などにおける検査が中心であり、生産段階で農薬な

どの管理をしているものの、「生産～出荷～流通～市場」に至るまでの総合的な管理を行っているケースは少ないのが現状です。また、これらを原材料とした加工品においては、総合的な品質・安全管理が行われているものの、原材料の安定供給の問題や高品質な原材料を使用した場合のコスト問題もあり、調達方法が多岐に渡っているのが現状です。

そこで本県では、生産者に対する安全管理意識の向上を図るとともに、GAP（Good Agricultural Practice、適正農業規範）<sup>\*21</sup>の導入による農産物の安全管理を進めており、平成 17（2005）年度から水耕ねぎと水耕みつばで取り組んでいます。また、国内で乳・乳製品、食肉製品、魚肉ねり製品などの製造基準のある食品を対象に導入されている HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point、危害分析重要管理点）<sup>\*22</sup>について、研修会を開催するなどの取り組みも行っています。

今後は、GAP の導入推進を水耕ねぎや水耕みつば以外の品目にも広げ、食品の衛生管理に対して HACCP の導入を奨励するとともに、トレーサビリティシステム<sup>\*23</sup>の導入や、本県独自の「e-na おおいた農産物認証制度」の普及啓発を推進していきます。また、産学官からなる農工連携推進会議を設置し、農林水産業が要望する技術課題について、工業技術で解決を図るための目利きや企業とのマッチングを推進していきます。さらに、県内の農林水産物を活用するため、食品製造業との連携のためのマッチングを推進していきます。

また、県産材の需要拡大を図るためには、品質・性能が明確な乾燥材を製材の 90%以上の用途となっている建築部材へ供給することが重要であり、体制の整備が求められています。そこで本県では、高温乾燥と天然乾燥の長所を取り入れた大分方式による良質な乾燥材の開発に成功し、同乾燥材の品質管理基準を作成するとともに、基準を満たした乾燥材を生産する工場を大分県産材流通情報センターで認証するなど、供給体制の整備とブランド化に取り組んでいます。今後は、大分方式乾燥材の生産や流通における法的な保護や対策についても、必要に応じて関係団体を交えて推進していきます。

- ★生産者に対する安全管理意識の啓発促進
- ★GAP 導入による農産物の安全管理の推進
- ★食品の衛生管理に対する HACCP 導入の奨励
- ★トレーサビリティシステムの導入推進
- ★e-na おおいた農産物認証制度の普及啓発の推進【再掲】
- ★農工連携による生産現場の課題解決や県内一次産品の活用の推進【再掲】
- ★大分方式乾燥材の供給体制の整備とブランド化の推進

#### 【用語説明】

- \* 2 1 : GAP（Good Agricultural Practice、適正農業規範）とは、農産物の生産において、農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷軽減を目的に、適切な生産方式を示す手引きとその手引きを実践する取り組みのことをいいます。
- \* 2 2 : HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point、危害分析重要管理点）とは、食品製造のすべての工程における危害の発生を分析して、重要な管理点を重点的に監視することにより、衛生的な食品を製造する方式です。
- \* 2 3 : トレーサビリティシステムとは、食品などの生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができるシステムで、生産者や流通業者はシステム媒体（バーコード、IC タグなど）に食品情報を集積するなどして、消費者がそれを必要に応じて検索することができます。

### （3）農林水産物やその加工品の品質・安全管理などに係る認証制度の創設（農林水産部）

農林水産物やその加工品の認証制度については、個々の生産者や生産者団体が既存の様々な認証制度を活用しています。また、しいたけや養殖魚などは、各種ウォッチャー制度により監視活動が行われています。地域ブランドの代表例である「関あじ・関さば」では、取得した登録商標の使用について、大分県漁業協同組合が基準を設けています。

一方、本県では、県が品目ごとに定めた標準的な化学肥料の使用量と化学合成農薬の使用回数の基準より、双方ともに 3 割以上、5 割以上削減した農産物や JAS 法により認証された有機農産物を対象に、所定のロゴマークの使用を認めるなど、独自の基準による「e-na おおいた農産物認証制度」を平成 17（2005）年 10 月から開始しています。しかし、消費者や生産者への認証制度の周知が課

題であるため、今後は制度そのものの周知とともに、生産技術の確立と生産者への普及を推進していきます。また、流通業者とも連携し、制度を円滑に運営するための体制を整備していきます。

また、大分方式乾燥材においては、品質管理基準を満たす生産工場を認証し、供給体制の整備とブランド化を推進していきます。

- ★ e-na おおいた農産物認証制度の普及啓発の推進【再掲】
- ★ e-na おおいた農産物の生産技術の確立と生産拡大の推進
- ★ e-na おおいた農産物の流通体制の整備
- ★大分方式乾燥材の供給体制の整備とブランド化の推進【再掲】

#### （４）デザインや商標を活用した農林水産物やその加工品のブランド化支援（商工労働部、農林水産部）

県内の中小企業や生産者団体などでは、デザインや商標を活用した付加価値の高い製品開発のプロセスやノウハウが少なく、模倣対策やブランドづくりを進める人材や知識なども不足しています。また、地域ブランドを適切に保護することを目的に商標法が一部改正され、「地域名＋商品（役務）名」からなる商標が「地域団体商標」として平成 18（2006）年 4 月より登録できるようになることから、その周知と活用が今後の課題となっています。

そこで本県では、製品開発の企画段階から専門家を派遣することにより、製品開発を「デザイン」の視点から見直し、経営資源としてのデザインの定着を図っています。また、農林水産物の東アジア地域への輸出に対して、「ブランドおおいた輸出促進協議会」において、中国における商標権の確立に取り組んでいます。さらに今後は、同協議会において、台湾や香港における商標権の確立を目指すとともに、東アジア地域での農産物パッケージの調査・研究を推進していきます。

また、商標法の改正や地域団体商標を活用した地域ブランドづくりについては、中小企業の事業協同組合設立を支援する大分県中小企業団体中央会の活用を図るとともに、国や関係機関と連携した普及啓発を推進していきます。さらに、平成 17（2005）年 10 月より開始している「e-na おおいた農産物認証制度」の周知や生産技術の確立、生産者への普及、流通体制の整備を推進していきます。大分方式乾燥材においては、品質管理基準を満たす生産工場を認証し、供給体制の整備とブランド化を推進していきます。

- ★製品開発におけるデザインの導入と専門家の派遣
- ★ブランドおおいた輸出促進協議会における東アジア地域での県産品（農産物）の商標登録と農産物パッケージの調査・研究の推進【再掲】
- ★制度説明、事例紹介、模倣対策、コンテンツ問題、基礎実務などを交えた初中級者向け知的財産セミナーの開催【再掲】
- ★産業、業種、専門分野別の実務者向け知的財産セミナー及び無料相談会の開催【再掲】
- ★地域ブランドセミナーの開催【再掲】
- ★ e-na おおいた農産物認証制度の普及啓発の推進【再掲】
- ★ e-na おおいた農産物の生産技術の確立と生産拡大の推進【再掲】
- ★ e-na おおいた農産物の流通体制の整備【再掲】
- ★大分方式乾燥材の供給体制の整備とブランド化の推進【再掲】

#### （５）伝統的工芸品のデザインや商品開発力などの向上促進とブランド化支援（商工労働部）

「別府竹細工」や「日田げた」に代表される県内の伝統的工芸品業界では、産業科学技術センター日田産業工芸試験所や竹工芸・訓練支援センターと連携してデザインや商品開発力の向上に努めるとともに、新しく創作されたデザインの登録、保全、普及啓発などの活動を行い、県内の模倣品による被害や紛争の防止、解決を図ってきました。しかし、デザインが海外へ流出し、安い労働力によって作られた商品が国内で大量に輸入販売されるなどの課題もあり、さらなる差別化と高付加価値化が求められています。

そこで本県では、日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携して、海外ネットワークを通じた現地実態調査を推進するとともに、不正競争防止法の適用、意匠や商標による保護も含めた地域ブランドづくりを推進していきます。

★伝統的工芸品の高付加価値化と模倣品などに対する差別化の推進【再掲】

★日本貿易振興機構（ジェトロ）などとの情報交換と連携による現地実態調査の推進【再掲】

#### （６）ブランドづくりのための市場開拓や販路拡大の推進（商工労働部、農林水産部）

本県の農林水産物やその加工品、伝統的工芸品などは、素晴らしい素材が多いものの、なかなか全国に流通する商品が出ていないという現状にあります。また、IT や宅配サービスの進展、消費者ニーズの多様化、安全・安心への指向、本物や個性へのこだわりなど、物産を取り巻く環境は変化しており、消費者ニーズを反映した商品開発や販路開拓に向けた生産者の意識改革が課題となっています。とくに安価な輸入品との競合により厳しい状況にある別府竹細工については、欧米市場を中心とした新たな販路を見出すことも課題となっています。

そこで本県では、園芸農産物のブランド化に向けて、本県特産のカボスやトマト、白ねぎなどをリーディングプロダクトと位置づけ、販売の県域一元化による有利販売や県産地づくりに行政、農業団体などが一体となって取り組んでいます。また、消費者や流通業者のニーズに合わせたオーダーメイド型の商品づくりと流通対策に取り組んでいます。さらに、全国規模の展示会・商談会への出展に対する助成、物産展への出展による商品の紹介・宣伝を推進するとともに、首都圏に設置するフラッグショップを活用し、魅力ある商品づくりと供給体制の構築に取り組み、全国に通用する商品を開発していきます。また、巨大市場が形成されつつある中国などの海外への展開については、市場特性の把握、百貨店や商社との関係づくりを推進していきます。

別府竹細工については、「海外展開研究会」を結成し、欧州を中心とした新たな市場への可能性を調査するとともに、ビジネスプランの構築を進めており、欧州での展示会や商談を通じて別府竹細工のブランド化を図っていきます。

★カボス、トマト、白ねぎなど、県域流通・県産地づくりを目指す製品の育成推進

★消費者や流通業者のニーズに合わせたオーダーメイド型商品づくりと流通対策の推進

★フラッグショップを活用した消費者ニーズの把握と県産品の販路拡大【再掲】

★大規模展示会への出展に対する経費助成と商品の紹介・宣伝の推進【再掲】

★海外市場への展開の検討【再掲】

#### （７）地域資源を活用した魅力ある地域づくりの推進（企画振興部）

地域ブランドとは、前述したように地域の商品やサービスを指したブランドとともに、地域のイメージを指したブランドがあり、これらが結びつき好循環を生み出すことで、持続的な地域経済の活性化が図られるものと期待されています。とくに旅行形態が団体から個人・グループに移行するなど、観光スタイルが大きく変化中、観光ニーズの多様化や質の高い観光の要求に応えるためには、地域にある資源を掘り起こし、磨き上げて地域の魅力を創出することが求められています。幸い本県は、新鮮な食材や豊富な温泉、さらには地域に根ざした文化や伝統などの地域資源に恵まれています。地域ごとの特性を生かした地域づくりを推進することで地域イメージも向上し、個々の地域の魅力がネットワークとなって相乗的な効果を生み出すことで、本県全体の地域ブランドとしての価値も高まることが期待されています。

そこで本県では、観光と地域づくりを一体とした地域の魅力づくりを推進するため、平成 16（2004）年度から提案公募型で民間の自主的・主体的な活動を支援しており、県内各地で NPO・ボランティア、観光団体、各種団体などが地域資源を生かした独自の地域づくりやまちづくりを展開しています。また、社団法人ツーリズムおおいたのコーディネータへ業務を委託して、地域資源を最大限に生かす方法などについて相談を受け付けています。

今後は、未だ発見されていない地域資源の掘り起こしや磨き上げの取り組みが、県内各地で自主的・主体的に展開されるように支援するとともに、磨かれた地域の個性を地域ブランド化する取り組みに対して、必要な情報の提供を行うなどの支援を行っていきます。

★地域資源の掘り起こしや磨き上げなど、民間の自主的・主体的な地域活動に対する支援の実施

★地域資源を最大限に生かすための指導相談の実施

★磨かれた地域の個性を地域ブランド化するための情報提供などの推進

#### 【知的財産を活用した地域ブランドの事例①】

大分県漁業協同組合（佐賀関支店）は、佐賀関沖で一本釣りしたアジやサバを「関あじ・関さば」として商標登録（商標第 4696358 号）し、他地域で獲れたものと差別化を図っています。また、全国の料理店と「関あじ・関さば特約加盟店」契約するなど、地域ブランドの確立に取り組んでいます。



#### 【知的財産を活用した地域ブランドの事例②】

大分県椎茸振興協議会（大分県農林水産部林産振興室内）は、日本一の生産量を誇り、安全・安心で美味しい「大分しいたけ」のシンボルマークを商標登録（商標第 4513864 号）し、取り扱い業者を認定するなど、地域ブランドの確立に取り組んでいます。



#### 【知的財産を活用した地域ブランドの事例③】

別府市の NPO 法人ハットウオンパクは、別府八湯地域において温泉を核としたウェルネス産業を起こすことを目的に、別府八湯温泉泊覧会（オンパク）を開催しており、そのシンボルマークを商標登録しています（商標第 4886373 号）。オンパクは、別府八湯のまちづくり運動の過程で誕生した取り組みであり、数名の住民が始めた路地裏ガイドから広がったまちづくりの動き、温泉と医療の新しい関係を模索した医師と旅館業界の取り組み、温泉活用の先進地ヨーロッパから持ち帰った温泉泥活用のエステへの取り組みなど、様々な活動が集まった別府再生、温泉地再生の取り組みが歴史となっています。



#### 【知的財産を活用した地域ブランドの事例④】

別府市の別府 ONSEN 資源研究開発国際協同組合は、温泉泥を使った美容・医療の先進地であるイタリア・ベネト州との交流をきっかけに、別府の温泉泥を使った癒し効果などについて、大分大学や県産業科学技術センターなどと産学官で共同研究を行うとともに、「別府八湯ファンゴティカ」を商標登録しています（商標第 4815313 号）。ファンゴティカ（FANGOTICA）とは、イタリア語の FANGO（泥）と ESTETICA（美学）を合わせた造語で、エステ施術のブランドとして他の温泉地との差別化が期待されています。



#### 【知的財産を活用した地域ブランドの事例⑤】

別府市の別府八湯温泉品質保証協会は、平成 17（2005）年 5 月 24 日の温泉法施行規則改正を契機に、利用者に分かりやすい温泉表示方法として温泉カルテを開発（特願 2005-147978）し、同カルテを作成する上での温泉分析方法に関し、民間の分析会社と共同で温泉管理システムを確立しています（特願 2005-206570）。



### 3. 知的財産マインドの醸成と人材育成

本県の中小企業者や生産者などの知的財産に対する意識は、第3章でも述べたように低く、知的財産マインドの醸成が重要な課題となっています。また、地方自治体や関係団体などの職員の知的財産に対する意識も、これまでの知的財産セミナーの参加状況などをみると低く、本県の産業振興や地域振興を推進するためには、一般知識から専門知識に至るまで幅広く習得した人材の育成が課題となっています。

また、大学などの高等教育機関における知的財産専門人材の育成や、次世代を担う青少年に対する知的財産教育と科学技術の振興は、我が国の経済発展に不可欠なものとなっています。

このような状況を踏まえ、本県では国や関係機関とも連携し、以下の取り組みを積極的に実施していきます。

#### (1) 中小企業者や生産者などに対する普及啓発の推進（商工労働部、農林水産部）

これまでの特許庁、九州経済産業局、日本弁理士会などと連携し、知的財産に係る制度説明会や啓発セミナーを開催してきましたが、農工連携による新たな産業の創出や地域ブランドの推進なども求められていることから、国や関係機関と連携してさらに充実したセミナーを企画・実施していきます。

また、消費者、生産者、流通業者、実需者の間でJAS規格（Japanese Agricultural Standard、日本農林規格）の共通認識が不十分であるため、実地調査と趣旨・内容の普及啓発を継続して実施していきます。

- ★制度説明、事例紹介、模倣対策、コンテンツ問題、基礎実務などを交えた初中級者向け知的財産セミナーの開催【再掲】
- ★産業、業種、専門分野別の実務者向け知的財産セミナー及び無料相談会の開催【再掲】
- ★地域ブランドセミナーの開催【再掲】
- ★JAS規格などに関する実地調査と普及啓発の実施【再掲】

#### (2) 地方自治体や関係団体などの職員に対する普及啓発の推進（商工労働部、農林水産部、教育庁）

知的財産に対する取り組みが活発化する中で、地方自治体や関係団体の職員も今後知的財産に対して様々な関わりを持つ可能性があります。しかし、公設試験研究機関の研究員、農業高校や工業高校の教員の一部で啓発が進んでいるものの、全体としては知的財産に対する知識が十分でないと思われることから、業務内容に応じて一般知識から専門知識に至るまで幅広く習得できるように、国や関係機関と連携した職員啓発研修を企画・実施していきます。

- ★制度説明、事例紹介、模倣対策、コンテンツ問題などを交えた一般職員向け知的財産研修の実施
- ★先行技術調査、出願資料作成などを交えた実務職員向け知的財産研修の実施

#### (3) 青少年に対する科学技術の振興と知的財産教育の推進（商工労働部、教育庁）

義務教育の現場では、理科1分野における「科学技術と人間」の中で、科学技術の利用と人間生活について学習しています。また、総合的な学習の時間の中で、地域の産業調べなどをテーマとした活動も見られるとともに、技術・家庭科における「情報とコンピュータ」の中で、情報モラルを通じて著作権などを尊重する態度を育成しています。

高校教育の現場では、大分県知的所有権センターから外部講師を招聘し、工業高校などにおいて産業財産権の普及啓発が図られています。また、教科「情報」では、情報収集や発信、制作活動において著作権などの知的財産について尊重する態度を育成しています。

課外活動においては、県内に六つの少年少女発明クラブ（大分、別府、杵築、佐伯、日田、豊後高田）があり、ボランティア指導員の協力の下、創作品の作成などに取り組んでいます。また、産業科学技術センターが実施する科学技術フェアにおいて、科学技術の発展を担う人材の育成を目的に、小学4～6年生を対象に体験教室などを行っています。

青少年の理科離れが進む中で、科学技術に対する関心の醸成や科学技術の発展を担う人材の育成が一層求められていますが、学校教育の現場では、知的財産教育の内容が専攻、各学校の方針などによっても異なるため、学習方法の見直しとともに指導方法の改善を今後図っていきます。また、



2005 全国少年少女発明クラブ創作展の開催を受け、少年少女発明クラブが設置されている六つの市において、小学4～6年生を主な対象とした工作教室や科学教室などを順次開催することにより、科学やものづくりに興味を持つ少年少女の拡大を図ります。さらに、大分県発明くふう展の開催やロボット・キットの作成などを通じ、発明・ものづくり機運の向上を図るとともに、科学技術指導員の研修会を開催し、指導力の向上と情報交換に努めていきます。

- ★知的財産教育における学習内容の見直しや指導方法の改善
- ★外部講師の招聘による知的財産教育の実施
- ★特許庁による教育機関を対象とした知的財産関連事業の活用促進
- ★情報モラル研修の推進と、インターネットなどの利用に関する校内運用・管理規定の見直し・改善
- ★社団法人発明協会大分県支部を通じた新設の少年少女発明クラブに対する運営支援（設立から3年間）
- ★科学技術フェア、工作教室や科学教室などを通じた科学やものづくりに興味を持つ少年少女の拡大
- ★大分県発明くふう展やロボット・キットの作成などを通じた発明・ものづくり機運の向上促進
- ★科学技術指導員の指導力の向上と情報交換の推進

#### （4）大学や企業などにおける知的財産専門人材の育成支援（商工労働部）

「法科大学院」や「知的財産専門職大学院」の設置、「MOT プログラム<sup>\*24</sup>」の導入などによる知的財産専門人材の育成が強化される中で、本県においても大分大学や立命館アジア太平洋大学でMOTプログラムが導入されています。

本県では、このような地域における知的財産専門人材の育成に係る取り組みに対し、必要に応じて大分県知的所有権センターのアドバイザーや県の職員を講師として派遣するなどの支援を行っていきます。また、初中級者向けや実務者向けの知的財産セミナー、知的所有権センターにおける企業戦略サポートなどを通じて、知的財産に係る実務能力の向上を図っていきます。

さらに本県では、工科短期大学校・高等技術専門校などを活用して製造業の現場を支える技術者・技能者の育成を図るとともに、半導体関連産業や高度加工組立型産業などが集積する中で、産学官連携により産業クラスターを支える人材の育成に努めています。平成16（2004）年4月には、若年者のためのワンストップサービスセンターである「ジョブカフェおおいた」を開設し、本県産業の将来を担う人材となるように、職場体験やインターンシップ、就職相談・指導などの支援も行っており、今後もこれらの施策を推進していきます。

- ★大学生を対象とした知的財産教育、MOT教育などにおける講師派遣
- ★企業人を対象とした知的財産教育、MOT教育などにおける講師派遣
- ★制度説明、事例紹介、模倣対策、コンテンツ問題、基礎実務などを交えた初中級者向け知的財産セミナーの開催【再掲】
- ★産業、業種、専門分野別の実務者向け知的財産セミナー及び無料相談会の開催【再掲】
- ★企業戦略サポートの推進【再掲】
- ★製造業の現場を支える技術者・技能者の育成
- ★産業クラスターを支える人材の育成
- ★ジョブカフェ事業の推進

#### 【用語説明】

\*24：MOTプログラムとは、技術と経営を融合し、技術経営（Management of Technology）的視点を持った人材を育成する教育プログラムです。

#### （5）「発明の日」の奨励（商工労働部）

国において、毎年4月18日は「発明の日」として定められており、各地で発明に因んだ様々なイベントが催されています。本県においても、科学技術の振興とともに、知的財産マインドを醸成する意味でこれを奨励し、広報活動などに努めていきます。

- ★広報活動の推進
- ★基調講演会の開催などの検討

### 【知的財産マインド醸成と人材育成の事例①】

平成 17 (2005) 年 9 月 7 日～10 月 28 日の期間に、大分市の県産業科学技術センターにおいて、特許庁、九州経済産業局との共催による「平成 17 年度知的財産権セミナー事業 (中小・ベンチャー企業対象) 連続セミナー」を開催しました。延べ 4 日間に渡る同セミナーでは、「知的財産の概要」、「経営戦略における知的財産権」、「加工・組立型産業における知的財産活用」、「食品・バイオ産業における知的財産活用」、「特許出願のために①、②」という内容で、弁理士、経営コンサルタント、中小企業経営者などを講師としてお招きしてご講演をいただき、延べ約 110 人の参加がありました。



### 【知的財産マインド醸成と人材育成の事例②】

平成 17 (2005) 年 10 月 19 日に、大分市の県産業科学技術センターにおいて、日本弁理士会との共催による「知的財産権セミナー 2005in おおいた～地域ブランドの確立と商標の活用～」を開催しました。日本弁理士会商標委員会委員の松田弁理士より、「商標法の改正と地域ブランドの関わり」についてご講演いただくとともに、県内外の有識者や関係者を交えて「地域ブランドを考える」と題したパネルディスカッションを行い、自治体や経済団体などから約 60 名の参加がありました。



### 【知的財産マインド醸成と人材育成の事例③】

平成 17 (2005) 年 11 月 8 日～13 日の期間に、日田市の日田玖珠地域産業振興センターにおいて、社団法人発明協会主催の「2005 全国少年少女発明クラブ創作展」が九州で初めて開催されました。開催期間中は、「愛・地球博」に出展された恐竜型ロボットのデモンストレーションもあり、会場には約 2,700 名が来場し、発明や科学技術に対する関心の高さが改めて示されました。



#### 4. 県有知的財産の創造、保護及び活用の推進と環境整備

第3章の表9に示したように、県有知的財産の多くは公設試験研究機関の研究成果によるものであり、それらの権利は産業振興や地域振興のために活用されてはじめてその価値が高まります。しかし、県有知的財産の出願、登録、管理及び活用については統一した基準がなく、各所属の判断で行われており、十分に活用されていないのが現状です。

一方で、知的財産立国の実現による産業競争力の強化や地域経済の活性化を図るため、全国的に大学や公設試験研究機関などの研究成果を知的財産として保護し、活用する動きが高まっています。したがって、本県の限られた予算の中で効率的かつ効果的に研究開発を推進するためには、県内の企業や生産者などのニーズを捉えて研究開発の目的を明確にするとともに、県有知的財産の出願、登録、管理及び活用についての基本的な方向を定め、産業の特性や権利の種類に応じて運用していくことが重要ですが、所属間の共通認識や連携を育むことが今後の課題となっています。

また、知的財産創出の源泉は研究者個々の資質や能力に依存することから、公設試験研究機関などの研究開発における県有知的財産の創出を促進するためには、研究者個々の能力の研鑽と向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるように各機関において研究マネジメント機能を強化することが重要な課題となっています。さらに、研究成果を適正に評価し、職務発明規程を見直すなど、研究者に対してインセンティブを付与していくことも重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、本県では公設試験研究機関などの研究開発における県有知的財産の創出を促進するとともに、その権利化や利活用について以下のとおり環境を整備し、産業振興や地域振興を積極的に推進していきます。

##### (1) 県有知的財産の出願、登録、管理及び活用に係るポリシーの策定（生活環境部、商工労働部、農林水産部、出納事務局）

本県には、衛生環境系、工業・工芸系、農林水産系の公設試験研究機関があり、県内の企業や生産者などのニーズを捉えた研究開発を行っています。これらの研究成果を最大限に活用するためには、それぞれの機関において、権利化できるものは権利取得の機会を失わないように先願主義や外部公表に留意して県有知的財産を取得するという意識を確立し、その実践を積み重ねていくことが求められています。また、これらの機関における研究開発は、単なる技術知識の習得や発表に止まらず、技術移転や事業化により県内へ広く還元されることが重要であり、研究成果を県有知的財産として保護することで、技術移転を受けた県内企業や生産者などの事業の優位性を高めることが期待されています。さらに、これらの機関の研究成果を県有知的財産として保護することは、研究実績を明確に示すために有効であり、客観的な評価や新たな課題の発掘とともに、実施料収入により次の研究資金を生み出すことにも繋がります。

そこで本県では、県内の企業や生産者などのニーズを捉えた研究課題を設定する際に、十分に先行技術調査や審議を行い、権利化の可能性があるものについては、先願主義や外部公表に留意して県有知的財産の取得を推進していきます。また、県有知的財産の実施許諾については、産業振興や地域振興の観点から県内を優先し、専用実施権又は独占的通常実施権を与える場合や県外へ実施許諾する場合は、公的機関としての透明性と公平性を確保しつつ行っていきます。さらに、実施料については、権利内容や利用範囲を考慮して設定し、県内で実施許諾される場合は実施料率を下げるなどの優遇措置を図っていきます。また、一定期間、実施許諾のない県有知的財産については、知的所有権センターなどと連携して実施許諾先を開拓し、それでも見込みの少ないものについては、審査請求や維持コストを考慮して権利を取り下げることが検討していきます。これらの判断は産業の特性や権利の種類により多少異なる可能性があるため、上述した内容をパテントポリシーや技術移転ポリシーの基本方向とし、研究成果物などの取り扱い、マテリアル・トランスファー（物質の譲渡）、共同研究や共同出願の取り扱い、共有知的財産における不実施補償、研究ノートの作成や守秘義務・秘密保持などにも留意した運用基準を各所属でまとめていきます。

また、県有知的財産の出願、登録、管理及び活用は各所属とその主管課が把握しており、登録完了後に無体財産権として県有財産台帳に登録することになっているものの、庁内で十分に周知されていない現状にあります。さらに、出納事務局長への権利の譲渡や失効などによる変動報告、実施許諾の合議についても漏れている可能性があるため、再度報告を依頼するなど管理を徹底していきます。また、出願中のものを含む全ての県有知的財産については庁内で整理されていないため、各

所属や主管課と知的財産担当部門、県有財産管理部門との情報共有を推進していきます。

- ★県内の企業や生産者などのニーズを捉えた研究課題の設定と先行技術調査の推進
- ★先願主義や外部公表に留意した県有知的財産の取得推進
- ★実施許諾における透明性や公平性の確保
- ★県内を優先した実施許諾の推進と実施料の優遇
- ★知的所有権センターなどと連携した実施許諾先の開拓と未利用知的財産の整理
- ★基本方向に基づいた県有知的財産の出願、登録、管理及び活用に係る運用基準の設定
- ★県有知的財産の管理強化と情報共有の推進
- ★技術移転の促進と知的創造サイクルの確立

## (2) 県有知的財産の出願経費などの確保（生活環境部、商工労働部、農林水産部）

公設試験研究機関などの研究成果を県有知的財産として保護し、最大限に活用していくことは、本県の産業競争力の強化や地域経済の活性化を図る上で今後ますます重要となります。また、これらの機関においても研究実績を明確に示す手段として有効であり、客観的な評価や新たな課題の発掘とともに、実施料収入により次の研究資金を生み出すことに繋がります。

本県において、県有知的財産はこれまであまり多く出願されておらず、出願に係る経費は既決の試験研究費の中から必要に応じて捻出されてきました。しかし、前述したパテントポリシーや技術移転ポリシーの基本方向に沿って各所属で運用基準をまとめる中で、県有知的財産の出願も増加することが予想されます。

そこで本県では、研究課題の設定や予算化の段階から出願経費を見積もるなど、県有知的財産の保護に向けた予算の確保に努めていきます。ただし、限られた予算の中で効率的に県有知的財産を保護するためには、実務職員向け知的財産研修や弁理士による無料相談会などを通じて職員自らが出願書類を作成できるように教育し、大学や公設試験研究機関などに対する特許審査請求料や特許料（1～3年分）の1/2減免制度もうまく活用していくことが必要です。一方で、波及効果が高いと認められる県有知的財産については、権利を戦略的かつ適切に保護していくことが重要であるため、所属内で出願内容や戦略性について十分に審議し、弁理士を活用していくことも検討しなければなりません。

また、県有知的財産の保護とともに技術移転を促進し、実施料収入を次の研究資金として活用できるように、知的創造サイクルの確立に向けて取り組んでいきます。

- ★県有知的財産の保護に向けた予算の確保
- ★実務職員向け知的財産研修や弁理士による無料相談会などを活用した職員の実務能力の向上と経費節減
- ★特許庁における特許審査請求料や特許料（1～3年分）の1/2減免制度の活用
- ★県有知的財産の戦略的かつ適切な保護の推進
- ★技術移転の促進と知的創造サイクルの確立【再掲】

## (3) 研究者へのインセンティブの付与（総務部、生活環境部、商工労働部、農林水産部）

大学や公設試験研究機関などの研究開発は、地域における知的財産創出の源泉として大きな役割を担っています。本県における知的創造サイクルを確立し、産業競争力の強化や地域経済の活性化を図るためには、まず知的財産を創出することが不可欠ですが、これらの機関では研究成果を知的財産として保護し、県内の企業や生産者などへ迅速に技術移転するとともに、実用化に向けて積極的に支援することが強く求められています。

一方で、知的財産の創出は研究者個々の資質や能力に依存することから、研究者個々の能力の研鑽と向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるように各機関において研究マネジメント機能を強化することが重要な課題となっています。さらに、研究成果を適正に評価し、職務発明規程を見直すなど、研究者に対してインセンティブを付与していくことも重要な課題となっています。

そこで本県では、研究者間の情報交換や大学・国の研究機関への派遣研修などを通じて研究者としての能力の研鑽と向上を図るとともに、今後は知的財産研修を通じて知的財産に係る実務能力の向上にも努めていきます。また、各機関における研究マネジメント機能を強化し、県有知的財産の戦略的かつ適切な保護を推進していきます。さらに、昭和51（1976）年に制定された職務発明規程を見直すとともに、研究評価へ反映するなど、研究者に対してインセンティブを付与してい

ます。

- ★研究者個々の能力の研鑽と向上の促進
- ★実務職員向け知的財産研修や弁理士による無料相談会などを活用した職員の実務能力の向上と経費節減【再掲】
- ★各機関における研究マネジメント機能の強化
- ★県有知的財産の戦略的かつ適切な保護の推進【再掲】
- ★職務発明規程の見直し
- ★研究評価への反映
- ★技術移転の促進と知的創造サイクルの確立【再掲】

#### （４）知的財産担当部門の強化と関係機関における知的財産担当の設置（総務部、生活環境部、商工労働部、農林水産部）

本章の最初に示した４つの基本方向とこれまでに述べた課題解決の方策を具体的に推進していくためには、国や関係機関との密接な連携とともに、庁内の部局横断的な連携による取り組みが必要です。県として知的財産対策を政策的に推進するためには、庁内の知的財産担当部門を強化し、総合的な企画・調整を行っていくことも重要な課題となっています。また、公設試験研究機関などの研究成果を県有知的財産として保護し、最大限に活用していくことにより、各所属や主管課での知的財産に係る業務も増えることが予想されます。

そこで本県では、庁内の知的財産担当部門を強化し、知的財産対策の総合的な企画・調整を行っていきます。また、関係機関に知的財産担当を設置し、前述した特許ポリシーや技術移転ポリシーの基本方向に沿って運用基準をまとめ、県有知的財産の戦略的かつ適切な保護と活用を促進していきます。

- ★知的財産担当部門の強化と知的財産対策の総合的な企画・調整の推進
- ★関係機関における知的財産担当の設置
- ★基本方向に基づいた県有知的財産の出願、登録、管理及び活用に係る運用基準の設定【再掲】
- ★県有知的財産の戦略的かつ適切な保護の推進【再掲】
- ★技術移転の促進と知的創造サイクルの確立【再掲】

### 【県有知的財産の技術移転事例①】

日田市の株式会社アサヒは、産業科学技術センターで開発された子供用のテーブルと椅子の技術移転（意匠第 1223400 号、意匠第 1239304 号、意匠第 1239305 号）を受け、製品化に成功しました。未利用杉部材である寝曲がり材や間伐材を活用し、柔らかさや軽さを生かした積み重ね可能な幼稚園・保育園用家具として、日田市内の保育所などに導入されています。



### 【県有知的財産の技術移転事例②】

大分市の株式会社エムツーアイは、産業科学技術センターと竹工芸・訓練支援センターで共同開発された竹製車椅子の技術移転（意匠第 1149385 号）を受け、製品化に成功しました。地域資源である竹を利用し、人との親和性や使用環境の調和性に優れた福祉機器として、地元の旅館業界などからも高い評価を受けています。



### 【県有知的財産の技術移転事例③】

竹田市のぶんご有機肥料株式会社は、産業科学技術センターで開発された杉パークからなる油吸着材の技術移転（特許第 3697468 号）を受け、製品化に成功しました。従来は焼却処分されていた製材過程で発生する杉パーク（樹皮）の親油性に着目して開発された同油吸着材は、平成 16（2004）年 9 月の台風 18 号により、広島県沖で沈没した船舶から流出する重油の回収に利用されるなど、その効果や作業性が評価されています。



### 【県有知的財産の技術移転事例④】

日田市の合名会社まるはらは、産業科学技術センターと共同で、地域資源である鮎の旨味を残し、魚特有の臭みをなくした鮎魚醤の開発に成功しました（特許第 3598093 号、特許第 3598094 号）。首都圏での展示会に出展するなど PR に努めた結果、料理業界で高い評価を受け、新規受注に繋がっています。



### 【県有知的財産の技術移転事例⑤】

別府市の株式会社ユーネットは、産業科学技術センター、竹工芸・訓練支援センターと共同で、兵庫県赤穂市にある昔ながらの流下式塩田をヒントに、地域資源の竹を使った温泉冷却装置の開発に成功しました（実用新案第 3112971 号）。同装置は、外観が美しく、メンテナンスも容易で、約 100℃のお湯を加水せず短時間で冷却することができるため、100%源泉の提供と深夜営業が可能となり、導入した別府市鉄輪の温泉施設では売上高が 30%以上増加しています。



## 第5章 知的財産施策に係る国や大分県内の 主な支援窓口

知的財産立国の実現に向けて、国や大分県では様々な知的財産施策を推進しています。表10～11に知的財産施策に係る国や大分県内の主な支援窓口を示しますので、お困りの際はご気軽にご相談下さい。

表10 知的財産施策に係る国の主な支援窓口

支援窓口	連絡先	主な業務
①内閣官房知的財産戦略推進事務局	〒100-6011 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 11階 TEL:03-3539-1801、URL: <a href="http://www.ipr.go.jp/">http://www.ipr.go.jp/</a>	省庁間を越えた知的財産戦略の推進等
②特許庁	〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3 TEL (代表) :03-3581-1101、URL: <a href="http://www.jpo.go.jp/">http://www.jpo.go.jp/</a>	産業財産権制度の企画立案・審査・審判等
③九州経済産業局特許室	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 TEL:092-481-2468、URL: <a href="http://www.kyushu.meti.go.jp/">http://www.kyushu.meti.go.jp/</a>	特許庁の地域窓口機能、知的財産の保護・活用に向けた広報・普及・相談、地域知的財産戦略推進計画の策定等
④九州知的財産戦略センター	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-23 博多駅前第2ビル 2階 TEL:092-481-2468 URL: <a href="http://www.kyushu.meti.go.jp/under/tokkyo/home.htm">http://www.kyushu.meti.go.jp/under/tokkyo/home.htm</a>	九州経済産業局内に設置、知的財産に係る啓発・相談・人材育成等
⑤独立行政法人工業所有権情報・研修館	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-3 TEL (代表) :03-3501-5765、URL: <a href="http://www.ncipi.go.jp/">http://www.ncipi.go.jp/</a>	特許公報などの閲覧、相談、特許流通、情報普及、研修、人材育成等
⑥社団法人発明協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-14 TEL (総務) :03-3502-5421、URL: <a href="http://www.jiii.or.jp/">http://www.jiii.or.jp/</a>	発明奨励、青少年創造性開発育成、産業財産権制度の普及、地域振興等
⑦財団法人日本特許情報機構	〒135-0016 東京都江東区東陽 4-1-7 佐藤ビル 6階 TEL (代表) :03-3615-5511、URL: <a href="http://www.japio.or.jp/">http://www.japio.or.jp/</a>	特許情報の収集・加工・提供及び調査・研究・開発等
⑧日本弁理士会	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 TEL:03-3581-1211、URL: <a href="http://www.jpaa.or.jp/">http://www.jpaa.or.jp/</a>	会員の能力の研鑽と向上のための研修、産業財産権制度の研究と普及等
⑨文化庁長官官房著作権課	〒100-8959 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL (代表) :03-5253-4111、URL: <a href="http://www.bunka.go.jp/">http://www.bunka.go.jp/</a>	著作権制度の企画立案・登録等
⑩財団法人ソフトウェア情報センター	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4階 TEL:03-3437-3071、URL: <a href="http://www.softic.or.jp/">http://www.softic.or.jp/</a>	プログラム著作物や回路配置利用権の登録、コンピュータプログラムの法的保護に関する調査研究等
⑪農林水産省生産局種苗課	〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL (代表) :03-3502-8111、URL: <a href="http://www.maff.go.jp/">http://www.maff.go.jp/</a>	育成者権の審査・登録・管理等
⑫独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）	〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階 TEL (代表) :03-3582-5511 URL: <a href="http://www.jetro.go.jp/indexj.html">http://www.jetro.go.jp/indexj.html</a>	輸出支援、地域経済活性化、海外経済情報収集・分析、貿易投資相談・情報提供、海外ビジネス展開支援等
⑬社団法人日本食品特許センター	〒105-0014 東京都港区芝 2-5-24 芝 MARビル TEL:03-3769-5221、URL: <a href="http://www.jfpc.net/">http://www.jfpc.net/</a>	資料提供、講演会開催、海外研修、相談・斡旋等
⑭社団法人日本デザイン保護協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-5 虎ノ門1丁目森ビル TEL:03-3591-3031、URL: <a href="http://www.jdpa.or.jp/">http://www.jdpa.or.jp/</a>	意匠登録出願・管理に関するサービス、デザインの保護、行政施策への協力等
⑮日本知的財産仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 TEL:03-3500-3793、URL: <a href="http://www.ip-adr.gr.jp/">http://www.ip-adr.gr.jp/</a>	知的財産に係る相談・調停・仲裁・センター判定、JPドメイン名に関する紛争処理等

表 1 1 知的財産施策に係る大分県内の主な支援窓口

支援窓口	連絡先	主な業務
①大分県商工労働部 産業技術開発室	〒 870-8501 大分県大分市大手町 3-1-1 TEL (代表) :097-536-1111 URL: <a href="http://www.pref.oita.jp/">http://www.pref.oita.jp/</a>	知的財産施策の企画立案や関係機関との連絡・調整、新技術・科学技術の振興、農工連携や産学官連携の促進、LSI クラスター構想推進、産業科学技術センターや知的所有権センターの事業管理等
②大分県知的所有権 センター	〒 870-1117 大分県大分市高江西 1-4361-10 大分県産業 科学技術センター内 TEL:097-596-7101 URL: <a href="http://www.oita-ri.go.jp/info_data/Chiteki.htm">http://www.oita-ri.go.jp/info_data/Chiteki.htm</a>	先行技術調査・特許管理・研究開発の 動向調査などに関する指導相談、特許 取引・移転に関する指導相談、保有特 許の活用・ライセンス契約に関するアド バイス 等
③社団法人発明協会 大分県支部	〒 870-1117 大分県大分市高江西 1-4361-10 大分県産業 科学技術センター内 TEL:097-596-7121 URL: <a href="http://www.oita-ri.go.jp/info_data/Hatumei.htm">http://www.oita-ri.go.jp/info_data/Hatumei.htm</a>	知的財産権制度の普及啓発、弁理士に よる無料相談、特許電子出願に関する 指導相談、発明奨励、特許情報提供等
④財団法人大分県産 業創造機構	〒 870-0037 大分県大分市東春日町 17-20 TEL (代表) :097-533-0220 URL: <a href="http://www.columbus.or.jp/">http://www.columbus.or.jp/</a>	企業化支援、商業活性化支援、販路開 拓支援、生産改善支援、研究開発支援、 交流・連携促進支援、調査研究、地域 活性化支援、人材育成、情報提供、情 報化支援等
⑤有限会社大分 TLO	〒 870-1192 大分県大分市旦那野原 700 TEL:097-554-6158 URL: <a href="http://tlo.radc.oita-u.ac.jp/">http://tlo.radc.oita-u.ac.jp/</a>	大学等の研究成果の技術移転、共同研 究や受託研究の斡旋、公的プロジェクト支 援、ベンチャービジネス支援等
⑥独立行政法人日本 貿易振興機構大分貿 易情報センター（ジ ェトロ大分）	〒 870-0266 大分県大分市大字大在 6 番大分国際貿易セ ンタービル 3 階 TEL:097-592-4081 URL: <a href="http://www.jetro.go.jp/jetro/offices/japan/oita/">http://www.jetro.go.jp/jetro/offices/japan/oita/</a>	輸出支援、地域経済活性化、海外経済 情報収集・分析、貿易投資相談・情報 提供、海外ビジネス展開支援等